# 資料94-1

# 電気通信番号規則の制定等について

(諮問第3113号)

# <目 次>

1	報告書
2	答申書(案)10
3	改正概要 · · · · · · · 11
4	省令・告示案 24
•	電気通信番号規則案 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
• '	き: 諮問対象外) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案・・・・・・・ 108 電気通信事業法施行規則第29条の4第3号の規定に基づき、 総務大臣が別に告示する番号を定める告示案 ・・・・・・・・・155

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 新 美 育 文 殿

電気通信番号委員会

主 査 相 田 仁

報告書

平成31年1月25日付け諮問第3113号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の制定等については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

以上

■ 意見募集期間:平成31年1月26日(土)から同年2月25日(月)まで

■ 意見提出件数:8件 (内訳:法人5件/個人3件)

■ 意見提出者:

No.	意見提出者(意見提出順、敬称略)
1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	Microsoft Corporation
4	株式会社NTTドコモ
5	KDDI株式会社
_	個人(3件)

# 電気通信番号規則の制定案等に対する意見及びそれに対する考え方

# (1) 全般について

意見	考え方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見1-1 今回の制度整備の趣旨を踏まえ、利用者利便の確保を図るべく、番号の効率 的な使用に努め、サービスの円滑な提供に取り組んでいく。	考え方 1	
今回の電気通信番号に関する制度見直しは、電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に適正に電気通信番号を割り当てるための制度として整備されたものと認識しております。当社は、今回の制度整備の趣旨を踏まえ、利用者利便の確保を図るべく、これまでと同様に番号の効率的な使用に努め、その番号を用いたサービスの円滑な提供に取り組んでいく考えです。	賛同の御意見として承ります。	無
【東日本電信電話株式会社】【西日本電信電話株式会社】		
意見1-2 本改正案は、固定電話番号の使用について、品質や信頼性を維持しながらも、 新しいサービスの創出を促進する指針となるものと考える。		
弊社は、総務省の電気通信番号政策委員会等において新技術によるOAB-J番号利用の形態について議論していただいたことに深く感謝申し上げます。 本省令等改正案は、これまでの議論を踏まえ、品質や信頼性を維持しながらも、技術革新等による新しいサービスの創出を促進する指針となるものと考えております。		
[Microsoft Corporation]		

# (2) 電気通信番号計画案について

(2) 電丸通信番方計画条について		
意見	考え方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見2-1 PSTNのIP網への移行、固定電話番号に係る双方向番号ポータビリティ等については、関係事業者間で、利用者利便の確保を図りながら、円滑な移行に向けた取組を進めている。総務省においては、今後とも、関係事業者間の協議状況等を注視し、利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、柔軟な制度の運用をお願いしたい。	考え方2	
今後、導入が予定されている「PSTNマイグレーション」・「固定電話の双方向番号ポータビリティ」等の新たな仕組みに対し、当社を含む関係事業者間で、利用者利便の確保を図りながら、円滑なサービス移行・提供に向けて引き続き取り組んでまいります。その際、これまでの取り組みと同様に、貴省とも連携させていただく考えですが、貴省においては、今後とも、関係事業者間の協議状況や市場環境の変化を注視していただき、事業者の効率的な事業運営等による利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、柔軟な制度の運用をお願いしたいと考えます。  【東日本電信電話株式会社】【西日本電信電話株式会社】	賛同の御意見として承ります。 本改正案は、「固定電話網の円滑な移行の 在り方」(平成29年3月28日及び同年9月27日 情報通信審議会答申)を踏まえ、固定電 話番号及び携帯電話番号において I P-I P接続に対応した E N U M 方式による網間 信号接続を実施すること、及び固定電話番 号の双方向番号ポータビリティを可能とす	無
意見2-2 PSTNのIP網への移行及び固定電話番号に係る双方向番号ポータビリティの実現については、関係事業者間で協議を進め、課題解決に取り組んでいる。総務省や関係審議会においては、進捗状況を注視するとともに、柔軟な制度の運用を希望する。	ることを規定するものです。 今後、総務省においては、事業者間の協議 状況を十分注視しつつ、当該規定を適切に 運用するとともに、固定電話番号及び携帯 電話番号以外の電気通信番号に関する取扱	
「固定電話網の円滑な移行の在り方(二次答申)」に示されたとおり、IP網への移行(ENUM方式を利用したIP相互接続への移行等)及び固定電話番号の双方向ポータビリティの導入は2025年初頭の実現を予定しています。 弊社を含む関係事業者は「PSTNマイグレーション意識合せの場」にて必要な事項に関する協議を精力的に進めており、その時期までに実現すべく積極的に課題の解決に取組んでいるところです。 該当箇所の「平成37年1月末までに」という時期は、これらの答申や関係事業者の取組みを反映していただいた期日と理解しています。 また、固定電話番号の双方向ポータビリティは、実現方式の関係から固定電話番号以外の事業者も含めて全てがENUM方式を利用したIP相互接続への移行を完了する必要があることも充分認識しております。 固定電話番号の指定を受けている事業者は現在約20社あり、その他の電気通信番号の	に出番うながの電気通信番号に関する取扱いも含め、PSTNのIP網への移行の段階に応じ、必要な規定の整備を行っていくことが適当です。	

指定を受けている事業者を含めると、IPへの移行に関係するのはおそらく30社程度になると思われます。これら全ての事業者が多様な電話サービスを維持しつつ規模の大小に係らず足並みを揃えて一斉にIP相互接続へ移行することは我が国通信史上初の試みであり、大変意義深いものと考えております。

こうした前例の無い挑戦では様々な問題が生じ、解決に困難が伴うこともあると思いますが、一部事業者に悪い影響を与え、利用者の利便性を損なわないよう留意して進める必要があると考えます。

総務省殿及び関係する審議会におかれましても進捗状況を注視していただき、都度適切なご判断や柔軟な制度の運用をいただきたく、希望します。

【KDDI株式会社】

意見2-3 全ての網間信号接続の対象事業者と、IPを使用して直接接続できるよう、引き続き取り組む。総務省においては、関係事業者間の連携状況を踏まえ、利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、制度の運用をお願いしたい。

対象箇所:第3の表 音声伝送携帯電話番号 の項 電気通信番号の使用に関する条件 の 欄 第3の3

「全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続」 を実施できるよう引き続き取り組んでまいります。貴省においては、実施に向けた関係事 業者間の連携状況をご配慮頂き、利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、制度 の運用をお願いいたします。

【株式会社NTTドコモ】

意見3 固定電話番号を使用した電話転送役務について、これを卸電気通信役務として提供する場合には、最終利用者の本人特定事項、活動の拠点等の確認は、当該卸電気通信役務の提供先(卸先事業者)が直接実施すると認識している。

引き続き、番号指定事業者や卸電気通信事業者に対する管理・監督を希望する。

対象箇所:第3の表 固定電話番号 の項 電気通信番号の使用に関する条件 の欄 第4

該当箇所にて、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の際、最終利用者への確認 事項(本人特定事項・活動拠点等)を規定いただいています。

固定電話番号を使用した電話転送役務を卸提供し、その卸先電気通信事業者が最終利用者に対して契約締結された場合、最終利用者への確認事項(本人特定事項・活動拠点等)は卸先電気通信事業者が直接実施すると認識しています。引き続き、番号指定事業者や卸

考え方3

賛同の御意見として承ります。

なお、御意見のとおり、最終利用者の本人特定事項、活動の拠点等の確認については、 原則として当該最終利用者と契約を締結す る電気通信事業者が直接実施することとな ります。

また、当該確認の義務は、固定電話番号を

無

電気通信事業者に対して、管理・監督いただくことを希望します。

【KDDI株式会社】

使用して電話転送役務を提供する全ての電 気通信事業者に課せられるものであり、総 務省において電気通信番号使用計画の認定 を通じて管理・監督を行うこととなります。

固定電話番号を使用して電話転送役務を 提供する電気通信事業者が卸電気通信役務 の提供を行う場合には、当該卸電気通信役 務の提供先(卸先事業者)に、当該確認の義 務を履行させるよう、管理・監督を行うこと が求められます。

意見4 転送電話サービスは、法人等(法人格を有しない個人事業主を含む。)において、 様々な事情を有する従業員の多様な働き方を実現する一助になる等、社会的に有用な側 面のあるサービスである。

固定電話番号を使用した電話転送役務における本人確認について、今般の法改正の趣旨に逸脱しない範囲において、法人等の利用者にとって過度な負担とならないよう、可能な限り柔軟な運用を認めていただきたい。

考え方4

#### 対象箇所:別表第4

今般の電気通信番号規則等における転送電話サービスに関する改正は、固定電話番号の 識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保するとともに、一般利用者(消費者)の保護 を図る上で、大変意義深いものと認識しております。

本来、法人等(法人格を有しない個人事業主を含みます。)が転送電話サービスを活用する状況として、例えば、以下が挙げられます。

- ・営業や出張等で外出中の就業員がその外出先でも会社の固定電話番号(代表番号や部署の直通番号)を使用して発着信することができるようになることで急を要する当該法人等の顧客のニーズに迅速に対応できるようになること
- ・あるいは子育て・介護をする必要のある従業員や、通勤が負担となる障がいのある従業員、通勤時間が長時間となる地方在住等の従業員等が自宅に居ながら会社の固定電話番号を使用して発着信することができるようになること

様々な事情を有する従業員の多様な働き方を実現する一助になる等、社会的に有用な側面のあるサービスであると認識しております。従って、固定電話番号の識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保するとともに、一般利用者(消費者)の保護を図るという今般の法改正の趣旨に逸脱しない範囲においては、法人等の利用者にとって過度な負担となら

賛同の御意見として承ります。

なお、固定電話番号を使用した電話転送 役務については、電気通信番号計画におい て、本人確認を含む電気通信事業者が満た すべき条件が示されており、原則として電 気通信事業者からの電気通信番号使用計画 を総務省において個別に審査・認定するこ ととされています。

総務省においては、固定電話番号の識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保するとともに、最終利用者(消費者)の保護を図る観点から、制度を適切に運用することが適当です。また、電気通信事業者から示された具体的な手法を個別に審査・認定する際には、今般参考とした犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22

無

ないよう、可能な限り柔軟な運用を認めていただきたいと考えます。

具体的には、転送電話サービスの既存の契約者(法人等)においてその従業員がテレワ 一ク等を行うことになったり、あるいは拠点追加や定期的な人事異動等があり、転送電話 サービスの追加申し込みを行う場合に、毎回、同じ書面等(その法人等の登記事項証明書 等)を提示等せずに済むよう、例えば、契約者(法人等)の申込担当者と面識がある場合 や契約者にしか知り得ない情報(暗証番号、パスワード、お客様番号等)の申告を受ける ことができたような場合には、電気通信番号計画別表第4第6項に定める書類の再提示等 は不要とする等の特定事項確認に係る緩和措置を設けていただきたいと考えます。

(ご参考 犯罪収益移転防止法施行規則第16条第2項)

【KDDI株式会社】

意見5 転送電話サービスは、時代遅れで、廃止する事が望ましい。付加価値の低い「テ レワーク (在宅勤務)」を維持する意味と価値が無い。

「固定電話番号サービスを利用する転送電話サービス」等では、「テレワーク(在宅勤 務)」を基準とした機能と、思いますので、転送電話サービスは、時代遅れなので、廃止 | 関する条件については、「固定電話番号を利 する事が望ましいと、私し個人は考えます。具体的には、「情報技術 (IT)」の分野では、 「IP(インターネットプロトコル)」での「5G(第5世代)」における構造の「3GP 年9月19日 情報通信審議会答申)を踏ま P (GSM方式及びW-CDMA方式)」に対し、ITネットワークの導入が、支流と成 │ えて規定するものです。 りますので、「衛星通信回線(サテライトシステム)」での転送の機能に切り替える事で、 付加価値が高く成る構造と、私は考えます。要約すると、「固定電話番号サービスを利用│が営業・出張・テレワークにおいて電話をか する転送電話サービス」は、財政コストで維持する事に対し、意味と価値が無いです。要│ける場合などにニーズがあり、このような するに、「人工知能 (AI)」の分野では、「API(アプリケーションプログラミングイ | サービスをうまく活用することで「働き方 ンターフェイス)」でのエッジコンピューティングを導入したAIネットワークが融合さ | 改革」にも寄与することができ、利用者利便 れ、クラウドコンピューティングの「ビックデーター (BD)」が、主流に成ると、私は考 l に資するものとされています。 えます。付加価値の低い「テレワーク(在宅勤務)」を財政コストで、維持する意味と価 値が無いです。

考え方5

固定電話番号を使用する電話転送役務に 用する転送電話サービスのあり方」(平成30

号) の運用も踏まえることが適当です。

同答申において、転送電話は、法人の職員

【個人1】

無

意 見	考え方	意見を踏まえた
į	7,	案の修正の有無
意見6 同名の法人等が複数存在した場合に生じる問題を回避するため、標準電気通信番号使用計画案の各様式に法人番号の記入欄を設けるべき。	考え方 6	
標準電気通信番号使用計画案の各様式(別表第1(第2の1関係)及び別表第2(第2	標準電気通信番号使用計画案の様式(別	無
の2関係))について、法人番号の記入欄が無いように思われたが、記入欄を設けておく	表第1及び別表第2)は、制度施行後の電気	
のが望ましいはずであるので(ここでの事業者取り違えなどがあると問題であるし。世の	通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第50条の	
中には「アーク」という名称の会社が数多く(400以上)あるのであるが、その様な同名	2第3項の規定により認定を受けたものと	
の法人等が数多くある事業者(あるいはそれを偽ったりする者や、同名である事にかこつ	みなされることを希望する電気通信事業者	
けて事業者や行政に絡んでヒューマンエラーを起こそうと企図する者など。)が電気通信	が、電気通信番号使用計画を作成する際のひ	
事業者等として複数存在した場合に問題ある事態が起こらないとも限らないので、付して	な形となるものです。	
おくべきであると考える。)、法人番号の記入欄を設けるべきと思われた。	当該電気通信番号使用計画は、該当する	
	電気通信事業者において作成し、適切に運	
【個人2】	用されることを求めるものですが、総務大	
	臣へ届出等を行うことまでは求めていませ	
	ん。このため、標準電気通信番号使用計画案	
	の様式では、法人番号の記入欄を設けてい	
	ないものです。	
	なお、同法第50条の2第1項の規定によ	
	り電気通信番号使用計画の認定を受けるた	
	めに総務大臣への申請を行う場合の様式	
	(電気通信番号規則案の様式第1)及び電	
	気通信番号を使用する電気通信事業者に対	
	して毎年度の報告を求める様式(総務省に	
	おいて今般改正する電気通信事業報告規則	
	(昭和63年郵政省令第46号)の様式)には法	
	人番号の記入欄が設けられており、御意見	
	にある同名の法人等が存在する場合にも特	
	定が可能なものとされています。	

# 【諮問対象外】

# (4) その他

意見	考え方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見7 平成16年総務省令第44号※附則第4条第2項第3号を改正すべき。 ※電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令	考え方7	
平成16年総務省令第44号の附則第4条第2項第3号の「電気通信番号規則第九条第一項 第一号に規定する電気通信番号を用いて」を「電気通信番号規則(平成 年総務省令第 号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して」に改正するべきだと思います。 【個人3】	1 11 11 11 11 11 11	有

総 務 大 臣 石 田 真 敏 殿

> 情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 多 賀 谷 一 照 印

答 申 書(案)

平成31年1月25日付け諮問第3113号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の制定等については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。

以上

(注) 別添については、平成31年3月28日付け電気通信番号委員会 報告書別添と同内容であるため省略。

# 電気通信番号規則の制定等について

平 成 3 1 年 3 月 総 務 省 総 合 通 信 基 盤 局

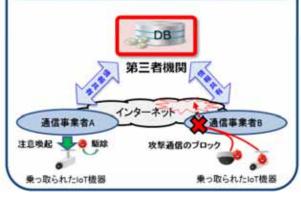
12

■ 平成30年5月23日に公布された電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を 改正する法律の施行に伴い、電気通信番号規則の制定等の電気通信番号に関する制度整備を実施

# ①深刻化するサイバー攻撃への 通信事業者の対処の促進

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害の深刻化
- ●サイバー攻撃の送信元となるマルウェア感染機器などの情報を共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進

#### 第三者機関を通じた情報共有による対処



# ②電気通信番号に関する制度整備

- モバイル化・IoT化に伴う番号二一 ズの増大による番号の逼迫やIP 網移行に対応した全ての事業者による番号管理の必要性
- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、 使用条件を付して事業者に番号を 割り当てるための制度を整備

#### 番号の逼迫状況や効率的な使用

■ 番号の逼迫状況

44	港建	指定學	使用事
070/080/090	携帯電話・PHS	90.4%	70.3%
0120	着信課金	99.2%	55.3%

- その他、固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、 全国(582地域)のうち138地域で指定率が80%以上 (平均使用率が18.6%)
- ■番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び) 固定電話は現在、NTT東西から他事業者への 片方向のみ。今後、携帯電話と同様、双方向番号 ポータビリティを実現

#### ③電気通信業務等の休廃止 に係る利用者保護

- IP網移行や通信設備の更改等を 背景として利用者への影響が 大きい業務等の終了が予定
- 事業者が業務の休廃止に伴い 行う利用者周知について、行政が 予め確認するための制度を整備

#### 例:廃止予定のINSサービスの用途

コンビニのPOS カード決済端末





銀行取引(EB) 企業間取引(EDI)





施行期日

法律の施行日と同じ

(法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

#### $\frac{1}{3}$

# 制度整備後の手続きの概要

■ 電気通信番号の公平·効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して 電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備。

# 電気通信番号使用に関する手続き

● 総務大臣は、電気通信番号計画(告示 )を作成・公示 (新事業法第50条第2項)

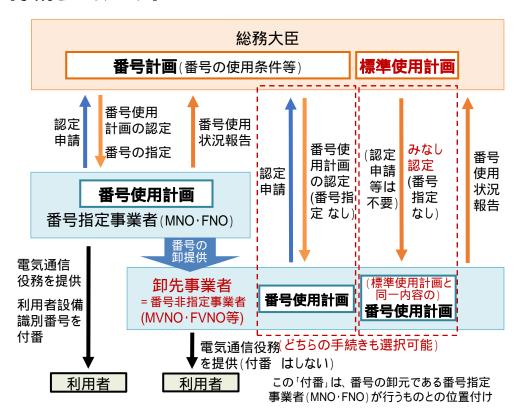
電気通信番号の種別ごとに、提供役務の内容、使用の条件 (重要通信、番号ポータビリティ、使用期限等)等を記載

- 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならない(新事業法第50条の2第1項)
- 総務大臣は、電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること等を審査し、認定(併せて電気通信番号を指定)(新事業法第50条の4第1項)
- 卸先事業者(MVNO·FVNO等)についても、次のいずれか の手続きが必要
  - ▶ 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける
  - ▶ 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成(新事業法第50条の2第3項) (この場合、総務大臣の認定を受けたものとみなされる)

# 電気通信番号の適正使用に関する担保措置

- 認定された電気通信番号使用計画に従って、指定があった 電気通信番号を使用しなければならない(新事業法第50条第1項)
- 違反した場合は、総務大臣による適合命令 (新事業法第51条)
- 適合命令に従わない場合は認定の取消し(新事業法第50条の9第4号)

#### 【手続きのイメージ】



(略称) 番号計画 = 電気通信番号計画 番号使用計画 = 電気通信番号使用計画

標準使用計画 = 標準電気通信番号使用計画

# 制度整備の概要

#### 新設、改正する省令・告示等

- 電気通信番号規則(新設する省令(併せて現行の電気通信番号規則を廃止))
  - ▶電気通信番号使用計画の記載事項
  - >電気通信番号使用計画の認定申請の手続き(申請様式等)
  - >電気通信番号使用計画の認定の基準
  - ▶電気通信番号の管理の引継ぎ
  - ▶利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定に関する規定
- **電気通信番号計画**(新設する告示)

電気通信事業者が、電気通信番号使用計画の認定及び電気通信番号の指定を受ける際の基準

- ≻電気通信番号の種別、識別する電気通信設備・役務の種類・内容
- ▶電気通信番号の使用に関する条件
  - ✓重要通信の取扱いに関する条件
  - ✓番号ポータビリティに関する条件
  - √使用の期限
  - √その他の条件
- 標準電気通信番号使用計画(新設する告示)

番号非指定事業者が「みなし認定」を受ける際の基準

- 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)
- 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
  - ▶ 電気通信番号の使用状況の報告
  - ▶ 「みなし認定」を受けた者が作成した電気通信番号 使用計画に関する報告



今回の諮問の対象

- その他省令の整備(電気通信番号規則を引用する規定等)
- その他告示等の整備

電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令 第75号)その他電気通信番号規則を引用する規定等

#### 15

# 電気通信番号の種別

■ 電気通信番号のうち電気通信事業者が利用者に直接付番する番号(利用者設備識別番号)については、総務大臣が、電気通信事業者の電気通信番号使用計画の認定と併せて必要な指定を行う(利用者に直接付番しない利用者設備識別番号以外の番号については、審査事項・手続きを簡略化して総務大臣が指定を行う。)。

# 利用者設備識別番号

主な電気通信番号の種別		用途等
固定電話番号	0AB ~ J	固定電話番号
付加的役務電話番号	0120、0800、0570等	付加的なサービス(着信課金等)の番号
音声伝送携帯電話番号	070、080、090	携帯電話·PHS番号
データ伝送携帯電話番号	020	M2M等専用番号
特定IP電話番号	050	IP電話番号
無線呼出番号	0204	無線呼出の番号
IMSI	44から始まる15桁の数字	携帯電話の端末設備の認証に使用する番号

# 利用者設備識別番号以外の電気通信番号(事業者設備等識別番号)

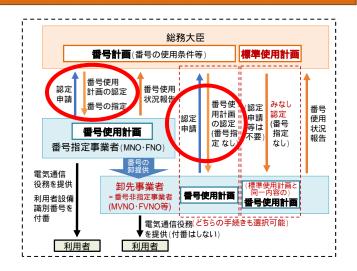
主な電気通信番号の種別		用途等
事業者設備識別番号	00XY、0091XY	電気通信事業者を識別する番号
付加的役務識別番号	1XY(177、184等)	付加的なサービスの番号
緊急通報番号	110, 118, 119	緊急機関への通報に使用する番号
プレフィックス	0、010	国内プレフィックス、国際プレフィックス

# 電気通信番号規則

■ 電気通信番号使用計画の記載事項、認定の基準、利用者設備 備識別番号の管理の引継ぎ等を規定。

# 主な規定内容

- 電気通信番号使用計画に記載する事項(新事業法第50条の2第1項第4号)
  - ▶ 電気通信番号の使用に関する事項
  - ▶ 付番をしようとする利用者設備識別番号
  - ▶ 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
  - ▶ 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図
  - ▶ 付番に関する事項
  - ▶ 利用者設備識別番号の管理に関する事項
  - ▶ 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
  - > その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項
- 認定の基準(新事業法第50条の4第3号)
  - ▶ 利用者設備識別番号が必要かつ合理的なものであること
  - ▶ 付番に関する事項が公平かつ効率的な使用を確保するものであること
  - ▶ 卸電気通信役務における番号管理に関する事項が適切なものであること 等
- 利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等(新事業法第50条の10)(「固定電話網の円滑な移行の在り方」答申を踏まえた制度の整備)
  - ▶ 指定が失効等した場合であっても、あらかじめ行った届出により定めた電気通信事業者が一定期間指定を受けているものとみなす規定
  - ▶ 指定が失効等した場合であっても、番号ポータビリティにより使用されている番号を一定期間保護する規定



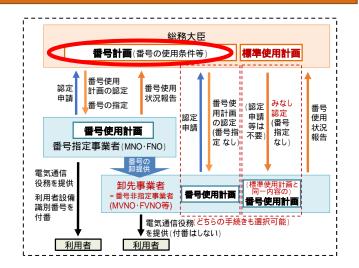
# 電気通信番号計画

■ 総務大臣は、電気通信番号のほか、識別する電気通信設備等、使用に関する条件(重要通信の取扱いに関する条件、番号ポータビリティーに関する条件、使用期限等)等の項目を整理した電気通信番号計画を一覧表の形で作成。

# 規定イメージ

利用者設備識別番号に関する事項

電気	通信番号	電気通信番号により識別する電	
電気通信番号	電気通信番号の	気通信設備又は提供すべき電気	電気通信番号の使用に関する条件
の種別	構成	通信役務の種類若しくは内容	
固定電話番号	O A B C D E F G H J	固定端末系伝送路設備及び当	第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。
	(ただし、英字は	該設備に接続される利用者の端	1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。(以下略)
	十進数字とし、AB	末設備等(特定接続電話番号に	第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。
	CDEは、市町村	より識別するものを除く。)	1 平成37年1月末日までに、(略)番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な
	の区域を勘案して		措置を講ずること。(以下略)
	別表第1に定める		第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。
	ところに従い、総		1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別
	務大臣の指定によ		する交換設備を設置すること。(以下略)
	り電気通信事業者		第4 電話転送役務(略)を提供する者にあっては、次のとおりとする。
	ごとに定めるものと		1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところによ
	する。)		り、最終利用者の確認を行うこと。(以下略)



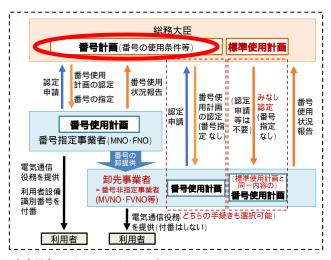
# 規定内容例(固定電話番号)

電気通信番号の種別	固定電話番号
電気通信番号の構成	(0)ABCDEFGHJ(ABCDEは番号区画に従い、総務大臣の指定により定めるものとする)
電気通信番号により識別する 電気通信設備等	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等
電気通信番号の使用に関する 条件	利用者が緊急通報を行うことが可能であること 番号ポータビリティを利用できるようにすること 必要な設備の設置、網間信号接続、転送電話に関する条件 等

# 電気通信番号計画

- 電気通信番号の使用に関する基本的事項を規定。
- 電気通信番号の使用に関する条件として、電気通信番号を 指定する際に求めている要件のほか、新たに項目を追加。

新たに追加した項目も含めて条件の確保に関する事項を記載させ、 当該条件が確保される見込みであることを総務大臣が確認して電気 通信番号使用計画を認定。



### 電気通信番号の使用に関する基本的事項

- 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若し〈は内容を識別できるようにすること。
- 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
- 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること。
- 電気通信番号の効率的な使用を図ること。

### 追加した主な条件

- PSTNのIP網への移行に関する条件
  - ▶ 固定電話番号において双方向での番号ポータビリティが可能であること (平成37(2025)年1月末日までに必要な措置を講じること)
  - ▶ 固定電話番号・携帯電話番号においてIP-IP接続に対応した網間信号接続を実施すること (その他電気通信番号については、IP網への移行の段階に応じて、今後、規定する予定)
  - ▶ IP-IP接続に対応した網間信号接続を行う場合は、E NUM方式によること
- 光サービス卸売事業者の事業者変更に関する条件
  - ▶ 固定電話番号において事業者変更時の番号ポータビリティが可能であること (総務省「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」の検討結果を受けた規定)
- 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を踏まえた条件(後述)

# 電気通信番号計画 (「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申を踏まえた制度の整備)

■ 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を受けて、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する規定を追加(電気通信番号計画、電気通信事業報告規則)。

既存サービスが改正規定を満たさない場合については、3年間の経過措置を規定(ただし、本人確認の実施及び電気通信事業報告規則に基づく報告は求める)

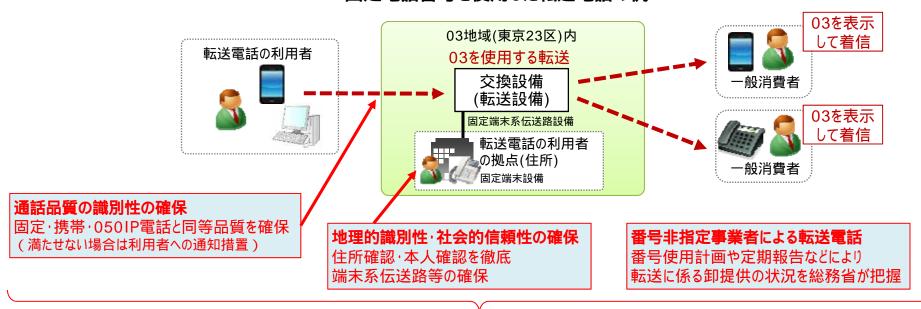
# 追加した主な規定内容

- 地理的識別性等の確保に関する規定
  - ▶利用者の本人確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人特定事項の確認に準じた確認)。
  - ▶利用者の活動の拠点が、番号区画(固定電話番号の市外局番に応じた区域)内にあることの確認 1、2。
  - ▶固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠点に設置されていることの確認 2。
    - 1 利用者の拠点が複数存在する場合には、固定端末系伝送路設備の一端が設置された拠点及び主たる活動の拠点のいずれについても確認。
    - 2 既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送を除く。)の提供を受けている利用者に対して、当該役務に係る固定端末系伝送路設備 (利用者の拠点に設置されたものに限る。)を使用して電話転送を提供する場合等を除く。
- 通話品質の確保に関する規定
  - ▶ 電話転送の用に供する電気通信回線設備について、固定電話、携帯電話、050IP電話と同程度の品質を満たす ことの確認 3。
    - 3 発信転送を行う場合であって、品質を満たしていない旨を通知する措置、又は発信元番号を通知しない措置を講じているとき等を除く。
- 緊急通報に関する規定
  - ▶ 緊急通報の利用者を誤認させるおそれがある場合は、
    - ▶発信転送による緊急通報を可能としない措置を講じる。
    - ▶利用者が緊急通報を代替して提供するための措置を講じる。
    - ▶発信転送による緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行う。
- 転送電話の提供状況の把握に関する規定 (電気通信事業報告規則の改正)

# (参考)「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申について | 9

- 固定電話番号(0AB~J番号)を使う電話は、「市外局番による地域性」、「高い通話品質」、「緊急通報が可 能といった要件が制度的上義務付けられており、社会的信頼性を得ながら国民生活に広く浸透。
- **転送電話**により、実際は東京・大阪にいない人が相手に「03」「06」の固定電話番号を表示して電話をかけたり、 携帯電話(090等)やIP電話(050)からかけた電話を固定電話からかけたように装うことも可能。
- こうしたサービスは、法人ユーザに一定のニーズがあるが、固定電話自体の地域性や社会的信頼性に疑義が生 じていくものであり、これまで十分なルールが整備されていなかった。
- このため、情報通信審議会(電気通信事業政策部会・電気通信番号政策委員会)において、平成30年4月 から、事業者や一般消費者の意見も聞きながら、固定電話番号を使用する転送電話に関する検討を実施し、 平成30年9月に答申。

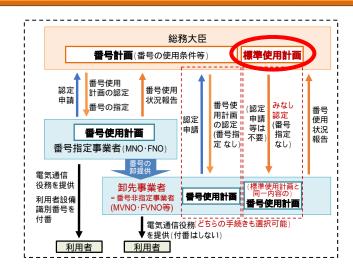
#### < 固定電話番号を使用した転送電話の例 >



#### 2

# 標準電気通信番号使用計画

■ 番号非指定事業者であるMVNO・FVNO等の適切な番号使用を確保するとともに、その負担を軽減するため、標準電気通信番号使用計画(告示)を定め、これと同一の電気通信番号使用計画を作成した場合には、総務大臣の認定を受けたものとみなすこととする(新事業法第50条の2第3項)。



# 標準電気通信番号使用計画の記載項目

- 電気通信番号の使用に関する事項
  - ▶ 電気通信番号計画に定める、電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
  - ▶ 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号をその種別に応じ適正に使用する旨
  - ▶ 卸元事業者が作成し、認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従う旨
- 電気通信番号を使用して提供する電気通信 役務の内容
- 電気通信番号の使用に必要となる電気通信 設備の構成図
- 電気通信番号の管理に関する事項
- 電気通信番号の使用に関する条件の確保に 関する事項

#### 次の2つの類型を規定

電気通信役務の内容・電気通信設備の構成等が、 卸元電気通信事業者のものの範囲内となる場合 卸元電気通信事業者の名称等の記載により作成

固定電話番号、携帯電話番号等であって、 電気通信役務の内容・電気通信設備の構成が、 卸元電気通信事業者と異なる場合 卸元電気通信事業者の名称等の記載に加え、 異なる部分について具体的かつ明確に記載

固定電話番号を使用して転送電話を行う場合は、 に該当する場合のみみなし認定を受けることができる。

#### 類型

卸元電気通信事業者に係る 電気通信役務·電気通信設備

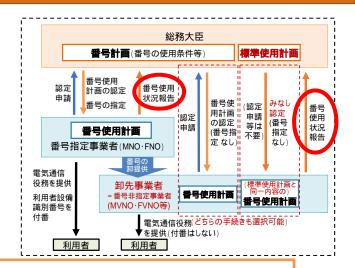
卸先電気通信事業者に係る電気通信役務・電気通信設備

#### 差分について、 具体的かつ明確 となるように記載 卸元電気通信事業者に係る 電気通信役務・電気通信設備 卸先電気通信事業者に係る 電気通信役務・電気通信設備

電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項が変更となる場合は、類型 に該当せず認定申請が必要

# (参考)電気通信事業報告規則 諮問対象外

- 電気通信番号の使用条件の遵守等を求めることとした改正事業法の趣旨等を踏まえ、以下の対応を求め、番号の使用に関する状況把握の充実を図る(電気通信事業報告規則)。
  - 番号指定事業者に加え、卸先事業者(MVNO·FVNO等)に対しても 報告(毎年度末時点での報告)を求める
  - 電気通信番号の卸提供の状況(卸番号数、卸元/卸先事業者名、卸番号の使用状況等)等に関する報告(毎年度末時点での報告)を求める



■ 電気通信番号の使用状況を報告(番号使用数、未使用数、休止数についてもより詳細に状況を把握)

#### 新設

#### 番号指定事業者

- ▶ 番号使用数
- > 未使用数
- ▶ 番号休止数

#### 新設

- > 電話転送に係る番号数
- 卸電気通信役務等に係る番号数
- > 卸先事業者の情報
- ▶ 番号ポータビリティの状況 等

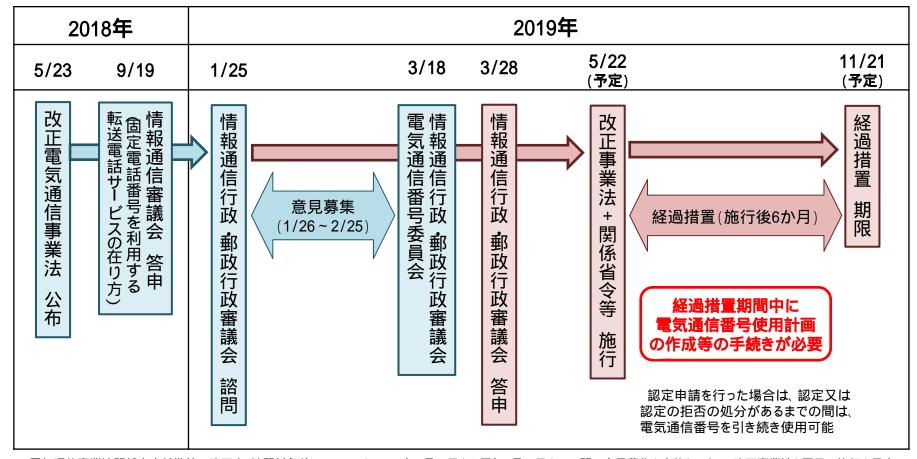
#### 卸先事業者

- ▶ 番号使用数
- > 未使用数
- ▶ 電話転送に係る番号数
- ▶ 卸電気通信役務等に係る番号数
- > 卸元事業者の情報
- ▶ 卸先事業者の情報(二次卸以降の取引がある場合)
- 番号ポータビリティの状況 等番号指定事業者から併せて報告を求める情報
- 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を定めた者(みなし認定の対象者)は、計画を作成した日及び最後に変更した日を報告

1

# 制度整備におけるスケジュール

- 今回諮問する省令·告示は、改正事業法と同日の施行を予定。
- 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、上記規定の施行後6ヶ月以内に同規定に基づ〈使用計画の認定を受けるための申請を行う必要がある(みなし認定の例外あり。)。



総 務省令第

号

電 気 通 信 事 業 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 五十 九年法律第八十六号) 第二章第四節第二款の規定に基づき、 電気通信番

号規 則 を 次 のように 定 め る。

平 成 年 月 日

総務大臣 石 田 真 敏

電 気 通 信番号規 則

目次

第 章 総 則 第 一 条・第二条)

第 二 章 電 気 通 信 番 号 使 用 計 画 の 認 定 手続(第三条 | 第 八 条

第三 章 電 気 通 信 番 号 使 用 計 囲 の 認 定 後 の 手 続 (第 九条 第十五条)

第 四 章 雑 則 第 +六 条 第 + 八 . 条 )

附 則

第 章 総 則

目 的

第 条 こ の 省 令 ば、 電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五 + 九 年 法 律 第 八 十六号。 以 下 法 ح 11 う。 )第二章

第 四 節 第二 款 の 規定 に 基づ き、 電 気 通 信 番 号 の 使 用 に 関 す る 事 項を定 めることを目的とする。

(定義)

第二条 この 省令に お ١J て 使 用 す る 用 語 ば、 法及び 電 気通 信 事 業法施行規 則  $\overline{\phantom{a}}$ 昭和六十年郵 政省令第

二十五号)において使用する用語の例による

第二章 電気通信番号使用計画の認定手続

(電気通信番号使用計画の認定の単位)

第 三条 法 第 五 十条 の \_ 第 項 の 認 定 は、 電 気 通 信 番号の別によらず、 電 気通信事業者ごとに行う。

(電気通信番号使用計画の記載事項)

第 四条 法 第 五 十条 の 第 項 第 四 号の 総 務省令で定 める 事 項 は、 次のとおりとする。

電 気 通 信 番 号 を 使 用 L 7 提 供 す る 電 気 通 信 役 務 の 内 容

電 気 通 信 番 号 の 使 用 に 必 要 ٢ な る 電 気 通 信 設 備 の 構 成 义

 $\equiv$ 付 番 を L な 61 場 合 は 利 用 者 設 備 識 別 番 号 の 管 理 に 関 す る 事 項

兀 事 業 者 設 備 等 識 別 番 号 利 用 者 設 備 識 別 番 号 以 外 の 電 気 通 信 番 号 を 61 う。 以 下 同 を 使 用

する場合は、次に掲げる事項

1 使 用 L ょ うと す る 事 業 者 設 備 等 識 別 番 号 自 5 指 定を受け 7 事 業 者 設 備 等 識 別 番 号を 使 用 す

る場合に限る。)

П 事 業 者 設 備 等 識 別 番 号 の 管 理 に 関 す る 事 項

五 そ の 他 電 気 通 信 番号の 使 用 に当たり特 に 必要 な 事 項

電 気 通 信 番 号 使 用 計 画 の 認 定 の 申 請

第 五 条 法 第 五 十条 の <u>-</u> 一第二項 の 申 請 書 及 び 電 気 通信 番号 使 用計 画 は、 それぞれ様式第一及び様 式 第

二によるものとする。

2 前 項 の 電 気 通 信 番 号 使 用計 画 ば、 別表 に 掲げ る 電 気 通 信番 号の 種別ごとに 作成す るも のとする。

た だ ŕ 同 の 電 気 通 信 番号 の 種 別 に つ 61 て、 提 供 する電 気 通 信 役務 の内容ごとに作 成することを

妨げない。

3 法 第五  $\overline{+}$ · 条 の二第二項 の 総務省令で定める添付 書 類 は、 次のとおりとする。

新 た に 利 用 者 設 備 識 別 番 号 の 指定を受けようとする場合は、 そ の 利 用 者 設 備識 別 番号の 数 ~ 及び

その算定の根拠を記載した書類

新 た に 電 気 通 信 番 号 の 指 定 を 受け ようとする 場 合で あっ て、 特 定 の 電 気通 信 番 号 の 指定を 希望

す る 場 合 は、 そ の 電 気 通 信 番 号 及 び 希 望 する 理 由 を 記 載 L た 類

電 気 通 信 番 号 使 用 計 画 の 認 定 の 基 準

第 六 . 条 法 第 五 + 条 の 四 第 Ξ 号 の 総 務 省 令 で 定 め る 基 準 は 次 の لح お IJ とす

利 用 者 設 備 識 別 番 号 の 指 定 を 受 け ょ う غ す る 場 合 は 指 定 を 受け ようとする 利 用 者 設 備 識 別 番

号 が、 電 気 通 信 役 務 の 提 供 の た め に 必 要であ ı) かつ 合理 的 な も の で あること。

- る 番 固 定 X 電 画ご 話 番 لح 号 の の 指 固 定 定 電 を受け 話 番 号 ようとする の 数 に つ 場 11 合 て、 は、 相 当 指 程 定 度 を受け の 需 ようとす 要 が 見 込 Ś ま 電 れ 気 当 通 信 該 番 需 号 要 計 に 対 画 す に 定 る め 電
- 法 第 五  $\overline{+}$ 条 の \_ 第 項 第 二号 ィ に 掲 げ る 事 項 が、 利 用 者 に 対 する 公平性 を 確 保 ŕ か つ 効 率 的

気

通

信

役

務

の

提

供

に

係

る

計

画

に

確

実

性

が

あ

るこ

- な 利 用 者 設 備 識 別 番 号 の 使 用 を 確 保 す る も の で あ ること。
- 兀 卸 電 気 通 信 役 務 の 提 供 を 行 ſί 又 は 卸 電 気 通 信 役 務 の 提 供 を 受け る 場 合 は、 法 第 五 + 条 の 第
- 電 頂 第 気 通 号 信 役 務 に 掲 の 提 げ 供 る に 事 お 項 若 しし て L 使 < 用 は す 第 る 兀 電 条 第三 気 通 信 号 番 に 号 定 の め 管 る 理 事 を 項 行 又 う は た 同 め . 条 に 第 四号 適 切 な も に の 定 で め あること。 る 事 項 が
- 認定証の交付等)

第 七 条 総 務 大 臣 は 法 第 五 + 条 の 四 の 規 定 に ょ り、 法 第 五 + · 条 の <u>-</u> 第 項 の 認 定 を L た لح きは 認

定証を交付する。

- 2 前 頂 ഗ 場 合 に お 11 て、 利 用 者 設 備 識 別 番 号 の 指 定 を L た ع きは、 認 定 証 の 交 付 に 併 せ て 当 該 利 用
- へ再業計安備学哉川香品の省点

者

設

備

識

別

番

号

を

通

知

す

る

- (事業者設備等識別番号の指定)
- 第 八 に 条 つ しし 総 て、 務 大 法 臣 第 は、 五 +電 条 気 の 二 通 信 第 番 号 項 使 の 用 認 計 定 画 を L 第 四 た لح 条 き 第 は 四 号 法 1 第 に 五 掲 +げ 条 る の 事 + 頂 を の 記 規 載 定 L に た ょ 場 IJ 合 事 に 業 限 者 設

備等識別番号を指定し、これを通知する。

2 者 は、 利 用 プレ 者 設 フィ 備 識 ツ 別 ク 番 ス 号 別 電 気 表 通 第 信 九 号 番 号計 に 掲 げ 画 る に Ī 事 · 業 Μ 名者設 SIを除く。 備等識 別 番号として定めるプレフィ の指定を受けてい る 電 気 ツ 通 クス 信 事 を 業

いう。)の指定を受けているものとみなす。

第三章 電 気 通 信 番 号使 用 計 画 の 認 定 後 の 手続

(変更の認定の申請)

第 九 条 法第五· 十条 の六第二項に お ١J て 準 甪 する法第五十条の二第二項の申請 書 一 及 び 電 気 通 信 番 号使

用 計 画 は、 それ ぞ れ 様式第三及び様式 第二に よるも のとする。

2 番 号 第 の 五 条 種 第二 別 又 は 項 電 の 気 規 定 通 は、 信 役 務 前 項 の 内 の 規定 容ごとに に ょ 作 る 電 成 U 気 た 電 通 信 番号: 気 通 信 使 用 番号 計 使 画 用 に 計画 準 用 する。 のうち、 ただ 変更 ŕ の な 電 L١ 気 通信 も の

については提出を省略することができる。

3 法 第 五 + 条 の 六 第 項 に お ١J て 準 用 す る 法 第 五  $\overline{+}$ · 条 の二第二項 の 総 務省 令で定 め る 添 付書 類 は、

次のとおりとする。

一 第五条第三項各号に定める書類

指 定 を 受 け て L١ る 電 気 通 信 番 号 の 数 を減 じようとする場 合は、 そ の 電 気 通 信 番 号を記 載 L た書

類

# (変更の認定)

第  $\dot{+}$ 条 第 六 条 か 5 第 八条 ま で の 規 定 は、 法 第五十条 の六第一 項 の 規 定に により 変 更 の 認定を受け よう

とする場合に準用する。

(軽微な変更)

第 +\_ 条 法 第 五 十条 の六第一 項 ただし 書 の総務省令で定める軽微 な変更 は、 次のとおりとする。

指 定 を 受 け て L١ る 電 気 通 信 番 号 の 数 の 減 少 指 定 を受け て 11 る 全 て の 電 気 通 信 番 号 の 数が 減 少

す る 場 合を含 み、 新 た に 電 気 通 信 番 号 の 指 定 を受けることとなる場合を除

電 気 通 信 役 務 の 提 供 の 開 始 の 日 の 繰 上 げ

電 気 通 信 番 号 の 使 用 に 関 す る 条 件 を 確 保 す る た め、 他 の 電 気 通 信 事 業 者 ع 取 決 め を L て 61 る 場

合 に お け る、 当 該 取 決 め を L て L١ る 他 の 電 気 通 信 事 業 者 の 数 の 増 加 又は 減 少 当 該 取 決 め の 内 容

に変更がない場合に限る。)

兀 電 気 通 信 番 号 の 使 用 に 関 す る 条 件 の 確 保 に 関 す る 事 項 の 変 更 のうち、 総 合品 質 の 変 更 へ 総 合品

質を劣化させることとなる場合を除く。)

五 別 表 第 + 号 に 掲 げ る 付 加 的 役 務 識 別 番 号 を 使 用 し て 電 気 通 信 役 務 の 内 容 を 識 別 し て しし る 場 合

で あ っ て、 当 該 付 加 的 役 務 識 別 番 号 の 四 桁 目 以 降 に ょ IJ そ の 識 別 す る 電 気 通 信 役 務 の 内 容 を 細 分

L て しし る لح き に お け る 当 該 細 分 L て L١ る 事 項 の 変 更 新 た に 付 加 的 役 務 識 別 番 号 の 指 定 を 受 け る

# こととなる場合を除く。)

(軽微な変更の届出等)

第 + 者 は 条 法 第 電 五 気 + 通 条 信 の 事 業 六第三項 法 施 行 の 規 則 規 第 定 に 七条又は ょ る法 第 第 五十条 九条第二項 の二第二 の 規 項 定 に 第 ょ 号に IJ 氏名等 掲 げ る の 変 事 更 項 の の 变 届 出 更 に を U 係 る た

届出をしたものとみなす。

- 2 役 務 樣 法 第 式 の 内 第 五 + 容ごとに 四 条 の 届 の 出 六 , 第三項 作 書 成 に、 L 様式 の た 規定による同条第 も の 第二に のうち、 ょ る 変 電 更 気 の 通 項ただ な 信 番 しし 号 も U 使 の 書 を 用 除 計 の き、 軽 画 微 指 電 な変更の届 定 気 を 受 通 信 け 番 号 出を て L١ の 種 U る ようとする者 電 別 気 又 は 通 電 信 番 気 号 通 は の 信
- 数 を 減じ ようとする ·場 合 は、 そ の 電 気 通 信 番 号 を 記 載 L た 書 類 を含む。 を 添 えて 提 出 L な け れ ば

ならない。

- 3 を 法 第 ようとす 五  $\overline{+}$ 条 る の 者 六 第 は = 樣 項 式 の 第 規 定 五 に の ょ 届 る 出 書 電 を 気 提 通 信 出 番 L 号 な け を れ 使 ば 用 な L 5 な な 61 1, 電 気 通 信 事 業 者 に なっ た 旨 の 届 出
- 4 変 更 前 認 頂 定 の に 届 係 出 を る 認 提 出 定 証 す を る 総 لح 務 き は 大 臣 に 併 返 せ 納 て 法 し 第 な け 五 + れ ば 条 な の 二 5 第 な 61 項 の 認 定 及 び 法 第 五 干 · 条 の 六 第 項 の
- 5 現 に 作 成 L て 61 る 電 気 通 信 番 号 使 用 計 画 第 四 条 第 四 号 1 に 掲 げ る 事 頂 を 記 載 L た 場 合 に 限 る。
- を 標 準 電 気 通 信 番 号 使 用 計 画 لح 同 の も の に 変 更 U た とき **(**法 第 五  $\overline{+}$ · 条 の 六 第 項 の 変 更 の 認

定

を 受 け る 場 合を除く。 は、 前 条 第 号 の 軽 微 な変更とし て、 第二項 の 規 定 を 準 用する。

利 用 者 設 備 識 別 番 号 の 管 理 の 引 継 ぎ等

第 + = 五 条 お + しし の て同 条 条 + の 二 第 じ。 利 号 第 用 に 者 が 項 規 設 定 あ 備 の す つ 識 認 る た 定 別 を 受 指 番号 場合に、 定 け の の て 失 指 当 該 ١J 効 定を受け る 者 又 は 利 に 同 用 者 . 条 7 限 第 二 る。 設 61 備 る 号 電 以 識 に 下 別 気 ت 規 通 番 定す 号 の 信 条 の 事 業 に 管 る 指 者 お 理 は、 L١ を 定 引 て の 当 該 き継 取 番 消 号 <" 指 L 管 電 を 定 理 気 の 61 失 う。 事 通 業 信 効 等 者」 以 事 業 下 法 لح 者 こ ١J 第 の 条 五 法  $\overline{+}$ 第 に

)をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。

2 変 頂 更 当 の 第 該 の 指 認 定 指 項 定 を の 定 受 を の 場 申 け 失 合 効 請 に て 等 お 11 し が た L١ る 場 あ て、 も 合 つ の に لح た 利 日 用 お み しし な か 者 て、 す。 ら起 設 備 当 該 算 そ 識 L 別 の 期 番 て三十日を 番 号管 号 間 を の 経 理 指 過 事 定 業 の 経 L たと 者 失 過 効 が す きは 等 そ る が の 日 あっ 期 ま 当 間 で 該 内 の たときは、 間 申 に 請 法 は 第 に 五 法 つ 番 + 第 しし 号 条 五 て + 管 認 の 六 条 理 定 又は 事 第 の 業 者 第 拒 項 否 は の

**ത** 処 分 が あ る ま で **ത** 間 も 同 樣 لح す る。

3 す 総 務 大 臣 は 第 項 の 届 出 が あ つ た 場 合 ば 速 ゃ か に 番 号管 理 事 業 者 に そ の 旨 を 通 知 することと

4 L な 総 務 61 場 大 合 臣 は か 5 第 二 前 頂 項 の の 通 規 知 定 を 受 は 適 け 用 た 番 し な 号 管 11 理 事 · 業 者 が、 利 用 者 設 備 識 別 番 号 の 管 理 の 引 継 ぎに 同

意

5 テ 定 1 を 前 に 受 兀 け ょ 項 1) 7 の 規 使 11 た 定 用 電 に L て 気 か か 61 通 わ る 信 とき らず、 事 業 は 者 以 利 そ 外 用 者 の の 失 電 設 効 備 気 等 識 通 が 信 別 番 あ 事 業 つ 号 の た 者 が 指 日 か 当 定 5 該 の 起 利 失 算 効 用 等が L 者 て 三 十 設 あっ 備 識 た 日 別 場 を 番 経 号 合 で 過 を あっ す 番 号 る ポ て、 日 ま 当 で タ 該 ビ の 間 指 IJ

は、 そ 当 の 該 期 番 間 一 号 ポ 内 に 当 夕 該 ビ 利 IJ 用 テ 者 1 設 に 備 ょ 識 IJ 別 使 番 号 用 が L 新 て た 61 に る 利 指 定 用 2 者 設 れ 備 た 識 場 合 別 番 は、 号 は 当 該 従 指 定さ 前 ഗ 例 れ た に ょ 日 1) ま 使 で 用 の す 間 る

こ لح が で き る。

ı

事 業 者 設 備 等 識 別 番 号 の 取 消 等

第 +四 条 総 務 大 臣 は 法 第 五 + 条 の 十 の 規 定 に ょ ij 法 第 五 + 条 の 八 の 規 定 に ょ る 電 気 通 信 番 号

設 備 等 識 別 番 号 の 指 定 を 取 IJ 消 す も の لح す る

使

用

計

画

事

業

者

設

備

等

識

別

番

号

に

係

る

も

の

に

限

る

の

認

定

の

失

効

が

あ

つ

た

لح

き

は

当

該

事

業

者

2 別 受 番 け 総 号 務 て の 61 大 臣 全 る 部 者 は に 又 は 限 法 第 る。 部 五 +の 指 が 条 定 法 の を 第 + 取 五 — + 1) の 消 条 規 す 定 の ことが 九 に 各 ょ 号 ı) で ഗ き 電 61 る。 ず 気 通 れ か 信 に 事 該 業 当 者 す る 事 とき 業 者 は 設 備 当 等 識 該 別 事 業 番 者 号 設 の 備 指 等 定 識 を

使 用 期 限 を 超 過 U た 電 気 通 信 番 号

第 + は 五 当 条 該 使 電 用 気 の 通 期 信 番 限 を 号 超 え 電 た 気 場 诵 合 信 は 番 号 そ 計 の 画 効 に 力 お を l J 失 て う 使 も 用 の ഗ لح 期 す 限 る。 が 記 載 さ れ た も の に 限 る。 の 指 定

2 条 の 前 六 項 の の 場 規 合に 定 に ょ お IJ しし 電 て、 気 通 電 気 信 番 通 号 信 番号 使 用 計 の 指 画 定 を 変 を受け 更 L て な け ١J れ た 電 ば なら 気 通信 な 事 ιį 業者は、 ただ ŕ 遅 滞 法第五十条 な Ś 法 第 の 五十 八 各

第四章 雑則

号

の

L١

ず

れ

か

に

該当するときは、

こ

の

限

IJ

で

な

ιį

(公示)

第 + 六条 法 第 五 |十条第二項の規定に よる 電 気 通信番号計画(法第五十条の十二の規定 に より記 す

る も の を 除く。 の 公 示は、 官 報 で告示することに よって行う。

2 法 海五  $\overline{+}$ 条第二 項 の 規 定 に ょ る 電 気 通 信 番 号計 画 法 第五十条 の十二の規 定に ょ り 記 載 す る も の

に 限 る。 の 公示は、 インタ ネッ | の 利 用 そ の 他 の 適 切 な 方法によって行う。

書類の提出)

第  $\dot{+}$ 七 条 こ の 省 令 の 規 定 に ょ IJ 総 務 大 臣 に 提 出 す る 書 類 は、 電 気 通 信 事 業 者 の 業 務 X 域 そ の 業 務

X 域 が 二 以 上 の 総 合 通 信 局 沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 を 含 む の 管 轄  $\overline{X}$ 域 に わ た る 場 合 は、 そ の 主 た

る X 域 を 管 轄 す る 総 合 通 信 局 長 沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 長 を 含 む を 経 由 L て 提 出することが で

きる。

電磁的方法による提出)

第 + 八 条 こ の 省 令 の 規 定 に ょ IJ 総 務 大 臣 に 提 出 す á 書 類 は、 そ の 書 類 の 記 載 事 項 を 記 録 L た 電 磁 的

方 法 電電 子 的 方 法、、 磁 気 的 方法 そ の 他 の 人 の 知 覚 に よっ ては 認 識 することができな 1 方 法 を ιl

以 下 こ の 条 に お い て 同 じ。 に ょ る 記 録 に 係 る 記 録 媒 体 に ょ IJ 提 出 す ることが で きる

者 の 氏 名 及 び 住 所 並 び に 申 請 又 は 届 出 の 年月 日を記 載 L た 書 類 を 添 付 L な け れ ば なら な **!** 

附則

2

前

頂

の

規

定

に

ょ

IJ

電

磁

的

方

法

に

ょ

る 記

録

に

係

る

記

録

媒

体

に

ょ

IJ

提

出

す

る

場

合は

申請

者又は

届出

(施行期日)

第 条 こ の省令 は、 電 気 通 信 事 · 業 法 及び 国 立 一研究開 発法 人情 報 通 信 研 究 機 構 法 の 部 を改 正 す んる法

律 平 成三十 年法律 第二十四号。 以 下 改 正 法 ح 11 う。 附 則 第 条第二 号に 揭 げ る規 定 の 施 行

の日から施行する。

電気通信番号規則の廃止)

第 二条 電 気 通 信 番 号 規 則 平 成 九 年 郵 政省令第八十二号。 以下「 旧 規 則 لح ίI う。 は、 廃 止 する。

(経過措置)

第三 条 改 正 法 附 則 第 Ξ 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 電 気 通 信 番 号 を 従 前 の 例 に ょ 1) 引 き 続 き 使 用 す る 者 が

法 第 五 + 条 の \_ 第 項 又 は 第 五 + 条 の +の 指 定 を 受 け た لح き は 当 該 者 は 当 該 雷 気 通 信 番 号

当 該 指 定 を 受 け た も の に 限 る。 に つ ١J τ 旧 規 則 第 + 八 条 の 規定に 基 づ < 届 出 を L た も の لح み な す。

係)

固 定 電 話 番

号

付 加 的 役 務 電 話 番号

Ξ デー タ伝送 携帯 電 話 番号

四 音 声 , 伝送携: 帯電 話番号

五 無線 呼 出 番 号

六 特 定 Ι Р 電 話番号

七 F M  $\mathsf{C}$ 電 話 番 号

八 特 定 接 続 電 話 番 号

九 Ι M S Ι

+ 事 · 業 者設: 備 識 別 番

号

+ = 緊急 通 報 番 号

+

付

加

的

役

務

識

別

番

号

十 三 国 際 信 号 局 識 別 番 号

十四四 デー タ 通 信 設 備 識 別 番 号

メッ セー ジ 交 換設備識 別 番

号

備 考 こ の 表 に お け る 次 に 掲 げ る 用 語 の 意 義 は そ れ ぞ れ 次 に 定め ると お IJ とする。

- 古 定 電 話 番 号 電 気 通 信 番 号 計 画 に 利 用 者 設 備 識 別 番 号とし て 定 め る 固 定 電 話 番 号
- 付 加 的 役 務 電 話 番 号 電 気 通 信 番 号 計 画 に 利 用 者 設 備 識 別 番 号とし っ て 定 め る 付 加 的 役 務 電 話

番

号

帯

雷

話

番

デー タ伝 送 携 帯 電 話番号 電 気 通 信 番号計 画に . 利 用 者設 備 識 別番号として定めるデー 夕伝送携

音 声 伝

兀 送 携 帯 電 話 番 号 電 気 通 信 番 号計 画 に . 利 用 者設備識別 番号とし て定める音声 . 伝送携 帯 電

話 番

五 無 線 呼 出 番 号 電 気 通 信 番 号 計 画 に 利 用 者 設 備 識 別番号とし 7 定 め る 無 線 呼 出 番 믕

六 特 定 Ι Ρ 電 話 番 号 電 気 通 信 番 号 計 画 に 利 用 者 設 備 識 別 番号とし T 定 め る 特 定 Ι Ρ 電 話 番 号

七 F M C 電 話 番 号 電 気 通 信 番 号 計 画 に 利 用 者 設 備 識 別 番 号と. L 7 定 め る F M C 雷 話 番 믕

八 特 定 接 続 電 話 番 号 電 気 通 信 番 号 計 画 に 利 用 者 設 備 識 別 番号とし て 定 め る 特 定 接 続 電 話 番 号

九 Ι M S Ι 電 気 通 信 番 号 計 画 に 利 用 者 設 備 識 別 番 号 لح て 定 め る Ι M S Ι

+ 事 業 者 設 備 識 別 番 号 電 気 通 信 番 号 計 画 に 事 業 者 設 備 等 識 別 番 号と し て 定 め る 事 , 業 者 設 識 別

番 믁

+ 付 加 的 役 務 識 別 番 号 電 気 通 信 番 号計 画 に . 事 業 者 設 備 等 識 別 番 号とし て定 め る 付 加 的 役 務

識

### 別番号

緊急 通 報番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める緊急通報番号

玉 際 信 号局 . 識 別 番 号 電 気 通 信番号計 画 事 業者設備等識別番号として定め

る国

際信号局

識

別番号

十四四 デー タ通 信設備識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定めるデー タ 通

信設備識別番号

十 五 メッ セー ジ交換設備識別 番号 電 気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定めるメッ

セージ交換設備識別番号

### 電気通信番号使用計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあっては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入し たときは、押印を省略できる。) 即

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号)第2条第15項に規定する法人 番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第50条の2第1項の規定により、電気通信番号使用計画の認定を受けたいので、別添の書類を添えて次のとおり申請します。

認定を受けようとする		
電気通信番号使用計画		
欠格事由の有無	有 □	無

注1 「認定を受けようとする電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成する電 気通信番号使用計画の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載すること とし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載すること。

(記載例) 特定 I P電話番号[第1] 特定 I P電話番号[第2]

- 2 「欠格事由の有無」は、電気通信事業法第50条の3に規定する欠格事由の有無について、該当する□に**√**印をつけること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

### 様式第2(第5条第1項、第9条第1項及び第12条第2項関係)

第 1 利用者設備識別番号(自ら指定を受けて使用する場合に限る。)に係る電気通信番号 使用計画

### 電気通信番号使用計画

### 電気通信番号の種別(注2):

- 1 電気通信番号の使用に関する事項
  - (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
  - (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号(他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。)をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 付番をしようとする利用者設備識別番号(注3)
- 3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容(注4)
- 4 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図(注5)
- 5 付番に関する事項(注6)
- 6 利用者設備識別番号の管理に関する事項(注7)
- 7 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
- 8 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項
  - 注1 自ら指定を受けて利用者設備識別番号を使用する場合に加えて他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号を使用する場合(卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。)には、第1及び第2の様式をそれぞれ作成すること。
    - 2 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。ただし、別表第2号 に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容ごと にこの様式を作成することとし、当該電気通信役務の内容を併せて記載すること。
    - 3 次に掲げる事項を記載すること。
      - (1) 利用者設備識別番号の種別及び数
      - (2) 別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合は、電気通信番号計画に定める番号区画ごとの数
      - (3) 別表第7号に掲げるFMC電話番号を使用する場合(同表第4号に掲げる音声 伝送携帯電話番号又は同表第6号に掲げる特定IP電話番号を使用して、端末系 伝送路設備及び当該設備に接続される端末設備を利用者からの随時の請求により特定する場合を含む。)には、組み合わせる利用者設備識別番号の種別及びその番号の指定を受けた者の氏名又は名称
      - (4) 別表第8号に掲げる特定接続電話番号を使用する場合は、その桁数
    - 4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務 (当該役務の提供の区域を含む。)
      - (2) 電気通信役務の提供の開始の日(別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合は、電気通信番号計画に定める番号区画ごとの日)
      - (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
    - 5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
      - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
      - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点

- (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所(都道府県及び市区町村名を含む。)
- 6 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 付番順序(利用者設備識別番号を付する順序をいう。)その他の付番に関する 方針
  - (2) 再利用(付した番号を除去した後に再び付すことをいう。)の有無、解約保留期間(付した番号に係る契約が解除された後一定の期間は再び付さないこととする場合におけるその期間をいう。)その他の付した番号の除去に関する方針
- 7 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 利用者設備識別番号に係る使用、未使用その他の状態の管理方法
  - (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する利用者設備識別番号の管理方法
  - (3) 番号ポータビリティを行う場合は、自ら利用者設備識別番号を付番した利用者及び他の電気通信事業者が利用者設備識別番号を付番した利用者のそれぞれにおける電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更したときの利用者設備識別番号の管理方法
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 2 利用者設備識別番号(自ら指定を受けて使用する場合を除く。)に係る電気通信番号 使用計画

### 電気通信番号使用計画

### 電気通信番号の種別(注1):

- 1 電気通信番号の使用に関する事項
  - (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
  - (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号(他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。)をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容(注2)(注3)
- 3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図(注2)(注4)
- 4 利用者設備識別番号の管理に関する事項(注2)(注5)
- 5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項(注2)
- 6 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項(注2)
  - 注1 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。ただし、別表第2号に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容ごとにこの様式を作成することとし、当該電気通信役務の内容を併せて記載すること。
    - 2 卸電気通信役務を提供する電気通信事業者と記載事項の全部又は一部が同一の内容である場合は、当該電気通信事業者の氏名又は名称及び同一である旨(記載事項の一部が同一である場合は同一である範囲)を記載することにより、記載内容の全部又は一部を省略することができる。
    - 3 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務 (当該役務の提供の区域を含む。)
      - (2) 電気通信役務の提供の開始の日(別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合は、電気通信番号計画に定める番号区画ごとの日)
      - (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
    - 4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
      - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
      - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
      - (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所(都道府県及び市区町村名を含む。)
    - 5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 利用者設備識別番号に係る使用、未使用その他の状態の管理方法
      - (2) 利用者設備識別番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者が利用者設備識別番号の管理を適切に行うことができるようにするための管理方法
      - (3) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する利用者設備識別番号の管理方法
    - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 3 事業者設備等識別番号(自ら指定を受けて使用する場合に限る。)に係る電気通信番 号使用計画

### 電気通信番号使用計画

### 電気通信番号の種別(注2):

- 1 電気通信番号の使用に関する事項
  - (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
  - (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号(他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。)をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 使用しようとする事業者設備等識別番号(注3)
- 3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容(注4)
- 4 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図(注5)
- 5 事業者設備等識別番号の管理に関する事項(注6)
- 6 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
- 7 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項
  - 注 1 自ら指定を受けて事業者設備等識別番号を使用する場合に加えて他の電気通信事業者が指定を受けた事業者設備等識別番号を使用する場合(卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。)には、第3及び第4の様式をそれぞれ作成すること。
    - 2 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。
    - 3 次に掲げる事項を記載すること。
      - (1) 事業者設備等識別番号の種別及び数
      - (2) 別表第14号に掲げるデータ通信設備識別番号を使用する場合は、その桁数
      - (3) 別表第15号に掲げるメッセージ交換設備識別番号を使用する場合は、そのオクテット数
    - 4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務 (当該役務の提供の区域を含む。)
      - (2) 電気通信役務の提供の開始の日
      - (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
    - 5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
      - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
      - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
      - (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当 該設備の設置場所(都道府県及び市区町村名を含む。)
    - 6 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 一の事業者設備等識別番号の種別において、複数の事業者設備等識別番号を使用する場合は、その管理方法
      - (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する事業者設備等識別番号の管理方法
    - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第4 事業者設備等識別番号(自ら指定を受けて使用する場合を除く。)に係る電気通信番 号使用計画

### 電気通信番号使用計画

### 電気通信番号の種別(注1):

- 1 電気通信番号の使用に関する事項
  - (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
  - (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号(他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。)をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容(注2)(注3)
- 3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図(注2)(注4)
- 4 事業者設備等識別番号の管理に関する事項(注2)(注5)
- 5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項(注2)
- 6 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項(注2)
  - 注1 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。
    - 2 卸電気通信役務を提供する電気通信事業者と記載事項の全部又は一部が同一の内容である場合は、当該電気通信事業者の氏名又は名称及び同一である旨(記載事項の一部が同一である場合は同一である範囲)を記載することにより、記載内容の全部又は一部を省略することができる。
    - 3 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務 (当該役務の提供の区域を含む。)
      - (2) 電気通信役務の提供の開始の日
      - (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
    - 4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
      - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
      - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
      - (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所(都道府県及び市区町村名を含む。)
    - 5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
      - (1) 一の事業者設備等識別番号の種別において、複数の事業者設備等識別番号を使用する場合は、その管理方法
      - (2) 事業者設備等識別番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者が 事業者設備等識別番号の管理を適切に行うことができるようにするための管理 方法
      - (3) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する事業者設備等識別番号の管理方法
    - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3 (第9条第1項関係)

電気通信番号使用計画の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあっては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入し たときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載する こと。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第50条の6第1項の規定により、電気通信番号使用計画の変更認定を受けたいので、別添の書類を添えて次のとおり申請します。

変更認定を受けようとす							
る電気通信番号使用計画							
変更事項							
変更内容	変	更	前	変	更	後	
<b>发</b> 史的谷							
変更予定年月日							
欠格事由の有無			□有	無			

注1 「変更認定を受けようとする電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成する電気通信番号使用計画(変更のないものを除く。)の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載することとし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載すること。また、電気通信番号使用計画の全部を削る変更をする場合は、同様に記載したものに取消線を付すこと。

(記載例) 特定 I P電話番号 [第1] 特定 I P電話番号 [第2]

- 2 「変更事項」は、変更が生じる事項について、様式第2の事項の単位で記載すること。
  - (記載例) 2 付番をしようとする利用者設備識別番号
    - 3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
- 3 「変更内容」は、変更前及び変更後の記載内容が明確となるよう記載すること。
- 4 「欠格事由の有無」は、電気通信事業法第50条の3に規定する欠格事由の有無について、該当する□に**√**印をつけること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信番号使用計画の変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな) 住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあっては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入し たときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載する こと。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第50条の6第3項の規定により、同条第1項ただし書に定める軽微な変更をしたので、別添の書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更した電気通信番号								
使用計画								
変更事項								
変更内容	変	更	前		変	更	後	
変更的谷								
変更年月日								
欠格事由の有無				有	無			

注1 「変更した電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成する電気通信番号使用計画(変更のないものを除く。)の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載することとし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載すること。また、電気通信番号使用計画の全部を削る変更をする場合は、同様に記載したものに取消線を付すこと。

(記載例) 特定 I P電話番号 [第1] 特定 I P電話番号 [第2]

- 2 「変更事項」は、変更が生じる事項について、様式第2の事項の単位で記載すること。
  - (記載例) 2 付番をしようとする利用者設備識別番号
    - 3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
- 3 「変更内容」は、変更前及び変更後の記載内容が明確となるよう記載すること。
- 4 「欠格事由の有無」は、電気通信事業法第50条の3に規定する欠格事由の有無について、該当する□に**√**印をつけること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

### 様式第5 (第12条第3項関係)

電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあっては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入し たときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載する こと。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第50条の6第3項の規定により、電気通信番号を使用しない電気通信事業者になったので、次のとおり届け出ます。

認定を受けていた電気	
通信番号使用計画	
電気通信番号を使用し	
ないこととなった日	

注1 「認定を受けていた電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成していた電 気通信番号使用計画の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載すること とし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載すること。

(記載例) 特定 I P電話番号 [第1] 特定 I P電話番号 [第2]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

総務省告示第

号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気

通信番号計画を次のように定める。

年 月 日

平 成

総務大臣 石田 真敏

47

## 電気通信番号計画

- この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる
- イ 端末設備等 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第52条第1項に規定する端末設備及び法第70条第1項に規定する自営電
- 備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること 発信転送 利用者の端末設備等に着信した通信(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。)について、当該端末設
- 定した電気通信番号に変更(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。)し、当該発信先に自動的に転送すること 利用者の端末設備等に着信した通信(利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。)について、発信先を当該利用者があらかじめ指
- 網間信号接続 中継系伝送路設備を用いた接続
- 쓔 十進数字 十進法による数字
- > 緊急通報 第4において定める緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報
- 電話転送役務 発信転送又は着信転送を行う機能の提供に係る電気通信役務
- 第一種指定電気通信設備 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備(アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。) 事業用電気通信設備の自己確認 法第42条第1項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく確認
- 網間信号接続対象事業者 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号のいずれかの指定を受けた電気通信事業者
- ENUM方式 TTC標準JJ90.30及びTTC標準JJ90.31に基づく網間信号接続の方式
- (その測定については、TTC標準JJ201.01に基づく方法又はこれと同等以上の方法により測定されたものであること。) 特定総合品質 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5第1項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する基準を満たす品質
- ショートメッセージサービス
  移動端末設備間において、電気通信番号を送受信のために使用して通信文その他の情報を伝達するサービス
- (1)に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)及び電気通信番号規則(平成 年総務省令第 号)において使用する用語の例による。
- 法第50条第1項本文に定める総務大臣が定める番号、記号その他の符号は、次に掲げる電気通信番号の別の区分に応じ、それぞれに定めるものとする 法第50条第2項第1号イに掲げる電気通信番号 第3の表において定める電気通信番号
- 法第50条第2項第1号ロに掲げる電気通信番号
- 第4の表及び第5の表において定める電気通信番号
- 番号使用計画を変更しなければならない。 ときは、電気通信番号を使用する電気通信事業者は、 総務大臣が第3の表、第4の表及び第5の表の電気通信番号の使用に関する条件の欄に使用の期限に関する規定をしたときその他のこの計画を変更した 当該変更後の計画に従って当該電気通信番号を使用しなければならず、かつ、必要に応じて電気通信

## 얦2 電気通信番号の使用に関する基本的事項

電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する場合は、次に掲げる事項に従わなければならない。 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること。

- 1 2 2 4 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
  - 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること。
- 電気通信番号の効率的な使用を図ること。

第3 利用者設備識別番号に関する事項

2 1の規定によるもののほか、利用者(電気通信事業者である者を除く。)が、FTTH   アクセスサービス(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第1条第2項第7   号に規定するFTTHアクセスサービスをいい、FTTHアクセスサービスと一体的にI			
瞅			
番号使用事業者」という。)の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必			
提供を含む。2において同じ。)を受ける電気通信事業者を含む。2において「固定電話			
けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の			
1 平成37年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受			
第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。			
利用できないことについて利用者に説明を行うこと。			
緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を			
せるおそれがあるときは、1の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び			
、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認さ		)	
末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関		とに定めるものとする。	
合に限る。以下この2において同じ。)を提供する場合であって、緊急通報を発信した端		により電気通信事業者ご	
2 電話転送役務(発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場	するものを除く。)	に従い、総務大臣の指定	
る場合を除く。	電話番号により識別	別表第1に定めるところ	
、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認め	末設備等(特定接続	市町村の区域を勘案して	
する電気通信役務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであって	続される利用者の端	字とし、ABCDEは、	
1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、固定電話番号を使用して提供	備及び当該設備に接	(ただし、英字は十進数	4年
第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。	固定端末系伝送路殼	OABCDEFGHJ	固定電話
	しくは内容		<i>Б</i> IJ
	気通信役務の種類若	电水畑信留 ちり押水	角方の浬
電気通信番号の使用に関する条件	備又は提供すべき電	中国は日本日の連手	
	識別する電気通信設		
	電気通信番号により	電気通信番号	
	X	19万台 民馬の1亩 ひこ氏ソシず気	77 0 11/11/11

時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事 設置場所を変更しない場合に限る。)においては、現に当該利用者が提供を受けているⅠ 前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の 情があると総務大臣が特に認める場合を除く。 技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に P電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが 関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合(当該契約の変更の

- 固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者
- の者から卸電気通信役務の提供を受ける者、変更前の者に卸電気通信役務の提供をする 者、又は変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者から卸電気通信役務の提供を受け 固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者(変更前
- 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする

る者に限る。

- 能8 を設置すること。 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備
- 0 いること。(注2) 項又は第2項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行って 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、法第41条第1
- の間の責任の分界点、電気通信事業用の端末設備等の設置場所、端末設備等の設置場所又 は端末系交換設備と伝送路設備(専用設備に限る。)との間の接続の分界点の地点が含ま 別表第1に定める市外局番に応じた番号区画に、固定端末系伝送路設備と端末設備等と
- 措置を講ずること。 固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的
- り網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 次に掲げるいずれかの方法(1)に掲げる方法は、平成37年1月末日までに限る。)によ
- めの電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限 業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するた 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網 )を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 (当該網に係る当該電気通信事

- (2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する 方法(ENUM方式に限る。)
- 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者(最終的に電気通信役務の提供を受ける者であって、電気通信事業者以外の者をいう。以下この欄及び別表第4において同じ。)が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。
- 他の電気通信事業者の設置した端末系伝送路設備を利用(他の電気通信事業者の端末系伝送路設備と接続される場合を含む。)して電気通信役務を提供する場合は、1から6までに関して電気通信事業者間における取決めを行うこと。
- 第4 電話転送役務 (発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第4において同じ。)を提供する者にあっては、次のとおりとする。
- 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。
- (1) 別表第4に定める方法により、本人特定事項(自然人にあっては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第4
- )が、番号区画(別表第1に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第4において同じ。)の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点(固定端末系伝送路設備の一端が設置されるものに限る。)及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。
- 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることを確認すること。

2

既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送役務を除く。)の提供を受けてい る最終利用者に対して、当該電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備(最終利用者の活 動の拠点にその一端が設置されたものに限る。)を使用して電話転送役務を提供する場合

デ送話	
データ伝 送携帯電 話番号	付加的役 等 言話番
回20CDEFGHJK (ただし、英字は十進数 字 (Cは0及び4を除	回ABODEFGHJX は回ABODEFGHJ K (ただし、英字は十進数字(別表第2に定める電 気通信番号の構成に限 る。)とし、DEFは総 務大田の指定により電気 通信事業者ごとに定める ものとする。)
携帯電話又はPHS に係る役務(いずれ も主としてデータ伝	電気通信事業者が付加的な機能(電気通信事業者が付加的な機能(電気通信事業者がでて別表第2に定める機能に限る。)を用いて提供する電気通信役務及び当該役務及び当該役務に限る。利用者の端末
自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する 基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携	にあっては、2の規定は適用しない。 4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置(当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。)が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。 5 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音言設備について事業用電気通信設備の自己確認(電気通信番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するのに限る。)が行われているものである場合は、この限りでない。6 発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しない。ことするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。 7 着信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。 1 サービス制御機能を有する設備を設置すること。 2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網問信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

		色	- 一	
	者ごとに定めるものとする。)		電話 法	く。) とし、CDEは総務大臣の指定により電気 通信事業者ごとに定める ものとする。)
注3、注4) ただし、FMC電話番号により識別する電気通信設備又は提電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と同一のものを識別することができる。	設備等(移動する無線局の無線設備であるものに限る。)(	を主てして、「一夕穴送役務の用に供するものを除く。」に係ものを除く。」に係る端末系伝送路設備る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末	携帯電話又はPHS に係る役務(いずれ	送役務の用に供するものに限る。)に係ものに限る。)に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(移動する無設備等(移動する無線局の無線設備であるものに限る。)(
る。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の13第1項の認定を受けていること。 2 音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、法第41条第1項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。 3 次に掲げるいずれかの方法((1)に掲げる方法は、平成37年1月末日までに限る。)によ	音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務(ショートメッセージサービスを含む。)のみの用に供する場合を除く。 第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとす	では、	第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ に注の数(ジュートイン・ナージ・オードフェを含む))のこの田に作って担合との他の総数十四	帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第1項の認定を受けていること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わないこと。

自ら指定を受けて特定 I P電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 呼の制御機能を有する設備を設置すること。 2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 3 特定総合品質を満たすこと。 4 特定総合品質を満たさない形での端末設備等の接続がなされないための措置を講ずるこ	音声伝送役務(利用者の端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。)及	回50CDEFGHJK (ただし、英字は十進数 字(Cは0を除く。)と し、CDEFは総務大臣 の指定により電気通信事 業者ごとに定めるものと	電話番号
自ら指定を受けて無線呼出番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の免許又は予備免許を受けていること。 2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。	無線呼出しの役務(当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。)に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端未設備等	回204DEFGHJK (ただし、英字は十進数 字とし、DEは総務大臣 の指定により電気通信事 業者ごとに定めるものと する。)	番号
(1) 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網(当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信事業者(一の者に限る。)の網(当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。)を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 (2)全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法(上下の設置に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているも方法(上下の網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法(上下の表法(上下の網別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と同一のものを識別する場合には、次のとおりとする。 (1)利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。(2)利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。信設備の自己確認が行われていること。ただし、当該端末系伝送路設備が特定 I P 電話番号により識別される端末設備等に接続されるものである場合にあっては、特定総合品質を満たしていることの確認が行われていること。			

	備を介して提供するものに限る。)		
	れる端末系伝送路設		
	の請求により特定さ		
	、利用者からの随時		
	るものを組み合わせ		
	む。)により識別す		
	通信番号の種別を含		
	を受けた同一の電気		
	気通信事業者が指定		
	号の種別(異なる電		
たしていることの確認が行われていること。	2以上の電気通信番		
により識別される端末設備等に接続されるものである場合にあっては、特定総合品質を満	種類若しくは内容(		
設備の自己確認が行われていること。ただし、当該端末系伝送路設備が特定IP電話番号	べき電気通信役務の	とする。)	
3 利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備について事業用電気通信	通信設備又は提供す	事業者ごとに定めるもの	
と網問信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。	により識別する電気	臣の指定により電気通信	
2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備	は特定 I P電話番号	字とし、DEFは総務大	
1 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。	伝送携帯電話番号又	(ただし、英字は十進数	話番号
自ら指定を受けてFMC電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。	固定電話番号、音声	0600DEFGHJK	FMC電
立って発信者へ通知するための措置を講ずること。	3°.		
する設備の別及び当該端末系伝送路設備に係る料金水準で課金される旨を呼の接続に先	別することができ		
(3) 利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備に接続する場合、接続	容と同一のものを識		
信設備の自己確認が行われていること。	務の種類若しくは内		
(2) 利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備について事業用電気通	供すべき電気通信役		
(1) 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。	電気通信設備又は提		
% 	番号により識別する		
き電気通信役務の種類若しくは内容と同一のものを識別する場合には、次のとおりとす	ただし、FMC電話		
5 特定IP電話番号を使用してFMC電話番号により識別する電気通信設備又は提供すべ	用者の端末設備等		
Ů.	び当該役務に係る利	<b>す</b> る。)	

		トキャー	
		者ごとに定める十進数字	
	)	指定により電気通信事業	
	拠したものに限る。	付したものは総務大臣の	
準 2 呼の発信を目的として使用しないこと。	T勧告E. 212に準	(ただし、英字に添字を	
J	未設備等(ITU-	十進数字	
)端   1 電気通信回線設備に接続する利用者の端末設備等を識別するための設備を設置するこ	接続する利用者の端	$N_1N_2$ から始まる15桁の	
制こ   自ら指定を受けてIMSIを使用する者にあっては、次のとおりとする。	電気通信回線設備に	$4~4~0~N_1N_2 X / \\ \ddagger 4~4~1$	IMSI
	樂		
と 備	除く。)の端末設備		
18 T	(電気通信事業者を		
猪	通信事業者の利用者		
<b></b>	接続される当該電気		
	設備及び当該設備に		
<b>长路</b>	される端末系伝送路		
	)にその一端が接続		
	設備の総体をいう。		
<b>超信</b>	の設置する電気通信		
<b>各</b>	当該電気通信事業者		
S1	て相互に接続される	数字とする。)	
<u> </u>	設備及びこれを用い	事業者ごとに定める十進	
<b>长路</b>	設備(中継系伝送路	臣の指定により電気通信	
新信	信事業者の電気通信	(ただし、英字は総務大	
<b>〔通</b>	事業者以外の電気通	超えない十進数字	
<b>16   し、総務大臣が特に認める場合を除く。</b>	を設置する電気通信	除いた桁数とする。)を	
¥備 │ (一の者に限る。) の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただ │	定する電気通信設備	13桁(プレフィックスを	電話番号
1規 │目ら指定を受けて特定接続電話番号を使用する者にあっては、直接又は他の電気通信事業者 │	法第41条第1項に規	回91CDEから始まる	特定接続

電気通信番号の構成の欄において、回は、電気通信番号の使用に当たって第5に定めるとおりプレフィックスを前置することを示す。 総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準JJ201.01に基づく方法又はこれと同等以上の方法により測定されたものであること。

- 3 主としてデータ伝送役務の用に供するものには、次のいずれかに該当するものは含まないものとする。
- (1) ショートメッセージサービスの提供の用に供するものであって、当該サービスのうち利用者間で送受信を行うものの提供の用に供するもの。
- 番号を認識できるもの又は直接若しくは他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うものの提供の用に供する 音声伝送役務の提供の用に供するものであって、当該役務のうち当該役務の利用者(特定の利用者を除く。)が当該役務を利用する際、電気通信
- (3) その他総務大臣が特に認めるもの。
- 4 携帯移動地球局(電波法施行規則第4条第1項第20号の8に規定する携帯移動地球局をいう。)に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される の規定は適用しないものとする。 利用者の端末設備等を併せて識別することができる。この識別のために使用する電気通信番号については、電気通信番号の使用の条件の欄のうち第2

第4 事業者設備等識別番号(プレフィックスを除く。)に関する事項

自ら指定を受けて付加的役務識別番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 付加的役務識別番号により識別される電気通信役務を提供するための電気通信設備を設置すること。	電気通信事業者が付 加的な機能(電気通 信番号の構成に応じ	1から始まる3桁以上の 十進数字 (ただし、総務大臣の指	付加的役 務識別番 号
事業者設備識別番号により識別され複数の事業者設備識別番号の指定を	信事業者の電気通信設備(中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。)	数字とする。)	
自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が0091XYであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備 と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。	法第41条第1項に規定する電気通信設備 を設置する電気通信設備 を設置する電気通信	0091XY (ただし、英字は総務大 臣の指定により電気通信 事業者ごとに定める十進	
自ら指定を受けて事業者設備識別番号(電気通信番号の構成が00XY又は002YZであるものに限る。以下この欄において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 2 事業者設備識別番号により識別される交換設備を設置すること。 3 複数の事業者設備識別番号の指定を受けるものでないこと。	法第41条第1項に規定する電気通信設備 定する電気通信設備 を設置する電気通信 事業者の設置する電 気通信回線設備(他 の電気通信番号によ り識別されるものを 除く。)	00XY又は002YZ (ただし、英字は総務大 臣の指定により電気通信 事業者ごとに定める十進 数字(Xは0、2及び9 を除く。)とする(Xが 1であるときは、XYを 1とする。)。)	事業者設 備識別番 号
電気通信番号の使用に関する条件	識別する電気通信設備又は提供すべき電 備又は提供すべき電 気通信役務の種類若	電気通信番号の構成	電気通信 番号の種 別
<u> </u>	電気通信番号により	電気通信番号	

自ら指定を受けてデータ通信設備識別番号を使用する者にあっては、パケット交換によるデータ通信を行うための設備を設置すること。	データ通信設備(I TU-T勧告X. 121 に準拠したパケット	4 4 N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> から始まる14桁を超えない 十進数字	データ通 信設備職 別番号
自ら指定を受けて国際信号局識別番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 国際信号網(ITU-T勧告Q.708に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号が式の信号情報を転送するための信号網をいい、当該共通線信号方式のメッセージ転送部において国際信号局識別番号を使用する場合に限る。2において同じ。)における信号局の機能を有する設備を設置すること。 2 1の設備を海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網により接続し、運用すること。	信号用伝送装置(I TU一T勧告Q. 708 に準拠した信号用中 継交換機を用いる共 通線信号方式に基づ くものに限る。)	100から始まる14桁の 二進法による数字(注) (ただし、総務大臣の指 定により電気通信事業者 ごとに定める二進法によ る数字とする。)	国際信号問識別番号
自ら指定を受けて緊急通報番号(電気通信番号の構成が118であるものに限る。以下1において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 緊急通報番号により識別する電気通信役務の提供範囲を管轄する海上保安機関に接続すること。 2 利用者設備識別番号(IMSIを除く。)の指定を受けていること。 自ら指定を受けて緊急通報番号(電気通信番号の構成が119であるものに限る。以下1において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 緊急通報番号により識別する電気通信役務の提供範囲を管轄する消防機関に接続すること。 2 利用者設備識別番号(IMSIを除く。)の指定を受けていること。	海上保安機関への緊急通報を行う機能の 提供に係る電気通信 投務 消防機関への緊急通 報を行う機能の提供 に係る電気通信役務	118	
自ら指定を受けて緊急通報番号(電気通信番号の構成が110であるものに限る。以下1において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 緊急通報番号により識別する電気通信役務の提供範囲を管轄する警察機関に接続すること。 2 利用者設備識別番号(IMSIを除く。)の指定を受けていること。	警察機関への緊急通 報を行う機能の提供 に係る電気通信役務	1 1 0	聚急通報 号
2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。	て別表第3に定める 機能に限る。)を用 いて提供する電気通 信役務	定により定めるものとす る。)	

				加	備	Ç;	<b>x</b>						
					備識別番	ジ交換設	メッカー						
		ॐ° )	ごとに定める符号とす	定により電気通信事業者	(ただし、総務大臣の指	テット以下の符号	2オクテット以上16オク   電子メール通信網(	限る。)とする。)	$(N_1$ は $0$ から $3$ までに	者ごとに定める十進数字 伝送路設備	指定により電気通信事業   る。)に係る端末系	付したものは総務大臣の  信に係るものに限	(ただし、英字に添字を   交換によるデータ通
のに限る。)	通信方式に基づくも	/X. 400に準拠した	TU-T勧告F. 400	通信設備であり、I	う機能を有する電気	メッセージ交換を行	電子メール通信網(			伝送路設備	る。)に係る端末系	信に係るものに限	交換によるデータ通
						行う機能を有する設備を設置すること。	自ら指定を受けてメッセージ交換設備識別番号を使用する者にあっては、メッセージ交換を						

JEKANAの数チの1桁目がら5桁目また、4桁目が511桁目また及び12桁目が514桁目またを、それぞれ1桁、3桁及び1桁の下連数チとし、が50「一」を区切り文字として表記することができる。

プレフィックスに関する事項

-	- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
	電気通信番号	電気通信番号により	
号医污事		識別する電気通信設	
一世の第二年	(中国) 中国 (中国) 中国 (中国) 中国 (中国) 中国 (中国) 中国 (中国) (中国)	備又は提供すべき電	電気通信番号の使用に関する条件
金万の住	<b>電</b> 双週宿舎 安い特成	気通信役務の種類若	
נימ		しくは内容	
国内プレ	0	本邦内の場所に対し	利用者設備識別番号(IMSIを除く。)に前置すること。(注)
フィック		て発信を行う電気通	
X		信役務	
国際プレ 010	010	本邦外の場所に対し	国番号(ITU-T勧告E.164に準拠した番号であって、同勧告に基づき国番号として定め
フィック		て発信を行う電気通	て発信を行う電気通   たものをいう。以下この第5において同じ。)から始まる番号に前置すること。
ス		信役務	
注 本邦外	の場所からの着信を行う場	<b>鳥合にあっては、国内に</b>	本邦外の場所からの着信を行う場合にあっては、国内プレフィックスに代わって日本の国番号(81)を前置することができる。

# 別表第1 固定電話番号の細目

るときは、他の電気通信番号とすることができる。 の場合に限る。)をいう。)により構成されるものとする。ただし、固定端末系伝送路設備において、これによることが著しく困難であると総務大臣が認め 固定電話番号の電気通信番号の構成のうちABCDEは、次の表の番号区画の欄の区分に応じ、それぞれ同表の市外局番の欄に定める番号及び市内局番(BCDE(市外局番が 1 桁の場合に限る。)、CDE(市外局番が 2 桁の場合に限る。)、DE(市外局番が 3 桁の場合に限る。)又はE(市外局番が 4 桁

1 3 7	北海道久遠郡せたな町(大成区を除く。)、瀬棚郡	24
1377	北海道山越郡	23
137	北海道二海郡八雲町(熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根崎町を除く。)	22
1374	北海道茅部郡森町	21
1372	北海道茅部郡鹿部町	20
1 3 6	北海道島牧郡、寿都郡	19
1 3 6	北海道虻田郡(喜茂別町、京極町、倶知安町、ニセコ町、真狩村及び留寿都村に限る。)、磯谷郡	18
1 3 5	北海道岩内郡、古宇郡	17
1 3 5	北海道積丹郡、古平郡、余市郡	16
134	北海道小樽市	15
1 3 3	北海道石狩郡当別町	12
133	北海道石狩市	11-2
1 2 6 7	北海道岩見沢市宝水町、三笠市	10
1 2 6	北海道岩見沢市(宝水町を除く。)、美唄市、石狩郡新篠津村、樺戸郡月形町	8-2
	奈井江町に限る。)	
1 2 5	北海道赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、雨竜郡雨竜町、樺戸郡(浦臼町及び新十津川町に限る。)、空知郡(上砂川町及び	7
124	北海道芦別市	6
123	北海道夕張市富野、夕張郡	4-2
123	北海道夕張市(富野を除く。)	3
123	北海道恵庭市、千歳市	2
1 1	北海道江別市、札幌市、北広島市、空知郡南幌町	1
市外局番	4 番号区画	番号区画
		# [ [

49	48	47	46		45	44		43	42	41	39-2		88		78	36	35	34	33	32			31	30	28-2	27	26	25
北海道標津郡標津町、野付郡別海町(尾岱沼、尾岱沼港町、尾岱沼岬町、尾岱沼潮見町及び末丹に限る。)、目梨郡	北海道標津郡中標津町、野付郡別海町(尾岱沼、尾岱沼港町、尾岱沼岬町、尾岱沼潮見町及び床丹を除く。)	北海道根室市	北海道厚岸郡	) を除く。)	北海道網走郡(大空町(東藻琴、東藻琴清浦、東藻琴栄、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進、東藻琴千草、東藻琴西倉、東	北海道斜里郡(清里町及び斜里町に限る。)	千草、東藻琴西倉、東藻琴福富、東藻琴明生及び東藻琴山園に限る。)、斜里郡小清水町	北海道網走市、北見市常呂町、網走郡大空町(東藻琴、東藻琴清浦、東藻琴栄、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進、東藻琴	北海道幌泉郡	北海道新冠郡新冠町(里平を除く。)、日高郡新ひだか町	北海道浦河郡、様似郡	町及び若葉町に限る。)に限る。)	北海道沙流郡(平取町及び日高町(栄町西、栄町東、新町、千栄、富岡、日高、本町西、本町東、松風町、三岩、宮下町、山手	を除く。)、新冠郡新冠町里平	北海道沙流郡日高町(栄町西、栄町東、新町、千栄、富岡、日高、本町西、本町東、松風町、三岩、宮下町、山手町及び若葉町	北海道勇払郡むかわ町	北海道勇払郡(厚真町及び安平町に限る。)	北海道苫小牧市、白老郡	北海道登別市、室蘭市	北海道伊達市、虻田郡(洞爺湖町及び豊浦町に限る。)、有珠郡	崎町に限る。)	熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根	北海道久遠郡せたな町大成区、二海郡八雲町(熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、	北海道奥尻郡	北海道爾志郡、檜山郡	北海道松前郡	北海道上磯郡	70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、7
153	153	153	153		152	152		1 5 2	1466	146	146		1 4 5 7		1456	1 4 5	1 4 5	144	143	1 4 2			1 3 9 8	1 3 9 7	139	139	1392	1 3 8

	秋田県大館市	103
186	秋田県鹿角市、鹿角郡小坂町	102
1 8 5	秋田県能代市、山本郡	101
1 8 5	秋田県男鹿市、南秋田郡大潟村	100
184	秋田県にかほ市、由利本荘市	99
183	秋田県湯沢市、雄勝郡羽後町	98
182	秋田県横手市、雄勝郡東成瀬村、仙北郡美郷町(金沢及び野荒町に限る。)	97
179	青森県三戸郡(三戸町、田子町及び南部町(相内、赤石、大向、沖田面、小向及び玉掛に限る。)に限る。)	96
	び階上町に限る。)	
1 7 8	青森県八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡(五戸町、新郷村、南部町(相内、赤石、大向、沖田面、小向及び玉掛を除く。)及	95
1 7	青森県青森市(浪岡を除く。)、東津軽郡平内町	94-2
	に限る。)	
176	青森県十和田市、三沢市、上北郡(東北町(旭北、旭南、上野、大浦、上北北、上北南及び新館に限る。)、七戸町及び六戸町	93
1 7 5	青森県上北郡(東北町(旭北、旭南、上野、大浦、上北北、上北南及び新館を除く。)、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村に限	92
1 7 5	青森県むつ市、下北郡	91
174	青森県東津軽郡(今別町、外ヶ浜町及び蓬田村に限る。)	90
173	青森県西津軽郡	89
173	青森県五所川原市、つがる市、北津軽郡(鶴田町及び中泊町に限る。)	88
172	青森県青森市浪岡、黒石市、平川市、弘前市、北津軽郡板柳町、中津軽郡、南津軽郡	87
167	北海道富良野市、空知郡(上富良野町、中富良野町及び南富良野町に限る。)、勇払郡占冠村	86
166	北海道旭川市、上川郡(鷹栖町、当麻町、美瑛町、東神楽町、東川町及び比布町に限る。)	85
1 6 5	北海道上川郡(愛別町及び上川町に限る。)	84
1 6 5	北海道中川郡(音威子府村、中川町及び美深町に限る。)	83
165	北海道名寄市風連町、上川郡下川町	82
1 6 5	北海道名寄市(風連町を除く。)	81
165	北海道士別市、雨竜郡幌加内町、上川郡(剣淵町及び和寒町に限る。)	76-2
۲	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	d
1 6 4	北海道苫前郡刈幌町(天亭相影。天亭富磯。天亭弁天。天亭前浜。天亭和浦。焼居白浜。焼居西浦、焼居東浜及び焼居緑を丘に	75

2 2		129
	宮城県栗原市、登米市石越町	821
	宮城県気仙沼市、本吉郡	127
2	宮城県石巻市、登米市(津山町及び豊里町に限る。)、東松島市、牡鹿郡	126
2	宮城県白石市、刈田郡	125
2	宮城県角田市、伊具郡、柴田郡	124
2	宮城県岩沼市、名取市堀内、亘理郡	123
2	宮城県登米市(石越町、津山町及び豊里町を除く。)	122
2	宮城県塩竈市、仙台市、多賀城市、富谷市、名取市(堀内を除く。)、黒川郡、宮城郡	121
	岩手県遠野市 	120
	岩手県花巻市	119
1	岩手県北上市、和賀郡	118
	岩手県奥州市、胆沢郡	117
1	岩手県滝沢市、盛岡市、岩手郡雫石町、紫波郡	116
	岩手県二戸市、九戸郡(軽米町及び九戸村に限る。)、二戸郡	115
	岩手県八幡平市、岩手郡(岩手町及び葛巻町に限る。)	114
1	岩手県下閉伊郡(山田町を除く。)	113
	岩手県久慈市、九戸郡(野田村及び洋野町に限る。)	112
	岩手県釜石市、上閉伊郡 	111
	岩手県宮古市、下閉伊郡山田町	110
	岩手県大船渡市、陸前高田市、気仙郡	109
	岩手県一関市、西磐井郡	108
	に限る。)、潟上市、南秋田郡(井川町、五城目町及び八郎潟町に限る。)	
沢 1	秋田県秋田市、大仙市(協和荒川、協和稲沢、協和上淀川、協和小種、協和境、協和下淀川、協和中淀川、協和船岡、協和船沢	107
1	秋田県仙北市、大仙市(大神成、上鶯野、北長野、栗沢、清水、下鶯野、豊岡、豊川、長戸呂、長野及び鑓見内に限る。)	106
Ř	和船両、筋和船沢、筋和峰古川、米沢、淯水、下寫野、豊岡、豊川、長戸呂、長野及じ鑓見内を除く。)、伽北郡美郷町(金沢  及び野荒町を除く。)	
第 1	北長野、協和荒川、協和稲沢、協和上淀川、協和小種、	105
1		104

154		153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142		141		140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130
新潟県阿賀野市、五泉市、新潟市秋葉区(覚路津を除く。)	道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曽根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧ケ島、三ツ門、門田及び六部に限る。)、西区、東区及び南区に限る。)、北蒲原郡聖籠町(位守町、亀塚、東港及び別條に限る。)	新潟県新潟市(秋葉区覚路津、北区、江南区、中央区、西蒲区(打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、	福島県郡山市、田村郡三春町(上舞木、斎藤、下舞木及び沼沢に限る。)	福島県白河市、西白河郡	福島県須賀川市、岩瀬郡	福島県田村市、田村郡(三春町(上舞木、斎藤、下舞木及び沼沢に限る。)を除く。)	福島県石川郡、東白川郡	福島県いわき市	福島県伊達市、福島市、伊達郡	福島県相馬市、南相馬市、相馬郡	福島県二本松市、本宮市、安達郡	福島県会津若松市、大沼郡会津美里町、河沼郡会津坂下町、耶麻郡(猪苗代町及び磐梯町に限る。)	福島県喜多方市高郷町、大沼郡(金山町、昭和村及び三島町に限る。)、河沼郡柳津町、耶麻郡西会津町	、丹藤、藤生、中荒井、永田、長野、針生、福米沢及び水無を除く。)に限る。)	福島県南会津郡(只見町、檜枝岐村及び南会津町(糸沢、金井沢、川島、栗生沢、高野、塩江、静川、関本、滝原、田島、田部	[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	(下郷町及び南会津町(糸沢、金井)	福島県喜多方市(高郷町を除く。)、河沼郡湯川村、耶麻郡北塩原村	福島県双葉郡	山形県長井市、西置賜郡	山形県南陽市、米沢市、東置賜郡	山形県尾花沢市、東根市、村山市、北村山郡	山形県寒河江市、西村山郡	山形県上山市、天童市、山形市、東村山郡	山形県鶴岡市、東田川郡三川町	山形県酒田市、飽海郡、東田川郡庄内町	山形県新庄市、最上郡
250		2 5	2 4	2 4 8	2 4 8	247	2 4 7	2 4 6	2 4	244	2 4 3	242	2 4 1		2 4 1	,	241	2 4 1	2 4 0	2 3 8	2 3 8	237	2 3 7	2 3	2 3 5	234	233

	<b>京心田艶音中、弦心田祟眉、弦心田小中、弦心田戏中、弦心田宗中</b>	
	山藤内名、松之山中尾、松之山橋詰、松之山東川、松之山東山、松之山光間、松之山藤倉、松之山古戸、松之山松口、松之山三	
	桶、松之山水梨、松之山湯本、松之山湯山、松山新田、室野、孟地及び蓬平を除く。)、中魚沼郡	
165	新潟県柏崎市、刈羽郡 2	2 5 7
166	新潟県南魚沼市、南魚沼郡 2	2 5
167	新潟県魚沼市 2	2 5
168	新潟県小千谷市、長岡市(赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曽根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島   :	2 5 8
	、寺泊北曽根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敦ケ曽根、寺泊当新田、	
	寺泊中曽根、寺泊硲田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鰐口、中条新田、	
	中之島西野及び真野代新田を除く。)、見附市、三島郡	
169-2	新潟県佐渡市 2	2 5 9
171	長野県飯田市(上村、南信濃木沢、南信濃南和田、南信濃八重河内及び南信濃和田に限る。)、下伊那郡(阿南町、売木村、下   2	260
	條村、天龍村及び泰阜村に限る。)	
172	長野県大町市、北安曇郡 2	261
173	長野県須坂市、千曲市、長野市、上高井郡、上水内郡 2	26
174	長野県安曇野市、塩尻市(木曽平沢、奈良井及び贄川を除く。)、松本市、東筑摩郡   2	263
175	長野県塩尻市(木曽平沢、奈良井及び贄川に限る。)、木曽郡(南木曽町田立を除く。)	264
176	長野県伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡(辰野町を除く。)	265
177	長野県飯田市(上村、南信濃木沢、南信濃南和田、南信濃八重河内及び南信濃和田を除く。)、下伊那郡(阿南町、売木村、下	265
	條村、天龍村及び泰阜村を除く。)	
178	長野県岡谷市、諏訪市、茅野市、上伊那郡辰野町、諏訪郡	266
179	長野県小諸市、北佐久郡(立科町を除く。)   2	267
180	長野県佐久市、北佐久郡立科町、南佐久郡 2	267
181	長野県上田市、東御市、小県郡、埴科郡 2	268
182	長野県中野市、下高井郡山之内町 2	269
183	長野県飯山市、下高井郡(木島平村及び野沢温泉村に限る。)、下水内郡   2	269
184	群馬県伊勢崎市、佐波郡 2	270
185	群馬県前橋市 2	2 7
186	群馬県安中市、高崎市(新町を除く。)	2 7

	栃木県日光市	204
2	栃木県那須烏山市、那須郡那珂川町	203
<b>恒                                    </b>	栃木県大田原市、那須塩原市(東町、あたご町、井口、石林、一区町、宇都野、扇町、遅野沢、折戸、金沢、上赤田、上大貫、上塩原、上横林、北赤田、北二つ室、五軒町、笹沼、三区町、塩原、下大貫、下田野、下永田、新南、関根、関谷、千本松、高河津、高柳、太夫塚、槻沢、中塩原、永田町、二区町、西赤田、西朝日町、西遅沢、西幸町、西洋町、西富山、西原町、西三島、西大和、接骨木、東赤田、東遅沢、東関根、東三島、蟇沼、二つ室、三島、緑、南赤田、南郷屋、南町、睦、湯本塩原、横林及び四区町に限る。)、矢板市、塩谷郡塩谷町	202
刊 巻 、 2	序都野、扇町、遅野沢、折戸、金沢、上赤田、上大貫、上塩原、 大貫、下田野、下永田、新南、関根、関谷、千本松、高阿津、高 叮、西遅沢、西幸町、西栄町、西富山、西原町、西三島、西大和 三島、緑、南赤田、南郷屋、南町、睦、湯本塩原、横林及び四区	201
2	栃木県宇都宮市、さくら市、塩谷郡高根沢町、芳賀郡芳賀町	200
2	栃木県小山市(上生井、中河原、中島、下生井、白鳥、福良及び梁を除く。)、下野市、河内郡	199
2	栃木県真岡市、芳賀郡(芳賀町を除く。)	198
2	群馬県太田市市場町、栃木県足利市	197
2	栃木県佐野市	196
2	栃木県小山市(上生井及び白鳥に限る。)、栃木市、下都賀郡(野木町を除く。)	195
2 8	茨城県古河市、坂東市(生子、生子新田、逆井、菅谷及び山に限る。)、猿島郡、埼玉県加須市(飯積、伊賀袋、小野袋、柏戸、駒場、栄、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台に限る。)、栃木県小山市下生井、下都賀郡野木町	194
2	群馬県吾妻郡(高山村、中之条町(赤岩、入山、太子、小雨、生須及び日影を除く。)及び東吾妻町を除く。)	193
華 2 7	群馬県渋川市、吾妻郡(高山村、中之条町(赤岩、入山、太子、小雨、生須及び日影を除く。)及び東吾妻町に限る。)、北群 馬郡	192
2	群馬県沼田市、利根郡	191
2	群馬県太田市(大久保町、大原町、藪塚町、山之神町、寄合町及び六千石町に限る。)、桐生市、みどり市	190
	REPRIM	102
2	大久保町、大原町、藤塚町、川之神町、寿冷町及び六千石町を図	189
2	群馬県高崎市新町、藤岡市、多野郡、埼玉県児玉郡神川町(上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬に限る。)	188
2	群馬県富岡市、廿楽郡	187

205	- M 不	9
206	茨城県行方市(内宿、小貫、小幡、北高岡、中根、長野江、次木、成田、繁昌、南高岡、三和、山田、行戸、吉川及び両宿に限 291	1
207	茨城県那珂市、ひたちなか市、水戸市、那珂郡、東茨城郡(茨城町、大洗町及び城里町(大網、小勝、上赤沢、真端、塩子、下 29	
	赤沢及び徳蔵を除く。)に限る。)	
208	茨城県北茨城市、高萩市 29:	3
209	茨城県日立市、常陸太田市   294	4
210-2	茨城県常陸大宮市   295	5
211	茨城県久慈郡   29 5	IJ
212	茨城県笠間市(安居、泉、泉市野谷入会地、市野谷、押辺、上郷、下郷、土師、福島及び吉岡を除く。)、桜川市(青木、阿部 296	6
	田、大国玉、大曽根、金敷、高久、高森、羽田、東飯田、真壁町及び本木を除く。)、東茨城郡城里町(大網、小勝、上赤沢、	
	真端、塩子、下赤沢及び徳蔵に限る。)	
213	茨城県桜川市(青木、阿部田、大国玉、大曽根、金敷、高久、高森、羽田、東飯田、真壁町及び本木に限る。)、下妻市、筑西   296	6
	市、結城市、結城郡、栃木県小山市(中河原、中島、福良及び梁に限る。)	
214	茨城県稲敷市(伊崎、伊佐津、戌渡、太田、小野、上根本、柴崎、下太田、下根本、角崎、寺内、中山、羽賀浦、堀川、狸穴及   297	7
	び南太田に限る。)、取手市、龍ヶ崎市、稲敷郡河内町、北相馬郡	
215	茨城県常総市、つくばみらい市、坂東市(生子、生子新田、逆井、菅谷及び山を除く。)、守谷市   297	7
216	茨城県稲敷市(阿波崎、阿波崎新田、飯島、伊崎、伊佐津、伊佐部、市崎、戌渡、今、大島、太田、押砂、小野、釜井、上須田 29	
	佐原、佐原組新田、	
	田、「須田新田、「依冬、新橋、海崎、清久島、于眞祖新田、寺門、中島、平田、四代、野貞台原、光眞浦、僑町、八十石、果   大沼、福田、堀川、曲渕、町田、狸穴、三島、光葉、南太田、本新、八筋川、余津谷、四ッ谷、六角及び脇川を除く。)、牛久	
	市、かすみがうら市(有河、安食、一の瀬、一の瀬上流、岩坪、牛渡、大和田、男神、柏崎、上大堤、上軽部、加茂、坂、宍倉	
	、志戸崎、下大堤、下軽部、田伏、戸崎、中台、西成井、深谷、三ツ木及び南根本に限る。)、つくば市、土浦市、稲敷郡(阿	
	見町及び美浦村に限る。)	
217	茨城県石岡市、小美玉市、笠間市(安居、泉、泉市野谷入会地、市野谷、押辺、上郷、下郷、土師、福島及び吉岡に限る。)、298	9
	かすみがうら市(有河、安食、一の瀬、一の瀬上流、岩坪、牛渡、大和田、男神、柏崎、上大堤、上軽部、加茂、坂、宍倉、志	
	戸崎、下大堤、下軽部、田伏、戸崎、中台、西成井、深谷、三ツ木及び南根本を除く。)、行方市(荒宿、井上、井上藤井、沖	
	洲、西蓮寺、芹沢、玉造乙、玉造甲、手賀、捻木、羽生、浜、藤井、八木蒔、谷島及び若海に限る。)	
218	茨城県潮来市、稲敷市(阿波崎、阿波崎新田、飯島、伊佐部、市崎、今、大島、押砂、釜井、上須田、上之島、結佐、神崎神宿   299	9

42	埼玉県飯能市、日高市	228
4	埼玉県入間市、狭山市、所沢市	227
428	東京都青梅市、西多摩郡奥多摩町、山梨県北都留郡	226
42	東京都町田市(三輪町及び三輪緑山を除く。)、神奈川県相模原市(緑区(小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。)及び南区(磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。)を除く。)、座間市(相模が丘一丁目及び五丁目に限る。)	225
4 2	東京都八王子市、神奈川県相模原市緑区(小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。)	224
4 2	東京都昭島市、あきる野市、国立市、国分寺市(高木町、内藤、西町、光町、日吉町二丁目及び三丁目、富士本並びに戸倉三丁目に限る。)、立川市、羽村市、東大和市、日野市、府中市(北山町、西原町二丁目から四丁目まで及び西府町四丁目に限る。)、福生市、武蔵村山市、西多摩郡(奥多摩町を除く。)	223
4 2	東京都清瀬市、小平市(鈴木町二丁目、花小金井及び花小金井南町に限る。)、狛江市西和泉、調布市(入間町、国領町八丁目、深大寺東町七丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘、若葉町及び野水を除く。)、西東京市(新町を除く。)、東久留米市、府中市(押立町四丁目及び五丁目に限る。)、埼玉県新座市(石神一丁目及び三丁目から五丁目まで、栗原、新堀、西堀並びに野寺一丁目及び五丁目に限る。)	222
4 2	東京都稲城市、小金井市(梶野町一丁目から四丁目まで並びに東町二丁目及び三丁目を除く。)、国分寺市(高木町、内藤、西町、光町、日吉町二丁目及び三丁目、富士本並びに戸倉三丁目を除く。)、小平市(鈴木町二丁目、花小金井及び花小金井南町を除く。)、多摩市、東村山市、府中市(押立町四丁目及び五丁目、北山町、西原町二丁目から四丁目まで並びに西府町四丁目を除く。)	221
422	東京都小金井市(梶野町一丁目から四丁目まで並びに東町二丁目及び三丁目に限る。)、調布市(深大寺東町七丁目及び野水に限る。)、西東京市新町、三鷹市(中原一丁目を除く。)、武蔵野市	220
3	東京都23区、狛江市(西和泉を除く。)、調布市(入間町、国領町八丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘及び若葉町に限る。)、三鷹市中原一丁目	219
	、神崎本宿、幸田、石納、境島、佐原、佐原下手、佐原組新田、清水、下須田、下須田新田、新橋、清久島、手賀組新田、中島、西代、野間谷原、橋向、八千石、東大沼、福田、曲渕、町田、三島、光葉、本新、八筋川、余津谷、四ッ谷、六角及び脇川に限る。)、鹿嶋市、神栖市(太田、太田新町、須田、砂山、土合北、土合中央、土合西、土合東、土合本町、土合南、波崎、波崎新港、矢田部、柳川、柳川中央及び若松中央を除く。)、行方市(荒宿、井上、井上藤井、内宿、沖洲、小貫、小幡、北高岡、西蓮寺、芹沢、玉造乙、玉造甲、手賀、中根、長野江、次木、成田、捻木、羽生、浜、繁昌、藤井、南高岡、三和、八木蒔、谷島、山田、行戸、吉川、両宿及び若海を除く。)	

707	959	251	250	249	248	1	247	246	245	244	243	242	241	240	239		238	237		236-2	235	234	233	232	231	230	229
《百、《百》》、《百、》为日、十日七、十日七、十日年、十日年、十日年、《田》(《四》(《四》)《四》(《四》)	田子 联磷塑铁 始疏 單令十二十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	千葉県香取市、香取郡(神崎町及び東庄町に限る。)	千葉県印西市、富里市、成田市、印旛郡(酒々井町を除く。)	千葉県茂原市、長生郡 4	千葉県大網白里市、東金市、山武市(松尾町を除く。)、山武郡九十九里町 2	2、「本語記》は、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに		1、鎌ヶ谷市(くぬぎ山一丁目から四丁目3年)   東西・   東西・丁日なが一丁日   ラスド	千葉県我孫子市、柏市、流山市、野田市 4	千葉県鴨川市	千葉県いすみ市、勝浦市、夷隅郡 4	千葉県館山市、南房総市、安房郡 4	神奈川県逗子市(小坪を除く。)、三浦市、横須賀市、三浦郡	神奈川県綾瀬市、鎌倉市、逗子市小坪、茅ヶ崎市、高座郡	神奈川県藤沢市	及び泉元門川分に限る。)	神奈川県小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡(真鶴町及び湯河原町に限る。)、静岡県熱海市(泉元宮上分、泉元宮下分 4	勢原市、秦野市、平塚市、中郡	丁目を除く。) 、大和市、愛甲郡	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市南区(磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に   4	神奈川県足柄下郡箱根町、静岡県裾野市茶畑 2	神奈川県横浜市 2	神奈川県川崎市、東京都町田市(三輪町及び三輪緑山に限る。) 4	千葉県君津市、富津市	千葉県木更津市、袖ヶ浦市	子葉県市原市	千葉県佐倉市、千葉市(花見川区(柏井、柏井町及び横戸町に限る。)を除く。)、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町 - 4
-	170	478	476	475	475		4 7	4 7	1	4	470	470	4 6	467	466		465	463		4 6	460	4 5	44	439	438	436	4 3

536		276-2
5 3 6	愛知県新城市	274-2
533	愛知県蒲郡市、豊川市	273
5 3 2	愛知県豊橋市	272
5 3 1	愛知県田原市	269-2
5 3	静岡県湖西市、浜松市	268
	木屋町、高横須賀町、元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池及び中央町を除く。)、名古屋市、日進市(赤池町、赤池、浅田町、浅田平子、梅森町及び香久山に限る。)、海部郡大治町	
5 2	愛知県あま市、尾張旭市(霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町に限る。)、清須市、東海市(大田町、加	267
4998	東京都小笠原村	266
4996	東京都青ヶ島村、八丈町	265
4994	東京都御蔵島村、三宅村	264
4992	東京都大島町、神津島村、利島村、新島村	263
495	埼玉県本庄市、児玉郡(神川町(上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬を除く。)、上里町及び美里町に限る。)	262
494	埼玉県秩父市、秩父郡(東秩父村を除く。)	261
	市、秩父郡東秩父村、比企郡(小川町、ときがわ町、滑川町、吉見町及び嵐山町に限る。)	
493	埼玉県熊谷市(相上、冑山、吉所敷、小八林、高本、玉作、津田、津田新田、沼黒、船木台、箕輪及び向谷に限る。)、東松山	260
	鳩山町に限る。)	
49	埼玉県川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市(水谷東二丁目及び三丁目を除く。)、ふじみ野市、入間郡、比企郡(川島町及び	259
4 8	埼玉県越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、北葛飾郡(杉戸町を除く。)	258
	深谷市、大里郡	
48	埼玉県北本市、行田市、熊谷市(相上、冑山、吉所敷、小八林、高本、玉作、津田、津田新田、沼黒、船木台、箕輪、向谷及び	257-2
	白岡市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡	
480	埼玉県加須市(飯積、伊賀袋、小野袋、柏戸、駒場、栄、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台を除く。)、久喜市、幸手市、	256
	及び五丁目を除く。)、富士見市(水谷東二丁目及び三丁目に限る。)、和光市、蕨市	
4 8	埼玉県朝霞市、川口市、志木市、戸田市、新座市(石神一丁目及び三丁目から五丁目まで、栗原、新堀、西堀並びに野寺一丁目   ・	255
48	埼玉県上尾市、桶川市、春日部市、さいたま市、蓮田市、北足立郡 ・	254
479	千葉県旭市、山武市松尾町、匝瑳市、香取郡多古町、山武郡(九十九里町を除く。)	253
	部、柳川、柳川中央及び若松中央に限る。)、千葉県銚子市	
		•

	島渡町を除く。)、岐阜市、羽島市、本巣市(浅木、海老、上真桑、軽海、小柿、国領、下福島、下真桑、十四条、宗慶、温井、政田、有里、石神、石原、数屋、上高屋、上保、北野、郡府、七五三、随原、長屋、早野、春近、仏生寺、三橋、見延及び屋	
$\equiv$	易松倉町、丿	325-2
	岐阜県高山市(奥飛騨温泉郷及び上宝町に限る。)、飛騨市神岡町	324
	岐阜県高山市(奥飛騨温泉郷、上宝町及び荘川町を除く。)、飛騨市(神岡町を除く。)	323
	岐阜県高山市荘川町、大野郡	322
	岐阜県下呂市	321
	岐阜県郡上市	320
	岐阜県関市(板取、洞戸阿部、洞戸市場、洞戸大野、洞戸小瀬見、洞戸尾倉、洞戸片、洞戸栗原、洞戸黒谷、洞戸高賀、洞戸高   見、洞戸小坂、洞戸菅谷、洞戸通元寺及び洞戸飛瀬を除く。)、美濃市	319
	岐阜県加茂郡(白川町及び東白川村に限る。)	318
	岐阜県可児市、美濃加茂市、可児郡、加茂郡(川辺町、坂祝町、七宗町、富加町及び八百津町に限る。)	317
	岐阜県中津川市(蛭川を除く。)、長野県木曽郡南木曽町田立	316
	岐阜県恵那市(明智町吉良見を除く。)、中津川市蛭川	315
	岐阜県恵那市明智町吉良見、多治見市、土岐市、瑞浪市	314
	多町及び美浜町に限る。)	
57	愛知県知多市(神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷に限る。)、常滑市、半田市、知多郡(阿久比町、武豊町、南知	313
	愛知県犬山市、春日井市、北名古屋市、小牧市、西春日井郡	312
	愛知県愛西市、稲沢市平和町、津島市、弥富市、海部郡(大治町を除く。)、三重県桑名郡	309-2
	愛知県安城市、刈谷市、高浜市、知立市、碧南市	308
	愛知県豊田市	307
	愛知県岡崎市、額田郡	306
	愛知県西尾市	305
	愛知県大府市、知多市(神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷を除く。)、東海市(大田町、加木屋町、高横須賀町、 元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池及び中央町に限る。)、豊明市、知多郡東浦町	304
	愛知県尾張旭市(霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町を除く。)、瀬戸市、長久手市、日進市(赤池町、 赤池、浅田町、浅田平子、梅森町及び香久山を除く。)、みよし市、愛知郡	301-3
	- 一个及い口田を探へ。)、 始野中(米畑を探へ。)、 台牟田(井田及い戸田を探へ。)、 二毎日、 骸米郎(肩小叫及い女米叫《 で る。)、 田方郡	
	・ ) 指棋士(大山な『な~) の一番十)十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	

町、深田町、右川町、本町、松生町、松葉町、御葉町、前島町、元町、柳田町及び柳町に限る。)、吹田市、探油市(北別将町、 第6年家、正宿、正宿本町、庄屋、千里丘、千里丘銀町「千里丘東町」万段び五丁目 西一津屋、荻町、東正宿、東   津屋、東 別所、一津屋、別所、三島、南千里丘並びに南別が町に限る。)、豊中市、東大阪市 (旭町、池島町、池岩郷町、田雲井町、田 豊井木町、稲葉、今米、岩田町(三丁目を除く。)、瓜生電一丁目、加郷、上石切町、上四条町、土六万寺町、川中、川山、河 内町、神田町、喜里川町、北石切町、北海が町、客坊町、日下町、五条町、海池町、海池町町、池路町、池岩郷町、田雲井町、田 古町、本田町、高里川町、北石切町、北海が町、海池町、新場地町、新場地町、海山、海町、海北・大万寺町、川中、川山、河 内町、神田町、喜里川町、北石切町、北海町町、海田町、 第60地町、新場地町、海地、大坂町、角田、海根寺町、漁地元町、大野町 大阪所へ野市、田貫市、石原町、泉田、井町、大倉町、場田町、大倉町、田田、田、東舎町、東島地町、南石切町、大地町、 東村町、瀬井町、赤土中一丁目、本町、松原、松原南、水土、南湖池町、東山町、東島地町、東山町、泰江、 「大阪所を野市、田貫市(石原町、泉町、一津屋、大倉町、東田町、古町、東山町、泰江、 大阪所を野市、田貫市(石原町、泉町、一部、北田、 1日下町、玉井町、大田、台町、大田、 1日、 大阪所の内と野市、富田林市(青葉丘、加太、廿山、五軒家及び新青葉石町を除く。)、大東市、富田林市(青葉丘、加 大阪所和内、東市、保宙市(は田、新住家、江田、田原 1日、千里丘新町、千里丘東四丁日及び五丁目、西、大阪町、大田、大阪市、大阪市 1日、東山町、東山町、泰江、 大阪所和内、東市、第4111日、東山、東山、東山、東山、東山 7211日、東山町、東山町、東山町、東山町、東山町、東山町、東山町、東山町、東山町、東山町

389-2	388		387	385-2					383-2			382	381	380	379	378	377	376	375	374	373-2			
(大淀町(北野、北六田、中増、西増、新野、馬佐、比曽及び増口に限る。)、川上村、東吉野村及び吉野町に限	奈良県宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山を除く。)、宇陀郡	<u> </u>	奈良県香芝市、葛城市、御所市、大和高田市、生駒郡(斑鳩町、三郷町及び平群町に限る。)、北葛城郡、磯城郡(川西町(下   7	奈良県橿原市、桜井市、磯城郡田原本町、高市郡(明日香村及び高取町(越智、車木、寺崎及び丹生谷を除く。)に限る。) 7	来迎寺町に限る。)、大和郡山市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町下永、山辺郡	町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び	上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡	、奈良県生駒市、宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山に限る。)、天理市、奈良市(藺生町、荻町、小倉町、	大阪府四條畷市(上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台に限る。)、京都府相楽郡(笠置町及び南山城村に限る。)	、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町を除く。)	月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町	奈良県奈良市(藺生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、		和歌山県田辺市(本宮町を除く。)、西牟婁郡、日高郡みなべ町	和歌山県御坊市、日高郡(印南町、日高町、日高川町、美浜町及び由良町に限る。)	和歌山県有田市、有田郡、伊都郡かつらぎ町(花園新子、花園池ノ窪、花園北寺、花園久木、花園中南及び花園梁瀬に限る。)	和歌山県橋本市、伊都郡(かつらぎ町(花園新子、花園池ノ窪、花園北寺、花園久木、花園中南及び花園梁瀬に限る。)を除る	和歌山県岩出市、紀の川市	和歌山県東牟婁郡(串本町及び古座川町に限る。)	三重県南牟婁郡紀宝町、和歌山県新宮市、田辺市本宮町、東牟婁郡(北山村、太地町及び那智勝浦町に限る。)	和歌山県海南市、和歌山市、海草郡	吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。)	丁、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、	町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪
4	7 4 5		7 4 5	7 4 4					7 4 3			7 4 2	740	739	738	737	7 3 6	736	7 3 5	7 3 5	7 3			

207	一品学十二届并 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	7
	、小倉町、長町、上岸本町、上山町、祇園町、北坂町、北清水町、北花沢町、北菩提寺町、小池町	
	、小田苅町、小八木町、下一色町、下岸本町、下里町、下中野町、清水中町、勝堂町、僧坊町、曽根町、園町、大覚寺町、中一	
	色町、中岸本町、中里町、中戸町、鯰江町、西菩提寺町、百済寺甲町、百済寺町、百済寺本町、平尾町、平松町、平柳町、南清	
	水町、南花沢町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町及び読合堂町を除く。)、蒲生郡	
398	滋賀県甲賀市、湖南市	7 4 8
399	滋賀県東近江市(愛東外町、青山町、池庄町、池之尻町、市ヶ原町、今在家町、妹町、上中野町、梅林町、大沢町、大清水町、	7 4 9
	大萩町、大林町、小倉町、長町、上岸本町、上山町、祇園町、北坂町、北清水町、北花沢町、北菩提寺町、小池町、小田苅町、	
	小八木町、下一色町、下岸本町、下里町、下中野町、清水中町、勝堂町、僧坊町、曽根町、園町、大覚寺町、中一色町、中岸本	
	町、中里町、中戸町、鯰江町、西菩提寺町、百済寺甲町、百済寺町、百済寺本町、平尾町、平松町、平柳町、南清水町、南花沢	
	町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町及び読合堂町に限る。)、彦根市、大上郡、愛知郡	
400	滋賀県長浜市、米原市	7 4 9
401	大阪府三島郡、京都府京都市(右京区京北室谷町及び伏見区醍醐(一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。)を除く。)、長	7 5
	岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡久御山町(市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林を除く。)	
402	石川県小松市、能美市	7 6 1
403-2	石川県加賀市	7 6 1
405-2	石川県金沢市、かほく市、野々市市、白山市、河北郡、能美郡	7 6
406	富山県砺波市、南砺市	763
407-2	富山県富山市、滑川市、中新川郡	7 6
408	富山県魚津市、黒部市、下新川郡	7 6 5
409	富山県射水市、小矢部市、高岡市、氷見市	7 6 6
410	石川県七尾市、鹿島郡	7 6 7
411	石川県羽咋市、羽咋郡	7 6 7
412	石川県輪島市、鳳珠郡穴水町	7 6 8

7 9 4	兵庫県小野市、三木市	439
7 9	兵庫県加古川市(平岡町土山を除く。)、高砂市(北浜町北脇及び北浜町西浜を除く。)、加古郡(播磨町(上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。)を除く。)	438
7 9	兵庫県高砂市(北浜町北脇及び北浜町西浜に限る。)、たつの市御津町、姫路市(安富町を除く。)、揖保郡	435-2
791	兵庫県相生市、赤穂市、たつの市新宮町角亀、赤穂郡	432-2
7 9 1	兵庫県たつの市(新宮町角亀及び御津町を除く。)	431
790	兵庫県加西市、神崎郡	430
790	兵庫県宍栗市、姫路市安富町、佐用郡	429
7 8	兵庫県明石市、加古川市平岡町土山、神戸市、西宮市(北六甲台、すみれ台及び山口町に限る。)、加古郡播磨町(上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。)	428
7 7 9	福井県大野市、勝山市	426
7 7 8	福井県越前市、鯖江市、今立郡、南条郡、丹生郡	425
7 7 6	福井県あわら市、坂井市、福井市、吉田郡	424-2
7 7	京都府京都市伏見区醍醐(一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。)、滋賀県大津市、草津市、守山市、野洲市、栗東市	423
774	京都府宇治市、木津川市、京田辺市、城陽市、久世郡久御山町(市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林に限る。)、相楽	422
773	京都府舞鶴市	421
773	京都府綾部市、福知山市	420
772	京都府京丹後市	419
772	京都府宮津市、与謝郡	418
7 7 1	京都府京都市右京区京北室谷町、南丹市(八木町を除く。)、船井郡	417
7 7 1	京都府亀岡市、南丹市八木町	416
	島の内、塩坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、神子、南前川、向笠、遊子及び横渡を除く。)	
7 7 0	福井県小浜市、大飯郡、三方上中郡若狭町(相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海山、上瀬、小川、北前川、気山、倉見、佐古、	415
0 7.7.	福并県教賞巾、三万郡、三万上甲郡右狭町(相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海川、上獺、小川、北町川、気川、倉見、佐古、 島の内、塩坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、	414
	鳳珠郡能登町	413

	461	456-2	400	454		453	452	451	450	449	448				447				446	445	444	443	442	441	440
政所、溝口、宮地及び米沢を除く。)	移原、大暮、大利原、大元、奥中原、奥原、苅屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野	広島県庄原市(東城町を除く。)	広崎宗東広崎川(文云停町、崇瀬子園丘、崇瀬年日野、崇瀬切田が丘、崇瀬町が丘、崇瀬町市政田、崇瀬町八多田、崇瀬町小多 8 田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾 、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬楢原北、黒瀬楢原西、黒瀬楢原東及び黒瀬松ケ丘を除く。)		町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津江、黒瀬町 乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬楢原北、黒瀬楢原西、黒瀬楢原東及び黒瀬松ケ丘に限る。)	広島県江田島市、呉市、東広島市(黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬	山口県大島郡         8	山口県光市(岩田、岩田立野、塩田、束荷及び三輪に限る。)、柳井市、熊毛郡	広島県広島市(佐伯区(杉並台及び湯来町に限る。)を除く。)、安芸郡	兵庫県淡路市	兵庫県洲本市、南あわじ市 7	び青葉台を除く。)	、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及	仁川団地、仁川月見ガ丘及び仁川宮西町に限る。)、西宮市(北六甲台、すみれ台、山口町、清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬	兵庫県宝塚市(鹿塩、駒の町、新明和町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川高台、仁川高丸、	南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台に限る。)	及びふじガ丘を除く。)、西宮市(清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩	高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、花屋敷荘園、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘、雲雀丘山手	兵庫県芦屋市、宝塚市(鹿塩、駒の町、新明和町、長尾台、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川 7	兵庫県朝来市、養父市 2	兵庫県美方郡(香美町香住区を除く。)	兵庫県豊岡市、美方郡香美町香住区	兵庫県丹波市 7	兵庫県三田市、篠山市 2	兵庫県加東市、 <b>西</b> 脇市、多可都
	8 2 6	8 2 4		8 2 4		8 2 3	8 2 0	8 2 0	8 2	799	799				7 9 8				797	7 9	796	796	795	7 9	7 9 5

4 4	広島県福山市新市町、府中市、三次市甲奴町 広島県福山市新市町、府中市、三次市甲奴町	488-2
8 4 6	広島県豊田郡	487
8 4 6	広島県竹原市、東広島市安芸津町	486
8 4 5	広島県尾道市(因島大浜町、因島鏡浦町、因島重井町、因島洲江町、因島田熊町、因島外浦町、因島中庄町、因島土生町、因島  原町、因島三庄町、因島椋浦町及び瀬戸田町に限る。)	485
8 3 9 6	山口県美術市美東町	483
& ::	山口県山口市(阿知須、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑及び徳地柚木を除く。)	481-3
8 3 8 8	山口県萩市(片俣、吉部上、吉部下、高佐上及び高佐下に限る。)、阿武郡	479
8 3 8 7	山口県萩市(江崎、上小川西分、上小川東分、上田万、下小川、下田万、須佐、鈴野川、中小川、弥富上及び弥富下に限る。)	478
00 00 00	山口県萩市(江崎、芹俣、上小川西分、上小川東分、上出力、吉部上、吉部ト、ト小川、ト田力、須佐、鈴野川、局佐上、局佐下、中小川、弥富上及び弥富下を除く。)	477
8 3 7	市(美東町を除く。)	475-2
8 3 7	山口県長門市	474
8 3 6	山口県宇部市、山陽小野田市、山口市阿知須	472
8 3 5	山口県防府市、山口市(徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地川畑及び徳地柚木に限る。)	471
8 3 4	山口県周南市(大河内、奥関屋、勝間ケ丘、勝間原、熊毛中央、御所尾原、小松原、幸ケ丘、自由ケ丘、新清光台、清光台、清尾、高水原、鶴見台、中村、原、樋口、緑ケ丘、八代、安田、夢ケ丘、呼坂及び呼坂本町を除く。)	470
	央、御所尾原、小松原、幸ケ丘、自由ケ丘、新清光台、清光台、清尾、高水原、鶴見台、中村、原、樋口、緑ケ丘、八代、安田 、夢ケ丘、呼坂及び呼坂本町に限る。)	
8 3 3	勺、奥関屋、	469
8 3	山口県下関市	468-2
8 2 9	広島県廿日市市、広島市佐伯区(杉並台及び湯来町に限る。)	467
8 2 7	広島県大竹市、山口県岩国市、玖珂郡 	465-2
8 2 6	広島県山県郡(安芸太田町及び北広島町(雲耕、移原、大暮、大利原、大元、奥中原、奥原、苅屋形、川小田、草安、荒神原、  小原、才乙、高野、土橋、中祖、南門原、西八幡原、橋山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地及び米沢に限る。)に限る。)	463-2
8 2 6	広島県安芸高田市	462

494	広島県庄原市東城町 8	8 4 7 7
495	広島県神石郡	8 4 7
496-2	広島県尾道市(因島大浜町、因島鏡浦町、因島重井町、因島洲江町、因島田熊町、因島外浦町、因島中庄町、因島土生町、因島 8	8 4 8
	.井町及び大和	
498	広島県福山市(今津町、金江町金見、金江町藁江、神村町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松 8   永町、南松永町、宮前町及び柳津町に限る。) (ただし、市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード4	8 4
	99の番号区画(福山市(内海町、神辺町及び沼隈町に限る。)を除く。)を含む。)	
499	広島県福山市(今津町、金江町金見、金江町藁江、神村町、新市町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本   8	8 4
	郷町、松永町、南松永町、宮前町及び柳津町を除く。)(ただし、福山市(今津町、内海町、金江町金見、金江町藁江、神村町	
	、神辺町、新市町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、沼隈町、宮前町及び柳	
	津町を除く。)における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード498の番号区画を含む。)	
500	島根県隠岐郡隠岐の島町	3512
501	島根県隠岐郡(隠岐の島町を除く。)	3514
502	<b>島根県松江市</b> 8	3 5 2
503	<b>島根県出雲市</b> 8	3 5 3
504	<b>島根県安来市</b> 8	3 5 4
505	島根県雲南市(掛合町及び吉田町を除く。)、仁多郡	3 5 4
506	島根県雲南市(掛合町及び吉田町に限る。)、飯石郡	3 5 4
507	島根県大田市(川合町及び温泉津町を除く。)	3 5 4
508	<b>島根県浜田市</b> 8	3 5 5
509	島根県大田市湯泉津町、江津市(桜江町を除く。)	5 5
510	島根県大田市川合町、江津市桜江町、邑智郡 8	5 5
511	島根県益田市	3 5 6
512	<b>島根県鹿足郡</b> 8	3 5 6
513	鳥取県鳥取市(河原町、佐治町及び用瀬町を除く。)、岩美郡	3 5 7
514	鳥取県鳥取市(河原町、佐治町及び用瀬町に限る。)、八頭郡	3 5 8
515	鳥取県倉吉市、西伯郡大山町(赤坂、石井垣、上市、岡、栄田、塩津、下市、下甲、住吉、退休寺、高橋、田中、潮音寺、束積 8	55 &
	、殿河内、長野、羽田井、樋口、松河原、御崎及び八重に限る。)、東伯郡	
516	鳥取県境港市、米子市、西伯郡(大山町(赤坂、石井垣、上市、岡、栄田、塩津、下市、下甲、住吉、退休寺、高橋、田中、潮 8	3 5 9

879	香川県小豆郡高知県四万十市、幡多郡(大月町を除く。)	544 545
8 7 9	香川県さぬき市(小田、鴨部、鴨庄、志度及び末を除く。)、東かがわ市	543
8 7	香川県さぬき市(小田、鴨部、鴨庄、志度及び末に限る。)、高松市、綾歌郡綾川町、香川郡、木田郡	542
8 7 7	香川県坂出市、善通寺市、丸亀市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡	541
8 7 5	香川県観音寺市(豊浜町箕浦を除く。)、三豊市	540
8 6	岡山県赤磐市(穂崎及び馬屋を除く。)、久米郡美咲町(飯岡及び高下に限る。)	538-2
8 6 9	岡山県瀬戸内市(邑久町(福山、大富、北島及び向山に限る。)及び長船町長船を除く。)	535-2
8 6 9	岡山県瀬戸内市長船町長船、備前市、和気郡	534
8 6 8	岡山県美作市、英田郡	533
	垪和、東垪和及び南を除く。)、苫田郡鏡野町(大、楠、富仲間、富西谷及び富東谷を除く。)	
8 6 8	岡山県津山市、勝田郡、久米郡美咲町(飯岡、上口、江与味、北、高下、小山、里、栃原、中、中垪和、西、西川、西川上、西	532
	郡美咲町(上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、中垪和、西、西川、西川上、西垪和、東垪和及び南に限る。)	
8 6 7	岡山県加賀郡吉備中央町(上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。)、久米	531
	、富仲間、富西谷及び富東谷に限る。)、真庭郡	
8 6 7	岡山県真庭市(阿口、上呰部、上中津井、上水田、五名、下呰部、下中津井、宮地及び山田を除く。)、苫田郡鏡野町(大、楠	530
8 6 7	岡山県新見市	529
8 6 6	岡山県総社市	528
8 6 6	岡山県井原市、小田郡	527
0	1 年光、音地及で田田に成る。/ 、加良和日曜年  湯山及び吉川に限る。)	020
<i>v</i> c	古武士(阿□   上光対   上十分   工人   下上が   下上が上   「大田」ではて、	969
מ מ	·	525
S)		599-9
863	岡山県玉野市	520
σ	西田県亦略市(徳崎及び海風で取る。)、岡田市(南区(檀松、四畦及び東島で取る。)を深く。)、磯戸内市田久町(福田、   大富、北島及び向山に限る。)、久米郡久米南町	619
		010
9		E10
8 5 9	鳥取県日野郡	517
	音寺、束積、殿河内、長野、羽田井、樋口、松河原、御崎及び八重に限る。)を除く。)	

田渡、日野川、本川、南山及び吉野川
中田渡、日野川、本川、南山及び吉野
浦ノ内福良を除く。)、 高岡郡(津野
灰方及び浦ノ内福良に限る。)、 土佐
び吉田に限る。)、徳島市、鳴門市、
宮川内及び吉田を除く。)、吉野川市

946		
	福岡県朝倉市、朝倉郡	589
	8	
† 944	熊本県荒尾市(上井手及び下井手に限る。)、福岡県大川市、大牟田市、筑後市(下妻、富安及び馬間田に限る。)、みやま市	588
943	福岡県うきは市、久留米市田主丸町	587
943	福岡県八女市、八女郡広川町(広川及び藤田を除く。)	586
	を除く。)、みやま市瀬高町長田、三井郡、八女郡広川町(広川及び藤田に限る。)	
<b>H</b> 942	佐賀県鳥栖市、三養基郡(上峰町を除く。)、福岡県小郡市、久留米市(田主丸町を除く。)、筑後市(下妻、富安及び馬間田	585
940	福岡県福津市、宗像市	584
	)及びみやこ町に限る。)、築上郡築上町	
及 930	福岡県行橋市、京都郡(苅田町(与原、新津、下新津、二崎、下片島、稲光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤崎、山口、岡崎及	583
	崎、山口、岡崎及び黒添を除く。)	
數 93	福岡県北九州市、中間市、遠賀郡、京都郡苅田町(与原、新津、下新津、二崎、下片島、稲光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤	582
920	長崎県対馬市(上県町、上対馬町及び峰町に限る。)	581
920	長崎県対馬市(厳原町、豊玉町及び美津島町に限る。)	580
920	長崎県壱岐市	579
	ついては、番号区画コード577の番号区画を含む。)	
2 9 2	福岡県大野城市、春日市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、福岡市、糟屋郡、筑紫郡(市外局番を除く電気通信番号による発信に	578
9 2	福岡県糸島市(市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード578の番号区画を含む。)	577
8 9	愛媛県伊予市、東温市、松山市、伊予郡	576
	屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作及び吉田に限る。)	
<u> </u>	、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、丹原町、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津	
	、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、小松町	
8 9 8	愛媛県今治市(大三島町、上浦町、関前大下、関前岡村、関前小大下、伯方町、宮窪町及び吉海町を除く。)、西条市(明理川	575
	津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作及び吉田を除く。)、新居浜市	
[11	、黒谷、桑村、小松町、周布、新市、新町、実報寺、高田、玉之江、旦之上、丹原町、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三	
女 897	愛媛県西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安	574
8 9 7	愛媛県今治市(大三島町、上浦町、関前大下、関前岡村、関前小大下、伯方町、宮窪町及び吉海町に限る。)、越智郡	573
8 9 6	愛媛県四国中央市、香川県観音寺市豊浜町箕浦	572

980	県名護市、国頭郡(伊江村、大宜味村、国頭村、今帰仁村、東村及び本部町に限る。)、島尻郡(伊是名村及び伊平屋村に	632
	る。)、島尻郡(伊是名村、伊平屋村、北大東村及び南大東村を除く。)、中頭郡	
9 8	沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、那覇市、南城市、国頭郡(恩納村、宜野座村及び金武町に限	631
9 7 9	大分県中津市、福岡県豊前市、築上郡(上毛町及び吉富町に限る。)	630
	(国東町及び国見町を除く。)	
9 7 8	大分県杵築市(大田石丸、大田小野、大田沓掛、大田白木原、大田永松、大田波多方、大田俣水及び山香町を除く。)、国東市	629
	田市	
9 7 8	大分県宇佐市、杵築市(大田石丸、大田小野、大田沓掛、大田白木原、大田永松、大田波多方及び大田俣水に限る。)、豊後高	628
9 7 8	大分県国東市(国東町及び国見町に限る。)、東国東郡	627
977	大分県杵築市山香町、別府市、由布市湯布院町、速見郡	626
9 7	大分県大分市、豊後大野市犬飼町、由布市(湯布院町を除く。)	625
9 7 4	大分県竹田市、豊後大野市朝地町	624
9 7 4	大分県臼杵市野津町、豊後大野市(朝地町及び犬飼町を除く。)	623
973	大分県玖珠郡	622
973	大分県日田市	621
972	大分県臼杵市(野津町を除く。)、津久見市	620
972	大分県佐伯市	619
969	熊本県天草市、上天草市(大矢野町を除く。)、天草郡	617-2
	、中和仁、西吉地、野田、東吉地、平野、山十町及び和仁に限る。)を除く。)	
968	.荒尾市(上井手及び下井手を除く。)、玉名市、玉名郡(和水町(板楠、岩、大田黒、上板楠、上十町、上和仁、津田、	616
	野田、東吉地、平野、山十町及び和仁に限る。)	
9 6 8	熊本県菊池市、山鹿市、玉名郡和水町(板楠、岩、大田黒、上板楠、上十町、上和仁、津田、中十町、中林、中和仁、西吉地、	615
967	熊本県阿蘇郡(高森町及び南阿蘇村に限る。)	614
967	熊本県上益城郡山都町	613
967	熊本県阿蘇市、阿蘇郡(産山村、小国町及び南小国町に限る。)	612
9 6 6	熊本県水俣市、葦北郡	611
9 6 6	熊本県人吉市、球磨郡	610
965	熊本県八代市、八代郡氷川町(高塚及び吉本を除く。)	609
	鰐瀬に限る。)、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。)	

	限る。)	
633	沖縄県島尻郡(北大東村及び南大東村に限る。) 9	9802
634	沖縄県宮古島市、宮古郡 9	0 8 0
635	沖縄県石垣市、八重山郡 9	0 8 0
636	宮崎県延岡市、児湯郡木城町中之又 9	982
637	宮崎県日向市、東臼杵郡(椎葉村大河内を除く。) 9	982
638	宮崎県西臼杵郡 9	982
639	宮崎県西都市(現王島を除く。)、児湯郡(木城町中之又を除く。)、東臼杵郡椎葉村大河内   9	983
640	宮崎県えびの市、小林市、西諸県郡 9	984
641	宮崎県西都市現王島、宮崎市、東諸県郡 9	9 8 5
642	鹿児島県曽於市(大隅町を除く。)、宮崎県都城市、北諸県郡 9	986
643	宮崎県串間市、日南市 9	987
644	鹿児島県鹿児島郡十島村 9	9912
645	鹿児島県鹿児島郡三島村 9	913
646	鹿児島県鹿児島市、日置市 9	9 9
647	鹿児島県指宿市、南九州市頴娃町 9	9 9 3
648	鹿児島県枕崎市、南九州市(頴娃町を除く。)、南さつま市 9	9 3
649	鹿児島県鹿屋市輝北町、志布志市、曽於市大隅町、曽於郡 9	9 9
650	鹿児島県鹿屋市(輝北町を除く。)、垂水市、肝属郡(肝付町及び東串良町に限る。) 9	994
651	鹿児島県肝属郡(錦江町及び南大隅町に限る。) 9	994
652	鹿児島県姶良市、霧島市、姶良郡 9	9 9 5
653	<b>鹿児島県伊佐市</b> 9	9 9 5
654	鹿児島県阿久根市、出水市、出水郡 9	96
655	鹿児島県いちき串木野市、薩摩川内市(鹿島町、上甑町、里町及び下甑町を除く。)、薩摩郡 9	96
656	鹿児島県薩摩川内市(鹿島町、上甑町、里町及び下甑町に限る。) 9	969
657	鹿児島県奄美市、大島郡(宇検村、喜界町、龍郷町及び大和村に限る。) 9	997
658	鹿児島県大島郡(宇検村、喜界町、瀬戸内町、龍郷町及び大和村を除く。) 9	997
659	鹿児島県西之表市、熊毛郡(屋久島町を除く。) 9	997

660	鹿児島県熊毛郡屋久島町	997
661	康児島県大島郡瀬戸内町	997
注1	をシゾインタイプ音を引更ら導く初々を目が中近位となってしたとが違ごら場。 けをイスキヺ弦々如ゴ連凶音をの一旦が矛田性	4 7

利用者が同一の番号区画に呼を発信するときは、第5に定めるプレフィックス及び市外局番を除く電気通信番号によることができる。 この表に掲げる番号区画は、平成30年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表第2 付加的役務電話番号の細目

電気通信番号の構成	機能
<pre>0 1 2 0 DE F GH J</pre>	着信課金機能(特定の電気通信番号への呼に係る料金が当該電気通信番号に係る利用者に課される機能をいう。)
$\square$ 8 0 0 DE F GH J K	
<pre>0 1 7 0 DE F GH J</pre>	特定者向けメッセージ蓄積・再生機能(特定の者に向けたメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。)
□ 180DEFGHJ	大量呼受付機能(特定の電気通信番号への二以上の呼に対して同時に同一の情報を提供する機能又は特定の電気通信番号へ
	の呼の数を集計する機能をいう。)
<pre>0570DEFGHJ</pre>	統一番号機能(特定の電気通信番号への呼を当該電気通信番号に係る利用者からの請求によりあらかじめ指定される端末系
	伝送路設備を介して電気通信役務を提供する機能をいう。)
$\square$ 9 9 0 DE F GH J	情報料代理徴収機能(特定の電気通信番号への呼に対して有料の情報を提供する場合であって、その料金が当該電気通信番
	号に係る利用者が契約する電気通信事業者により徴収される機能をいう。)

別表第3 付加的役務識別番号の細目

寺は、五年、日本寺は、一寺では、日本中の中では、日本中の中では、日本には、日本の中では、日本のりには、日本の中では、日本の中では、日本の中では、日本の中では、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本に
<b>电</b> 利田 旧留 ち ツ 伸 ル
104
113
1 1 5
7 1 1
122
171
177 (注)
184
981
188
189
上欄までに掲げる以外の
1から始まる3桁以上の
十進数字(緊急通報番号
を深く。)

注 別表第1に定める市外局番を前置することができる。

# 別表第4 本人特定事項の確認方法

- 1 本表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる
- ) 本人確認書類 6 に規定する書類
- じ。)を提供する者 電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この表において同
- (3) 特定取引等 電話転送役務の提供に関する契約の締結
- 代表者等 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人(当該自然人が最終利用者と異なる場合に限る。)
- 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。
- (1) 自然人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか
- イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの(6(1)へからホまでに掲げるものを除く。ホ及 び〜において「写真付き本人確認書類」という。)の提示(6(1)ロに掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。
- )の代表者等からの提示を除く。)を受ける方法
- )として送付する方法 者との取引に係る文書(以下「取引関係文書」という。)を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ず るもの(以下「書留郵便等」という。)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの(以下「転送不要郵便物等」という。 は、当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、当該最終利用 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類(6(1)イに掲げるものを除く。)の提示(6(1)ロに掲げる書類の提示にあって
- (1)へに掲げる書類及び6(1)ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類(3に規定する補完書類をい う。二において同じ。)の提示(6(1)ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受ける方法 当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)へに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は6
- 確認書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)へに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人
- き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受ける方法 当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画 像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該最終利用者又はその代表者等に
- する法律(昭和60年法律第43号)第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。)が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体 ら当該最終利用者の写真付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関 当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌の画像情報をいう。)の送信を受けるとともに、当該最終利用者又はその代表者等が 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該最終利用者又はその代表者等に

集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

- ト 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該最終利用者又はその代表者等に 利用者を含む。)との間における取引を行う場合を除く。) の代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該最終利用者の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体 当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの(6(1)二及びホに掲げるものを除き、一を限 認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者(その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終 行う方法(取引の相手方が次の(7)又は(1)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る最終利用者になりすましている疑いがある取引又は当該確 集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを 住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受け、又は当該最終利用者若しくはそ り発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。)の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、
- (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条第2項に規定する特定事業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律 該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者しか知り得ない事項その他の当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一 施行令(平成20年政令第20号)第7条第1項第1号イに掲げる取引又は同項第3号に定める取引を行う際に当該最終利用者について氏名、住居及び であることを示す事項の申告を受けることにより当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一であることを確認していること 生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録(同法第6条第1項に規定する確認記録をいう。以下このトにおいて同じ。)を保存し、かつ、
- れに準ずるものの送付を受けること。 金銭の振込みを行うとともに、当該最終利用者又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこ る取引を行う際に当該最終利用者について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。)に 当該最終利用者の預金又は貯金口座(当該預金又は貯金口座に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号イに掲げ
- 人確認書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本
- 該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。)により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法 の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は 補完書類の提示を受けたときは当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項を当 定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人特定事項 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特
- に限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法 規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの 、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下この項において「電子署名法」という。)第4条第1項に

- 的個人認証法」という。)第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により 確認される公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法(特定事業者が公的個人認証法第 17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。) 当該最終利用者から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この号において「公
- 該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該最終利用者に係る利用者(電子署名法第2条第2項に規定する利用者をいう。 が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当 する情報の送信を受ける方法 より行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関 )の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第5条第1項各号に掲げる方法に 当該最終利用者から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者
- 2) 法人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか
- イ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)又は(3)に定めるものの提示を受ける方法
- 等により、転送不要郵便物等として送付する方法) れるものを含む。)又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。)に宛てて、取引関係文書を書留郵便 当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終利用者の本店等(本店、主たる事務所、支店(会社法第933条第3項の規定により支店とみなさ を受ける方法(当該法人の代表者等(当該最終利用者を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないて る法律(平成11年法律第226号)第3条第2項に規定する指定法人から登記情報(同法第2条第1項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関す
- ハ 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別す 所の所在地(以下「公表事項」という。)を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終 利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 るための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務
- 記載されている当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)若しくは(3)に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに
- 該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法 当該法人の代表者等から、商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当
- のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、2(1)ニに掲げる方法にあっては当該最終利用者の現在の住居が記載された補完書類又 はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類又はその写しに当該最終利用者の現在の住居 る書類のいずれか(本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内 2(1)イからチまで又は20イ若しくはニに掲げる方法(2(1)へに掲げる方法にあっては当該最終利用者の現在の住居が記載された次に掲げ

の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、2の規定にかかわらず、2(1)ロ若しくはチ又は(2)ニ くは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該最終利用者 に規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等に宛てて送付するも 又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該最終利用者又はその代表者等から、当該記載がある当該最終利用者の本人確認書類若し

- 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- 所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書

する通知カードを除く。)

- 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書
- ので、当該最終利用者の氏名及び住居の記載があるもの(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定 当該最終利用者が自然人である場合にあっては、(1)から(3)までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類する
- るもの(当該最終利用者が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がある 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち 6(1)又は(2)に定めるものに準ず
- るとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。 最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受け 場合においては、当該最終利用者の本店等に代えて、当該最終利用者の代表者等から、当該最終利用者の営業所であると認められる場所の記載がある当該 特定事業者は、2(2)ロから二までに掲げる方法(ロ及びいに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う
- よることができる。 事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかに 特定事業者は、2(1)ロ若しくはチ又は(2)からニまでに掲げる方法(ロ及びいに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定
- ための番号の利用等に関する法律第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の住居又は本店等に赴いて当該最終利用者 にあっては、その代表者等)に取引関係文書を交付する方法(2)に規定する場合を除く。) 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別する (法人である場合
- いて3の規定により当該最終利用者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。) て当該最終利用者(法人である場合にあっては、その代表者等)に取引関係文書を交付する方法(当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用 当該特定事業者の役職員が、当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等に赴い
- 示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。 れる場所に赴いて当該最終利用者の代表者等に取引関係文書を交付する方法(当該最終利用者の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提 当該特定事業者の役職員が、当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の営業所であると認めら

- いて有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。 有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びホ、(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日にお **イ及びいに掲げる本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)並びに** 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1
- (1) 自然人((3)に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか
- イ 運転免許証等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証及び同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をい の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。) 第2条第7項に規定する個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人 特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 う。)、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する
- ローイに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
- 児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)又は特定取引等を行うための申込み若し は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別 くは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しく
- 民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。) 印鑑登録証明書(ハに掲げるものを除く。)、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)、住民票の写し又は住
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の 記載があるもの(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードを除く。)
- ?)法人((3)に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか
- 本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)又は印鑑登録証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。) 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び
- の記載があるもの イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、(1)又は(2)に定めるものに準ずるもの(自然人の場合にあって 規定により本邦に入国し在留しているものを除く。)を除く。)及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 (1)又は(2)に定めるもののほか、日本国 施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の はその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。) 外国人(日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく

## 附則

1 平 成三十年法律第二十四号) この告示は 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 法 (平成 の — 部を改正する法律 年 月 日

2 以下「施行日」という。)から施行する。 ている電気通信番号について法第五十条の二第一

臣が特に認めるときは、 第五十条の六第一 この告示の施行の際現に使用され 項の変更の認定を含む。)を行う場合であって、次に掲げるときその他 第3の表及び第4の表の規定は、これによらないことができる。 項 の認 の 総務 定 ( 法

者の端末設備等を識別しようとするとき。 伝送役務 音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話 の用 に供するものに限る。 に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利 の役務又はPHSの役務 いずれも主としてデー タ

事業者設備識別番号について、 複数の指定を受けようとするとき。

3 間 の 転送役務の 1 ば この告示 イ及び2から7までの規定を適用しないことができる。 第 3 提供 の施行 の 表 の の 固 用に供している場合に限る。 の際現に固定電話番号を使用している電気通信事業者(当該固定電話番号を電話 定電話番号の項 の 電気通信番号の使用 )は、施行日から起算して三年を経過する日までの に 関する条件の欄の第1の2並びに第

総務省告示第

号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十条の二第三項の規定に基づき、標準電気通

信番号使用計画を次のように定める。

年 月 日

平 成

総務大臣 石 田 真 敏

## 標準電気通信番号使用計画

### 第1 総則

この計画において使用する用語は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)、電気通信番号規則(平成 年総務省令第 号)及び電気通信番号計画(平成 年総務省告示第 号)において使用する用語の例による。

### 第2 標準電気通信番号使用計画

- 1 電気通信番号の種別にかかわらず、標準電気通信番号使用計画は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定によるほか、電気通信番号(次に掲げる種別(第3の2により併せて電 気通信番号使用計画を作成することができる電気通信番号の種別を含む。)のものに 限る。以下この2において同じ。)を使用して提供する電気通信役務の内容及び電気 通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図が、当該電気通信番号に係る卸電 気通信役務の提供を行う電気通信事業者のそれと異なる場合における標準電気通信番 号使用計画は、別表第2のとおりとすることができる。
  - (1) 固定電話番号(固定電話番号を使用して電話転送役務を提供していない場合に 限る。)
  - (2) データ伝送携帯電話番号
  - (3) 音声伝送携帯電話番号
  - (4) 特定IP電話番号
  - (5) IMSI

### 第3 雑則

- 1 電気通信番号使用計画は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別ごと (同表第2号に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務 の内容ごと)に、別表第1又は別表第2により作成するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる電気通信番号の種別については、 それぞれ対応する同表の右欄に掲げる電気通信番号の種別(これらの種別に係る電気 通信番号の指定を受けている者が同じ場合に限る。)と併せて電気通信番号使用計画 を作成することができる。

固定電話番号	付加的役務識別番号及び緊急通報番号
データ伝送携帯電話番号	IMSI
音声伝送携帯電話番号	IMSI、付加的役務識別番号及び緊急通報番号
特定IP電話番号	付加的役務識別番号

3 第2の標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成しない場合は、電気通信番号規則の規定により電気通信番号使用計画を作成し、電気通信事業法第50条の2第1項の認定を受けること。

### 電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称:		
電気通信番号の種別:	(注1	)
作成(更新)年月日:	(注2	,

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総 務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。

- 1 電気通信番号の使用に関する事項
  - (1) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。
  - (2) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号(他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。)をその種別に応じ適切に使用します。
  - (3) 電気通信番号の使用に当たっては、卸元事業者(2(1)に定める卸元事業者をいいます。)が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います。
- 2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
  - (1) 当社が提供する電気通信役務(電気通信番号を使用するものに限ります。以下「当社提供役務」といいます。)は、<u>【</u> <u>】(注3)</u>(以下「卸元事業者」といいます。)から卸電気通信役務の提供を受けて提供するものです。
  - (2) 当社提供役務は、電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信 役務の全部又は一部と同一です。
  - (3) 当社提供役務において使用する電気通信番号は、卸元事業者その他の電気通信事業者(当社を除く。)が総務大臣から指定を受けた電気通信番号に限ります。
  - (4) 当社提供役務に係る卸電気通信役務の提供を【行います。 / 行いません。】(注4)
- 3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図 当社が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通 信設備は、卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必 要となる電気通信設備の全部又は一部と同一です。
- 4 電気通信番号の管理に関する事項
  - (1) 卸元事業者が電気通信番号の管理を適切に行うことができるよう、卸元事業者から提供を受けて当社が使用する電気通信番号を適切に管理します。
  - (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者及びその 提供内容を把握するとともに、当該電気通信事業者に対し電気通信番号を適切に管 理するよう監督します。(注5)
- 5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
  - (1) 当社が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関しては、卸元事業者 が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範

囲内です。

- (2) 利用者が番号ポータビリティを利用できるようにするために、卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます。(注6)
- 注1 電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別(付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。)を記載すること。
  - 例 「固定電話番号」
    - 「付加的役務電話番号(着信課金機能)」
    - 「特定IP電話番号及び付加的役務識別番号」
  - 2 電気通信番号使用計画を作成し、又は更新した年月日を記載すること。
  - 3 電気通信事業者の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号を記載すること。
  - 4 電気通信役務の内容に応じて、卸電気通信役務の提供の有無が異なる場合は、「行います」とした上で、その詳細を別紙に記載すること。
  - 5 卸電気通信役務の提供を行わない場合は、記載を省略することができる。
  - 6 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。

### 電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称:	
電気通信番号の種別:	(注1)
作成(更新)年月日:	(注2)

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総 務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。

- 1 電気通信番号の使用に関する事項
  - (1) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。
  - (2) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号(他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。)をその種別に応じ適切に使用します。
  - (3) 電気通信番号の使用に当たっては、卸元事業者(2(1)に定める卸元事業者をいいます。)が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います。
- 2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
  - (1) 当社が提供する電気通信役務(電気通信番号を使用するものに限ります。以下「当社提供役務」といいます。)は、<u>【</u> <u>】(注3)</u>(以下「卸元事業者」といいます。)から卸電気通信役務の提供を受けて提供するものです。
  - (2) 当社提供役務は、電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信 役務【の全部又は一部と同一です。/と別紙のとおり異なります。】(注4)
  - (3) 当社提供役務において使用する電気通信番号は、卸元事業者その他の電気通信事業者(当社を除く。)が総務大臣から指定を受けた電気通信番号に限ります。
  - (4) 当社提供役務に係る卸電気通信役務の提供を【行います。 / 行いません。】(注5)
- 3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

当社が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備は、卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備【の全部又は一部と同一です。/と別紙のとおり異なります。】 (注6)

- 4 電気通信番号の管理に関する事項
  - (1) 卸元事業者が電気通信番号の管理を適切に行うことができるよう、卸元事業者から提供を受けて当社が使用する電気通信番号を適切に管理します。
  - (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者及びその 提供内容を把握するとともに、当該電気通信事業者に対し電気通信番号を適切に管 理するよう監督します。(注7)
- 5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
  - (1) 当社が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関しては、卸元事業者

が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範囲内です。

- (2) 利用者が番号ポータビリティを利用できるようにするために、卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます。(注8)
- 注1 電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別(付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。)を記載すること。
  - 例 「固定電話番号」
    - 「付加的役務電話番号(着信課金機能)」
    - 「特定 I P 電話番号及び付加的役務識別番号」
  - 2 電気通信番号使用計画を作成し、又は更新した年月日を記載すること。
  - 3 電気通信事業者の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号を記載すること。
  - 4 別紙を作成する場合は、卸元事業者が提供する電気通信役務と同一となる部分及び異なる部分がそれぞれ具体的かつ明確となるように作成すること。その際、電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務(当該役務の提供の区域を含む。)が明確となるように作成すること。
  - 5 電気通信役務の内容に応じて、卸電気通信役務の提供の有無が異なる場合は、「 行います」とした上で、その詳細を別紙に記載すること。
  - 6 別紙を作成する場合は、卸元事業者に係る電気通信設備と同一となる部分及び異なる部分がそれぞれ具体的かつ明確となるように作成すること。その際、次に掲げる事項が明確となるように作成すること。
    - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
    - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
    - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
  - 7 卸電気通信役務の提供を行わない場合は、記載を省略することができる。
  - 8 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。

## 附則

成三十年法律第二十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成 この告示は、 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平 年 月 日 ) か

ら施行する。

総 務 省令第

号

電 気 通 信 事 業 法 及 び 国 立 研 究 開 発法 人 情 報 通 信 研 究 機 構 法 の 一 部 を 改 正 する法 律 (平成三十 年 法 律

た 第 二 十 め、 電 四 号) 気 通 信 の 事 業 部 法 の 施 施 行 行 規 に 則 伴 等 ſί の 及 部 び を改正する省令を次の 電 気 通 信 事 · 業 法 昭 和 ように定 五  $\overline{+}$ 九 年 め 法 律 第 八 + 六 号) を 実 施 す

る。

る

平 成 年 月 日

総 務 大臣 石 田 真 敏

雷 気 通 信 事 , 業 法 施 行 規 則 等 の 部 を改 正 する省令

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 の 部 改 正

第

条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令第二十五号) の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る。

次 の 表 に ょ ı) 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 下 線 を 含 む。 以 下 同 じ。 を 付 L 又 は 破 線 で 囲 h

だ 部 分 を こ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し 又 は 破 線 で 井 h だ 部 分 の ょ う に 改

め、 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ の 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定 以 下 こ の 条 に お 61 て 7 対 象 規 定 لح

L١ う。 は、 こ れ を 加 え る。

<ul> <li>電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。 (損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) (損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) (損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) [一・・二 略] ( 一・二 略]</li> </ul>	第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとす 第二十三条の九の四(第二種指定電気通信設備との接続箇所) (第二種指定電気通信設備との接続箇所) は今その他の法 省令その他の法 (第二種指定電気 1~) は第四十一条第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に 四 法第四十一条する。	二条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び留号ポータビリティのために通常要する費用として総務大臣が別に告示する則各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除が2三 略 ]	(基礎的電気通信役務の範囲) (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) (主統務省令第一号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務の提供を適かで、次のイ及び口に掲げるもの 「イ・ロー略」 (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。
二 [同上] [ 同上]	第二十三条の九の四 [同上](第二種指定電気通信設備との接続箇所)(第二種指定電気通信設備との接続箇所)省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件四 法第四十一条第一項の技術基準又は法第五十条第一項の電気通信番号の基準を定める総務[一〜三 同上]	次のとおりと 第二十三条の六 [ 同上] [ 一~三 同上] [ 一~三 同上] [ 一~三 同上]	(基礎的電気通信役務の範囲) 改正 前

[ イ→ ホ 同上]	[ / 木 略]
次に掲げる書類	げる書類
『 項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)	に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。) 次に掲
設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第	設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号
7/ 二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話品	事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用
[一 同上]	[一略]
	電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。
713	の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用
第二十七条の五 [ 同上 ]	第二十七条の五  法第四十二条第三項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)
(事業用電気通信設備の自己確認の届出)	(事業用電気通信設備の自己確認の届出)
[三 同上]	[三略]
[口 同上]	[口略]
通信設備に該当する場合	に該当する場合
限る。) に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電气	に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備
条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに	第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)
条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備 ( 電気通信番号規則第5	条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備 (電気通信番号規則別表
イ   二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第	イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三
	己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合 (次に掲げる場合を除く。)
[ 二 [ 同上]	一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備を変更することなく、自
ク品質を劣化させることとなる場合	劣化させることとなる場合
	供の用に供するものに限る。 ) にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を
用設備 (電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送	用設備 (電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提
日 日 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電質	ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話
[ イ 同上]	[イ略]
	(次に掲げる場合を除く。)
	ることを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行つた方法により設置した場合
,   [同上]	既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供す
	を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。
1 第二十七条の四 [ 同上]	第二十七条の四  法第四十二条第一項及び第二項 (同条第四項及び第五項において準用する場合
(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)	(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)
[二·ホ 同上]	[二· 木 略]
役務の提供の用に供するものに限る。)	供の用に供するものに限る。)
用設備 (電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送	用設備 (電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提
	ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話
[イ・ロ 同上]	[イ・ロ 略]
	通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの
	の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気
	附属設備以外の電気通信設備 ( 次に掲げる電気通信設備を除く。 ) であつて、様式第四の表

[三・四略]	[三・四 同上]
設備 ( 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号五)事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用	設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一五)事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用
に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 次	項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。)
に掲げる書類	次に掲げる書類
[イーハ 略]	[ イ-ハ 同上]
収	ᇜ
十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二	兀
	ᇝ
で音	第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)
	次に掲げる書類
[イニ略]	[ イ〜ニ 同上]
[十一・十二 略]	
十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第	十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第
二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備 ( 電気通信番号規則別表第六号	二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備 (電気通信番号規則第十条第一
に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 次	項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。)
に掲げる書類	次に掲げる書類
[ イ ニ 略]	[ イーニ 同上]
[十四 略]	[十四 同上]
[2略]	[ 2 同上]
) 即)時間、 (認定電気通信番号使用計画に従つて使用することを要しない総務省令で定める番号、記号そ	(総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号)
四(法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次)	第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるも
する。	
[一・二 略]	[一・二 同上]
三 国際電気通信連合が登録その他の処分を行う番号 (国際電気通信連合条約に基づく勧告に	[新設]
準拠したものに限る。) であつて、総務大臣が別に告示するもの	
)はの肝肝 が各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号そ 四 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号そ	[新設]
(ドメイン名電気通信役務等の範囲) (ドメイン名電気通信役務等の範囲)	(ドメイン名電気通信役務等の範囲)
<b>垻第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる</b>	第五十九条の二 [ 同上 ]
ものとする。	
[一•二 略]	[一・二 同上]
2 法第百六十四条第二項第二号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、文字及びドッ 2	4 法第百六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の
トの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。	組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。
3 法第百六十四条第二項第三号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次のいずれか 3	3 法第百六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるも
に掲げるものとする。	のとする。
[     略]	「一・一 同上]

[一~十三 略] 別表 電気通信役務の種類(第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係)

「一~各」 備考)この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

|別表||電気通信役務の種類 (第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係)

[ | ~ 十三 同上]

「 一 司上] 備考 [ 同上]

[三丁十 同上] [三丁十 同上] [三丁十 同上] [三丁十 同上] [三丁十 同上]

様式第1(第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録(登録更新)申請書

[略]

[ 1 略]

電気通信設備の概要

[(1)~(3) 略] [注1~7 略]

を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に 外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 備(<u>電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して</u>電気通信役務を提供 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

[3

بر س

二

思し

様式第4(第4条第3項第2号、 頂、第60条の2第2号関係) 第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2 株式第4(第4条第3項第2号、

## 提供する電気通信役務

	34 77 7 9 10 CVA II 1 C 3 2	
	電気通信役務の種類	提供する役務
[1~7略]		[略]
8 IP電話	当該IP電話の提供のために <u>電気通信番号規則別表第1号</u>	
	又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
	当該IP電話の提供のために <u>電気通信番号規則別表第1号</u>	
	又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のも	
	Ø	
[9~32略]		[略]

\_注1~10 思」

様式第8(第9条第1項、第60条の2関係)

電気通信事業届出書

様式第1(第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録(登録更新)申請書

[同左]

[1 同左]

[同左]

[(1)~(3) 同左] [注1~7 同左]

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 の例による。 の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 備(電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役

同左]

三 注 回左]

頃、第60条の2第2号関係) 第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2

## 提供する電気通信役務

	たいとのもとにはなる	
	電気通信役務の種類	提供する役務
[1~7 同左]	E]	[ 同左 ]
8 IP電話	当該IP電話の提供のために <u>電気通信番号規則第9条第1</u>	
	項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	
	を使用するもの	
	当該IP電話の提供のために <u>電気通信番号規則第9条第1</u>	
	項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	
	を使用するもの以外のもの	
[9~32 同左]	<b>E</b> ]	[ 同左 ]
[注1~10 同	同左]	

様式第8(第9条第1項、第60条の2関係)

電気通信事業届出書

[ 1 略] 弱る。 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に 2

[(1)~(3) 略]

[注1~6 略]

ۍ س 外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 備(<u>電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して</u>電気通信役務を提供 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

三注 ٦ 3 思し

様式第9の8(第9条第8項関係)

電気通信設備の概要届出書

[ 器 ] [注1 略]

設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提 設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合 の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備(<u>電気通信番号規則別表第1号に掲</u> この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号 供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。 デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用 備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信 <u>げる固定電話番号を使用して</u>電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設 )において使用する用語の例による。 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当

郡]

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係)

[同左]

[1 同左]

[ 同左]

[(1)~(3) 同左]

[注1~6 同左]

の例による。 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、 S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 備(<u>電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて</u>電気通信役 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

同左]

主] 回左]

様式第9の8 (第9条第8項関係)

電気通信設備の概要届出書

[注1 同左]

2 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当 の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備(<u>電気通信番号規則第9条第1項第</u> ること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省 役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載す ル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送 備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコ 電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(アナログ電話用設 電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の 今第30号)において使用する用語の例による。 <u>1号に規定する電気通信番号を用いて</u>電気通信役務を提供するインターネットプロトコル

同左]

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係)

電気通信事業一部認定申請書

[1略]

[ 器 ]

電気通信設備の概要

[(1)~(3) 略]

[注1~7 略]

を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に 外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 備(<u>電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して</u>電気通信役務を提供 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

[注 點] [(4) 略]

様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書(変更届出

無 電気通信事業一部認定申請書

[ 器 ]

[ 1 點]

電気通信設備の概要

[(1)~(3) 略]

[注1~7 略]

外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 備(<u>電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して</u>電気通信役務を提供 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

電気通信事業一部認定申請書

[同左]

[1 同左]

[同左]

[(1)~(3) 同左]

[注1~7 同左] 8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH の例による。 の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 備(<u>電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて</u>電気通信役 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設

[(4) 同左]

川 同左]

様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書(変更届出

兼 電気通信事業一部認定申請書

[同左]

[1 同左]

[同左]

[(1)~(3) 同左]

[注1~7 同左] 8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 備(電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設

注記である。	備考(表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
[注 同在]	[注略]	
[(4) 同左]	[(4) 略]	
の例による。	<del>አ</del> ያ	
の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語	は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第

改 規 対 改 を 改 正 正 次 条 定 応 後 後 正 の U 以 て 欄 後 欄 電 表 下 欄 気 に 掲 に に こ げ 掲 ょ 対 に 通 Ď 掲 げ 象 る 信 の 条 規 げ そ る 事 定 に 規 改 業 る の لح も 標 定 報 お 正 告 L の 11 記 の 前 て て 部 傍 欄 規 の 移 線 ょ 分 則  $\neg$ に う 動 対 を 掲 に に ŕ 象 付 げ 昭 改 規 和 L る 重 又 改 め、 定 六 規 傍 + = 正 線 は 定 そ لح 破 後  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ の 線 年 L١ 欄 の 傍 に 標 う。 線 郵 重 で 掲 記 下 井 を 政 省 げ 部 線 付 h令 る 分 は を だ L 部 第 対 が 含 又 四十 む。 象 異 そ 分 は 規 な の 破 の 六号) 定 る 標 以 線 ょ う で も 記 下 で 改 部 こ に の 囲 正 は 分 改 の の hめ、 前 改 が 条 だ 欄 同 に 部 部 正 に 前 改 分 を お を 次 こ 欄 の 11 正 こ れ に も て 前 の 掲 欄 れ に ょ 同 の う 対 は じ。 げ 及 に 当 に 応 る び 順 す 対 該 改 次 改 る 象 対 を 対 正 正 規 象 付 す も 後 応 欄 る。 定 規 す の L を る を に 定 た

掲

げ

て

11

な

11

も

の

は

こ

れ

を

加

え

る。

者 [ 同上] 様式番号 [ 同上]	[同上] 報告対象事業 [同上] 報告対象事業		[略] 様式番号 [略]	指定を受けている。	4 略] エト電話(当該エト電話の提供の工トのに電気通信番号規則別表第一号を使用するものに限る。)
	[ 同上] 報告対象事業者 日本の	3 [ 同上] 3 [ 同上] 3 [ 同上] 3 [ 同上] 4 日 1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 5 日 5 日 6 日 5 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7	略	にる電気通信事業者に、それぞれ同利の状況について、書面等により総務大臣に 田りの状況について、書面等により総務大臣に を持規則別表第一号又は第六号に掲げる 電気通信番号の指定を受けたもの 電気通信番号の指定を受けたもの	[ 略] I P電話(当該IP電話の提供のIIP電話(当該IP電話の提供のIIP電話のIIP
[信番号 内 の	旧の上 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「明第二号に規定する電気通信事 報告対象事業者	3 [ 同上] 3 [ 同上] 3 [ 同上] 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	一 表 に 一 表 に	でで、エト電話を提供する電気通信事業者に、それぞれ同利の状況について、書面等により総務大臣に 日以内に、同表の報告対象役務の欄に担 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」	号を使用するものに限る。)号を使用するものに限る。)ために電気通信番号規則別表第一ために電気通信番のに限る。)
信番号の「は第十条」	第一項第二号に規定する電気通番号規則第九条第一項第一号又工P電話を提供する電気通信事工日電話を提供する電気通信事業者	号に規定する電気通 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 日本的に電気通信番号 をめに電気通信番号 をめに電気通信番号	一 式 略 様 一 第十 に 六 号	電気通信番号の指定を受けたもの電気通信番号の指定を受けたもの報告対象事業者  「略」  「略」  「中電話を提供する電気通信事業者であって、IP電話の提供のために電気通信事業者であって、IP電話の提供のために電気通信のて、IP電話を提供する電気通信事業者である。	号を使用するものに限る。)号又は第六号に掲げる電気通信番号規則別表第一ために電気通信番号規則別表第一
温気通信	番号規則第九条第一項第一号又つて、IP電話を提供する電気通信事IP電話を提供する電気通信事	3 [ 同上] 3 [ 同上] 3 [ 同上] 4 日 対象のに電気通信番号に動きます。 報告対象の	一 式 略 様 式 番 に 六 号	番号規則別表第一号又は第六号に掲げるの状況について、書面等により総務大臣に明して、1P電話を提供する電気通信事業者でありて、1P電話を提供する電気通信事業者でありて、1P電話を提供する電気通信事業者に それぞれに見の状況について、書面等により総務大臣にの状況について、書面等により総務大臣にいる電気通信事業者に それぞれに見の状況について、書面等により総務大臣に	号又は第六号に掲げる電気通信番ために電気通信番号規則別表第一ために電気通信番号規則別表第一1 P電話 (当該1P電話の提供の
1電気通信	つて、IP電話の提供のためにIP電話を提供する電気通信事 報告対象事業者	3 [同上] お告対象の 日本のに電気通信番号 日本のに電気通信を同じまする 日本のに電気通信を同じまする 日本のに属しまする 日本のに属しまる	第一表に限 様式第十六(	つて、IP電話の提供のために電気通信の状況について、書面等により総務大臣の状況について、書面等により総務大臣の状況について、書面等により総務大臣の状況について、書面等により総務大臣の状況について、書面等により総務大臣の状況について、書面等により総務大臣の状況について、書面等により総務大臣の状況について、書面等により総務大臣の状況について、ヨト電話の提供のために電気通信	ために電気通信番号規則別表第一IP電話 (当該IP電話の提供の
*業者 であ	IP電話を提供する電気通信事	3 [ 同上] [ 同上] 報告対象公	様式第十六(	IP電話を提供する電気通信事業者である状況について、書面等により総務大臣に 報告対象事業者 [略] 報告対象事業者	P電話 ( 当該IP電話の提供
		3 [ 同 上 上 上	[略] 様式番号	「略」 報告対象事業者 報告対象事業者 報告対象事業者 おもがましまり総務大臣にはりについて、書面等により総務大臣にはのがにより総務大臣にある。 おもがまる おいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい	
	報告対象事業者	3 [ 7 ] [ 7	様式番号	おおり できません できる おおり おおり はい できません できる おおり はい できる いっぱ 三月 以内に、同表の報告対象役務の欄には 三月 以内に、同表の報告対象役務の欄には こう できる は にきずき にって おんごん できる はんしょう しょうしん	[略]
		3 7		3の状況について、書面等により総務大臣に三月以内に、同表の報告対象役務の欄に4に1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、	報告対象役務
		3 - 2		<b>?の状況について、書面等により総務大臣!(三月以内に、同表の報告対象役務の欄にサ、「「る電気通信事業者に、それそれ同老の</b> #	ならない。
		3 -	に提出しなければ	三月以内に、同表の報告対象役務の欄にサ、トプ含電気通信事業者に、それそれ同君のサ	務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、
		3 7	掲げる電気通信役	たる電気通信事業者に それぞれに見りま	げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、
		2	それぞれ同表の様式番号の欄に掲		3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、
					[ 2 略]
[ 同上]	[ 同上]	[ 同上]	[略]	[略]	[略]
		するものに限る。)			
	指定を受けたもの	号に規定する電気通信番号を使用			番号を使用するものに限る。)
信番号の	第一項第二号に規定する電気通信番号の	一項第一号又は第十条第一項第二		電気通信番号の指定を受けたもの	一号又は第六号に掲げる電気通信
号又は第十条	番号規則第九条第一項第一号又	年郵政省令第八十二号)第九条第		番号規則別表第一号又は第六号に掲げる	年総務省令第 号)別表第
電気通信	つて、IP電話の提供のために電気通信	ために電気通信番号規則(平成九	様式第五	つて、IP電話の提供のために電気通信	ために電気通信番号規則(平成
『業者であ [ 同上]	IP電話を提供する電気通信事業者であ	IP電話 (当該IP電話の提供の	様式第四及び	IP電話を提供する電気通信事業者であ	IP電話 (当該IP電話の提供の
[ 同上]	[同上]	[ 同上]	[略]	[略]	[略]
	報告対象事業者	報告対象役務	様式番号	報告対象事業者	報告対象役務
			ればならない。	書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。	他これに準ずるもの(以下「書面等」
			<b>燃気ディスクその</b>	の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその	ついては、当該報告年度末)の契約
			の二によるものに	様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものに	二表、樣式第二、樣式第四、樣式第
		712	期末 ( 様式第一第	同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末 (様式第一第	以内)に、同表の報告対象役務の欄
		,,	古年度経過後二日	様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月	第五第二表、様式第六及び様式第十
			樣式第二、樣式第四、樣式	毎四半期経過後一月以内 ( 様式第一第二表、様式第二、	に掲げる様式により、毎四半期経過
		第二条 [同上]	それぞれ同表の様式番号の欄		第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、
		(電気通信役務契約等状況報告等)			(電気通信役務契約等状況報告等)
	改正前			改正後	

(電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄 信番号の使用に関する当該報告年度末の状況について、書面等により総務大臣に提出しなけれ ばならない。 に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通

			合に限る。)	信役務の提供を受けて使用する場	た利用者設備識別番号(卸電気通	他の電気通信事業者が指定を受け	この表において同じ。	号に掲げるIMSIを除く。以下	番号(電気通信番号規則別表第九	自ら指定を受けた利用者設備識別	報告対象番号
				けて使用する場	<b>潘号(卸電気通</b>	者が指定を受け	じ。)	1を除く。 以下	i号規則別表第九	!利用者設備識別	<b>家番号</b>
を目ける意気和言事業者	条の二第三項の規定の適用を受けて	当該利用者設備識別番号を法第五十	<del>⟨</del> , )	三項の規定の適用を受けた者を除	電気通信事業者(法第五十条の二第	当該利用者設備識別番号を使用する			けた電気通信事業者	当該利用者設備識別番号の指定を受	報告対象事業者
	及び様式第二十八	様式第二十八の二		の三	及び様式第二十八	様式第二十八の二			様式第二十八の二	様式第二十八及び	様式番号

別表 電気通信役務の種類 (第四条の六関係)

[一~十六 略]

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送 るものに限る。) の提供を受けないもの 伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(次号において「無線利用者設備」と は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供され 号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又 いう。) によつて音声伝送役務 (電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番 送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系 トへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝 路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の 二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネッ

の取扱いを休止若しくは廃止するときも、 書面等により総務大臣に提出しなければならない。 報告した事項を変更するとき又は緊急通報 るときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、 同様とする。 様式第二十六により、

(電気通信番号に関する使用状況報告)

第八条 電気通信番号規則第九条第一項各号又は第十条第一項各号に規定する電気通信番号の指 を受けた電気通信番号等の当該報告年度末の使用状況について、 定を受けた電気通信事業者は、様式第二十八により、毎報告年度経過後三月以内に、当該指定 しなければならない。 書面等により総務大臣に提出

別表 電気通信役務の種類 (第四条の六関係) [一~十六 同上]

備考 [同上]

[ 三 十 一 同上] 二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送 伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(次号において「無線利用者設備」と 送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系 二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネッ るものに限る。) の提供を受けないもの は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供され 番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又 いう。) によつて音声伝送役務 (電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信 路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の トへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝

緊急通報の取扱いを開始する年月日       緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲       緊急通報の取扱いの実施の方法	緊急通報の取扱い開始報告 年 月 日 取扱いを開始する緊急通報の種類	<u> </u>
--	--	----------

注1 取扱いを開始する緊急通報の種類は、「警察機関への通報」、「海上保安機関への通報」又は「消防機関への通報」のいずれかとし、その種類ごとに別葉とすること。
2 「緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「I

P電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP電話(~に限る。)」又は「IP電話(~を除く。)」のように、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。

3 「緊急通報の取扱いの実施の方法」の欄は、電気通信役務の提供を受ける者が緊急通報に 係る電気通信番号をダイヤルしてから当該緊急通報を受信する機関に接続されるまでの手順、その他緊急通報に関する機能について記載すること。

4 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、緊急通報の取扱いを休止するときは「開始」を「開始」を「休止」と、緊急通報の取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

5

[4・5 略]	番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインター ネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。	3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、 <u>電気通信</u>	[2略]	設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別葉とすること。	掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用	注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第1号に 治	[ 8]	様式第27の3(第7条の5関係) 様豆
い。 [4·5 同左]	<u>番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて</u> 電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しな	3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、 <u>電気通信</u>	[2 同左]	ル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別葉とすること。	第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコ	注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第9条第1項	[同左]	様式第27の3(第7条の5関係)

樣式第28(第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けた番号(0AB~J)/番号使用状況)

事業者名

年3月31日現在

法人番号

細配 噡 番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5) アナ 総合 IP ダイ 者から 気通 転送 うち うち うち うち ち利用 卸電 電話 ログ デジ 電話 ヤル 見えな 信役 役務 (1)(2)(3)(4)(5)555電話 タル 通信 使用 れるも 番号 号使 番号 使用さ 係る る番 イン い形で 務に に係 のの数 使用 用数 かせ 番号未使用数 番号末しもの 使用数 の数 に係る 定のな 信役務 使用予 電気通 続的に つち卸 つち氷 休 止 ポータ 쒀 細 係る番 サイに ブ 巾

噡

注1 を受けている場合に限り提出すること。 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の指定

「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載するこ

- のを除く。)を記載すること。 のの数(番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているも 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者が使用しているも
- 4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付 与している電気通信番号の数を記載すること。
- から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること 「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」の欄は、呼の転送のために利用者
- の電気通信事業者に卸電気通信役務により提供しているものであつて、最終利用者が使用 「うち卸電気通信役務に係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、他

樣式第28(第8条関係)

第1表

回 粗 置語 ナログ ジタル通信 P電話 うちア | うち総合デ | う ち I | うちダイヤ サービス 電気通信番号の使用状況報告 (0 A B ~ J 番号) 番号使用数 ルイン番号 ポータビリ 使用数 Ų ティ使用数 か 細 品 用数 番号未使 年3月31日現在 番号休 合計

- 注1 電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号について記載するこ
- 「番号区画」の欄は、総務大臣が<u>告示</u>で定める番号区画ごとの区分に従い記載するこ
- 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているも のの数を記載すること。
- 与している電気通信番号の数を記載すること。 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付
- <u>用いられている</u>電気通信番号の数を記載すること。 「<u>うち番号ポータビリティ使用数</u>」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で
- いものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していな
- の数を記載すること <u>したものであつて、</u>利用者の混乱回避等の観点から<u>一定期間新たな</u>付与をしていないもの 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、<u>最終利用者による利用が終了</u>
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

∞

しているものの数を記載すること。

- 「うち電話転送役務に係る番号使用数」の欄は、電話転送役務(発信転送(利用者の端末設備等に着信した通信(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。)について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること)または着信転送(利用者の端末設備等に着信した通信(利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。)について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。)し、当該発信先に自動的に転送すること)を行う機能の提供に係る電気通信役務をいう。)に係る番号使用数(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を記載すること。
- 》 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 9 「うち卸電気通信役務に係る番号未使用数」の欄は、「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務に係るものの数を記載すること。
- 10 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。
  11 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点か
- ら付与をしていないものの数を記載すること。 12 「番号ボータビリティに係る番号の数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が使用しているものの数を記載すること。
- 13 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けた番号(0AB~J以外)/番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名

番号の種 電気通信 番号使用数 供数 つ ち 無 提 番号未使用数 |うち提供||うち永続的 数 数数 のないもの に使用予定 数 番号休止 番号ポータ FMCサー 法人番号 係る番号使 番号使用数 ビリティに ビスに係る

믢

\ 1 電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号以外の

마

2

- 80/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、 0)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、「音声伝送携帯電話番号(070/0 (0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(099 話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電 「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載するこ
- 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電 務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。 気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利 用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役
- 4 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していな いものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること
- 務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。 「うち卸提供数」の欄は、 「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役
- 付与しないものの数を記載すること。 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に

電気通信番号の使用状況報告(0 A B ~ J 番号以外)

年 3 月31日現在

の種別 電気通信番号 앏 使用数 쒀 巾 雅品未 使用数 休止数 쒀 巾 用数 ティに係る番号使 スに係る番号 **魯売ポータブリ** FMCサーブ 使用数

電気通信番号について記載すること。 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する

- を記載すること。 4 を除く十進数字とする。)、「0204」、「881」、「0600」、「050」又は「0 A B 0 」 「電気通信番号の種別」の欄は、「091」、「070/080/090」、「020C」(Cは0及ひ
- の(電気通信番号規則第20条第1号に規定する措置に係るものを除く。)の数を記載する 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているも
- いものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していな
- 5 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了 の数を記載すること。 したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与をしていないもの
- 定する措置に係る電気通信番号の数を記載すること、 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第20条第2号に規
- 条第2項に規定する電気通信役務に係る電気通信番号の数を記載すること 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第9条第2項又は第10
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

 $\infty$ 

- 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。
- 、「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ボータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。
- 9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

126

第3表 電気通信番号の種別 電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況) 番号ポータビリティに 係るポートイン数 事業者名 法人番号 番号ポータビリティに 係るポートアウト数 年3月31日まで 年4月1日から

畄1 同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号、 ΣI

電話番号(070/080/090)」を記載すること。 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB~J)」又は「音声伝送携帯

- 気通信事業者から報告対象事業者に契約を変更した数を記載すること。 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電
- 対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告
- に係るポートアウト数として含めること。 業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウ ト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティ 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号について記載すること。

番号ポータビリティに係るポートイン数 |番号ポータビリティに係るポートアウト数

事業者へ変更した数を記載すること 気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信 伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系

系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの 信事業者へ変更した数を記載すること。 電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末

業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウ ト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポー トアウト数として岔めること。 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第3表

電気通信番号の使用状況報告(電気通信事業者間移転番号)

年 3月31日まで

年4月1日から

[新設]

年3月31日現在

卸先專業者名	
他	
名法人番号をおり、電気に	
事業自口 法人番号 卸電気通信役務に より提供する番号数 より提供する番号数	
電話転送役務の提供 対	· ·

- 用して卸電気通信役務の提供を行う場合に限り提出すること。
- は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載が を受ける電気通信事業者(以下「卸先事業者」という。)について、卸先事業者の氏名又 できない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供 「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務
  - を使
- により提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

ている場合に「」を記載すること。

転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供し

「電話転送役務の提供」の欄は、卸先事業者に対し、電話転送役務(発信転送又は着信

아 막			いカモカリ	の番目	一世 三田 いまり	雪气油心来中					
			11	₩ V	引ん世米	生工事类				(自)	
						番号使用数				が指定を	電気通
			数	し ち 単 提 供	/ H / TO 10 / H	数				受けていなし	信番号の使用
			役務の数	つち却提供 つち電話転送	ドーナナート		法	事		自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)	電気通信番号の使用に関する報告
			医川家林	(由田巻	三 人 一 三	∦ □ <del> </del>	法人番号	事業者名		]状况)	
				角	ŧ				年3月		
				I)	<u>}</u>				年3月31日現在		
									111		

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0 A B ~ J)」、「付加的役務電話番号(0 1 2 0)」、「付加的役務電話番号(0 1 7 0)」、「付加的役務電話番号(0 1 8 0)」、「付加的役務電話番号(0 5 7 0)」、「付加的役務電話番号(0 8 0 0)」、「付加的役務電話番号(0 9 9 0)」、「データ伝送携帯電話番号(0 2 0)」、「音声伝送携帯電話番号(0 7 0 / 0 8 0 / 0 9 0)」、「無線呼出番号(0 2 0 4 )」、「特定IP電話番号(0 5 0)」、「FMC電話番号(0 6 0 0)」又は「特定接続電話番号(9 1 CDE)」を記載すること。

- 「卸元事業者名」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称を記載すること。
- 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。)の数を記載すること。
- 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者に対し、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。
- 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

[新設]

第1表 電気通信番号の使用に関する報告

(みなし認定/番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名

法人番号

電気通信番号

쒀 巾

使用数 うち卸提供数

番号未使用数

新光

앏

の種別

마막

続電話番号(91CDE)」を記載すること。	)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接	「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204	)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、	180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800	番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0	注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB~J)」、「付加的役務電話	

- 2 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から 数を記載すること。 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。)の
- 3 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信 事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

 슬=		も外に旧田 コッパモルカ	雷気涌信悉号の種別						第2表
		別表第 1	標準電気通信番号使用計画				(みなし認定/電気通信番号使用計画作成状況)	電気通信番	
		別表第2	番号使用計画				気通信番号使用	電気通信番号の使用に関する報告	
		T /3%	作品した日	法人番号	事業者名		計画作成状況)	る報告	
		表 え ろ た り た り た り	最終に亦画した日			年3月31日現在			

- | |注1 「電気通信番号の種別」の欄は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別 |(付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。)を記載
- すること。 2 「標準電気通信番号使用計画」の欄は、対応する標準電気通信番号使用計画の該当する欄に「 」と記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

	電話番号   ら始まる電気	三 第 9 1 C D	10000000000000000000000000000000000000	· : 米	話番号   まる電気通信		6 FMC電 600から始	6 FMC雷 6 0 から	П	0	電話番号    る電気通信番	5 特廷1	s 辞計TD s	番号	番号   まの電気通信		4 無線呼出 2 0 4 から始	番号	-   古の電気通信	+	携帯電話番   は90から始	3 音声伝送 70、80又	加	務電話番号 まる電気通信	>	/##### A D D H Y	O H	1 固定電話 ABCDEF		るものの数	使用されてい	見えない形でし	最終利用者に に	機能等により、ネ	(2) うち呼転送 !	(1) 番号使用数 (3)	40		χ. Σ	がまれる はっぱん はいい はい				電気通信番号の使用状況報告等
																																るものの数	に使用されてい	社の最終利用者	リティにより自	番号ポータブ	(1) - (2) + (3)	けた電気通信番 通信番号数	在 (4) 异	(//) 留宁社免费	法人番号	事業者名	年 月末現在	維
			<u> </u>			_	_			_													<u> </u>			<u></u>													Ŋ	<u> </u>				
規則第	6 電気	演	坦男3	に破り	規則第		5 電気		通信番	が小米		規則第		4 電気	週信番	Ń H	項第1	規則第	5 圖河	4	ф	頃の電	規則第		l qı	0 ;		規則第											לי	 	電気通信	<del></del>		
_	電気通信番号	通信番号	の電気		規則第9条第1		電気通信番号	重气涌住来早	週信番号		項第2号の電気	規則弗9宗弗		電気通信番号	通信番号	Ń Ì	頂第1号の電気	規則第9条第1			Jul De la Company	頃の電気通信番		電気通信番号	  -  -  -  -		通信番	規則第5条第1	電気通信番号												電気通信番号の種	<del></del>		
規則第9条第1 電気通信番号	電気通信番	通信番号			規則第9条第1 から始まる電		電気通信番号	重气涌住来早	週信番号		項第2号の電気 信番号	名のの画	がまる重		通信番号	Ń :		祭第	電河逓	野介が近角ロ A フハフコ	JID I	頭の電気通信番 通信番号	祭第	電気通	  -  -  -  -	) 	通信番	条第1 02	電気通信番号 00											===	電気通信番号の種 電気通信番号			
<u>一</u>	電気通信番号 20	通信番号	の運気					重气涌住来早			ììì	后 H O	がまる重	電気通信番号 91 C D E	通信备亏·	N I I	頂第1号の電気	条第 1 G	電気通信番号 ABCDE	野介が近角ロ A フハフコ	<u></u>	番通	条第2 ら	電気通信番号	  -  -  -  -	) 	通信番 始	条第1 02	電気通信番号		るもの	用いられてい	見えない形で	最終利用者に		(2) うち呼転送	(1) 番号使用数				番号の種 電			
<u>一</u>	電気通信番号 20	通信番号	の運気				電気通信番号	重气涌住来早	通信番号		ììì	名のの画	がまる重	電気通信番号 91 C D E	<b>迪信番号</b>	Ń ::	項第1号の電気	条第 1 G	電気通信番号 ABCDE	野介が近角ロ A フハフコ	J(0	番通	条第2 ら	電気通信番号	  -  -  -  -	) 	通信番 始	条第1 02	電気通信番号 00		<u></u> るもの の	用いられてい れているも	見えない形で 者に用いら	最終利用者にの最終利用	機能等により により自社		番号使用数 (3)	気通信番号			番号の種 電気通信番号			電気通信番号の使用状況報告等

													-								
備考 表中の[ ]の記載及び対象	注 <u>1</u> 電気通信番号の種別とは、電気通 掲げる電気通信番号の種別をいう。 <u>2</u> ~ <u>6</u> [略]													合計	気通信番号	から始まる電	0 0 9 1 X Y	通信番号	ら始まる電気	備識別番号 002 Y Z か	8 事業者設   0 0 X Y 又は
の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である	電気通信番号規則(平成 年総務省令第いう。																				
く全体に付した傍線は注記	号)別表に	, <u> </u>		·			<del></del>											 		 	
である。	[新設] 注 <u>1</u> ~ <u>5</u> [同左]		合計	通信番号	項第3号の電気	規則第10条第1	10 電気通信番号	通信番号	項第2号の電気	規則第10条第1	9 電気通信番号	通信番号	項第1号の電気	規則第10条第1	8 電気通信番号	通信番号	項第5号の電気	規則第9条第1	7 電気通信番号	通信番号	項第4号の電気
			+		是	まる電気通信	A B O から始			電気通信番号	50から始まる			電気通信番号	600から始まる			電気通信番号	881から始まる		

(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第三条 事 業 用 電 気 通 信 設 備 規 則 昭 和 六 + 年 郵政省令第三十号) の 一 部 を次 の ように改正する。

る規定の傍線を付した部分のように改める。

次

の

表

に

ょ

י) נו

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

の 傍

線

を付

Ū

た部分をこ

れに

順

次対

心

する改正後欄に掲げ

四 メタルインターネットプロトコル電話用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつて  四 [同上][一~三 略]	)を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならな「以上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)への通報(以下「緊急通報」と「、公条の二の四」電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関 第三途通報を扱う事業用電気通信設備)	従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。 ところに従い、あら点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに 間の分界点と端末設用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との間の分界 信番号を用いて電気を用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使 を用いた総合デジタ業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル 業用電気通信設備(	第	(定義) (定義) (定義) (に義) (に義) (に義) (に義) (に義) (に義) (に義) (に	改正後
]	(用電気通信設備は、消防機関 (以下「整電気通信番号規則等) 電気通信番号規則等	ところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示する信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)とのを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコル	、るメタルインターネットプロトコル電話用設備以下この条において「端末設備等分界点」といに、端と当該メタルインターネットプロトコル電話電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置、	(音声伝)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信番号を用いて電話用設備、インターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。 「アナログ電話用設備」とは、アナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。 「アナログ電話用設備」とは、事業用電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二 とで、アナログ電話用設備で限る。)、電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二 送役務の提供するインターネットプロトコルを間に限る。)であつて、他の電気通信投務を提供するインターネットプロトコル電話用設備で限る。)であつて、他の電気通信後務を提供するインタール通信用設備である。)であつて、他の電気通信音を開いて電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二 という一次の提供するインターネットプロトコルを間に限る。)との接続を行うために設置される電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二 という一次の提供するインターネットプロトコルを間に設置されるものをいう。	改正前

は、次に掲げる機能を有すること。

掲げる緊急通報番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するもので|第三十五条の六 [同上] なければならない。

[一~三略]

う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返しを行

掲げる緊急通報番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定 (第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。) は ターネットプロトコル電話用設備 (特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。) につ いて適用する 電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するイン

(接続品質)

第三十五条の十 [略]

[2略]

3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則別表第一号に掲げる固 び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。 た事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中 定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続し 「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及

(特定端末設備)

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表 条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるの 読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。 は「事業用電気通信設備規則 (昭和六十年郵政省令第三十号) 第三十五条の十五の二において 話用設備 (特定端末設備に限る。) について準用する。この場合において、端末規則第三十五 第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備 (電 プロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコ 気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。) に接続する端末設備等 (インターネット

> 1 規定する電気通信番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に

[ロ〜ホ 同上

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

[一一三 同上]

兀 [ 同上]

1

規定する電気通信番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に

[ 口~ホ 同上]

(適用の範囲)

|第三十五条の八 この款の規定 (第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。) は 、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供 するインターネットプロトコル電話用設備 (特定端末設備を除く。第三章第五節において同

(接続品質)

じ。) について適用する。

第三十五条の十 [ 同上]

[ 2 同上]

第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、 第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるもの を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条 規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に

(特定端末設備)

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九 とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の十五の一 第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」 条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロ において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。 トコル電話用設備 ( 特定端末設備に限る。 ) について準用する。この場合において、端末規則

(通話品質)

第三十五条の十八 プロトコル携帯電話用設備 ( 携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコ 気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。) に接続する端末設備等 (インターネット 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(電

回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。 通話 (アナログ電話端末との間の通話を含む。) における通話品質に関し、あらかじめ基準を 定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継 声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。) に接続するものを除く。) 相互間の ルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則別表第四号に掲げる音

2

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定 (第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。) は、音声伝送 役務の提供の用に供する事業用電気通信設備 (特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備 備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。)について適用する。 気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設 総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備 (電気通信回線設備に限る。 提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。 あるのは「電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を 番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。)」と 備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信 次条第一項において同じ。)の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の 十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備 ( 携帯電話用設備であつて、端末設

(異なる電気通信番号の送信の防止)

電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP

(特定端末設備)

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備 ( おいて、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「 電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。) について準用する。この場合に 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる 十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。 第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三

(接続品質)

第四十四条 [略]

2 前項 ( 第一号を除く。 ) の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使 2 前項 ( 第一号を除く。 ) の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通 用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用

規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。) に接続するものを除く。) 相互間 ルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中 の通話 (アナログ電話端末との間の通話を含む。) における通話品質に関し、あらかじめ基準 継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

[ 2 同上]

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定 (第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。) は、音声伝送 用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP 役務の提供の用に供する事業用電気通信設備 (特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備 HS用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。) について適用す 総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を

(通話品質)

|第三十六条の三||第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備 (電気通信回線設備に限る。 とあるのは「電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信 番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。)」 次条第一項において同じ。) の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の 役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。 備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信 十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備 ( 携帯電話用設備であつて、端末設

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 る電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインター ネットプロトコル電話用設備につい て準用する。 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定す

(特定端末設備)

|第三十六条の九| 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備 ( 」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十 号)第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとす の場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者 備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。) について準用する。こ に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設

(接続品質)

第四十四条 [同上]

信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質につ

する。この場合において、前項中「二線式アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信 設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十五条 [略]

2 . 3

- 4 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規 定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供する 用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロト 用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話 及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業 インターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二 コル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 5 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコ ル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則

5

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条 (第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の 」と読み替えるものとする。 、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備 三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲 メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と ついて準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインター ネットプロトコル電話用設備に トコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置する 「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロ

- 2 ル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコ 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則
- 3 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用し 先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。 て電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優

いて準用する。この場合において、前項中「二線式アナログ電話用設備」とあるのは「事業用 電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第四十五条 [同上] [ 2・3 同上]

コル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネッ 第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネット 五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるの 提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十 定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を は「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロト プロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。 トプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。 (アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備) 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規

第五十四条 第三十五条 (第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の 設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気 ットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「 三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第 通信設備」と読み替えるものとする。 設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信 あるのは「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネ 用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」と 一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話

- |2 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則 第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネット プロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。
- 3 号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先 通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番

備考 表中の[ の記載は注記である。

(端末設備等規則の一部改正)

第

次の

表

に

ょ

י) נו

改

正

前

欄

に

掲げ

る

規定

の

傍線を付

Ū

た部分をこ

れ

に順

次対

応す

る

改 正

後 欄

に

· 掲 げ

四 条 端 末 設 備 等 規 則 昭 和 六十 年 郵政省令第三十一 号 ) の 一 部を 次 のように 改正する。

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第二条 [略]	第二条 [ 同上 ]
2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。	2 [同上]
[一~五略]	[一~五 同上]
六 「 インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備 ( 電気通信番号規則 ( 平成	六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備 (電気通信番号規則 (平成九
年総務省令第号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役	年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声
務の用に供するものに限る。)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において	伝送役務の用に供するものに限る。) であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続に
インターネットプロトコルを使用するものをいう。	おいてインターネットプロトコルを使用するものをいう。
[七略]	[七 同上]
八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備 (電気通信番号規則	八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備 (電気通信番号規則
別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するも	第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するも
のに限る。) であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプ	のに限る。) であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプ
ロトコルを使用するものをいう。	ロトコルを使用するものをいう。
[九~二十五 略]	[九~二十五 同上]
(緊急通報機能)	(緊急通報機能)
第十二条の二(アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則別表第	第十二条の二(アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則第十一)
「緊急通報」という。)を発信する機能を備えなければならない。十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報(以下	「緊急通報」という。)を発信する機能を備えなければならない。 条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報(以下
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

( 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正 )

第 五 条 第 種 指 定 電 気 通 信設 備 接 続 料 規 則 平 成十二年郵政省令第六十四号) の一部を次のように

改正する。

次 の 表により、 改正 前欄に 掲 げる規定 の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

(機能)				(機能)			
第四条 法第三	一十三条第四項第	法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとお	衣の上欄及び中欄のとお	第四	_		
りとし、 それ	こぞれの機能に対	りとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備	設備及びこれの附属設備	M			
光びにこれら	並びにこれらを設置する土地及び施設	(以下「対象設備等」という。)	とする。				
機能	機能の区分	内容	対象設備	機能	機能の区分	内容	対象設備
[略]	[略]	[略]	[略]	[ 同上]	[同上]	[ 回刊]	[十回]
一端末系	]	[略]	[略]	二端末系	[同上]	[ 同上]	[ 同上]
交換機能	番号ポー タビ	番号ポータビリティを実現するため、第		交換機能	番号ポータビ	番号ポータビリティ(利用者が、当該利	
	リティ 機能	一種指定加入者交換機において、第一種			リティ機能	用者に係る端末系伝送路設備を識別する	
		指定端末系伝送路設備を識別するための				ための電気通信番号を変更することなく	
		電気通信番号により、他の電気通信事業				電気通信役務の提供を受ける電気通信事	
		者が設置する交換等設備に直接収容され				業者を変更することができることをい	
		た固定端末系伝送路設備(その一端が特				う。) を実現するため、第一種指定加入	
		定の場所に設置される利用者の電気通信				者交換機において、第一種指定端末系伝	
		設備に接続される伝送路設備をいう。)				送路設備を識別するための電気通信番号	
		又は当該他の電気通信事業者が設置する				により、他の電気通信事業者が設置する	
		交換等設備を識別する機能				交換等設備に直接収容された固定端末系	
						伝送路設備 (その一端が特定の場所に設	
						置される利用者の電気通信設備に接続さ	
						れる伝送路設備をいう。) 又は当該他の	
						電気通信事業者が設置する交換等設備を	
						識別する機能	
	[略]	[略]			[ 同上]	[ 圓斗]	
略]		[略]	[略]	[ 同上]		[ 回斗]	[十回]

基 礎 的 電 気 通 信 役 務 の 提 供 に 係 る 交 付 金 及 び 負 担 金 算 定 等 規 則 の — 部 改 正

第 六 条 基 礎 的 電 気 通 信 役 務 の 提 供 に 係 る 交 付 金 及 び 負 担 金 算 定 . 等 規 則 平 成 + 四 年 総 務 省 一 令 第 六 +

四号)の一部を次のように改正する。

ŕ 後 L そ 欄 て 次 改 の 掲 に の 標 げ 掲 表 正 後 記 げ る に 欄 部 そ る ょ 規 ı) に 分 の 掲 が 標 定 げ 異 記 改 の る な 部 傍 正 対 る 分 線 前 象 も に を 欄 規 付 の に 定 掲 は 重 し で 改 又 げ 傍 改 は 線 る 正 破 規 正 前 を 前 欄 付 線 定 欄 の で に L 傍 掲 に た 井 こ げ 線 h規 れ だ を 付 る 定 部 に 対 以 対 象 分 U 下 又 応 規 の こ よう す は 定 る を の 破 も 改 条 に 線 の に 改 正 で を 後 お め、 进 掲 欄 61 h げ て 改 だ に 部 て 掲 \_ 正 11 げ 前 対 分 をこ な る 欄 象 対 規 及 11 も 象 定」 れ び 規 改 に の は、 لح 対 定 正 لح 後 61 応 こ う。 欄 L す れ て に る 移 を 対 改 加 は 動 応 正

える。

	改正後		改	前
附則		附則		
る字句は、その目、	ぃぞぃ司長の下闌こ曷げる字可とする。 次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げ	8 [同上		
	[略]	[同上] [同上]	占	[同上]
五条第一項第一	八年四月一日以降IP電話 ( 電気通	五条第一項第一	算定対象原価	平成十八年四月一日以降IP電話 (電気通信番
号	第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに号規則(平成 年総務省令第 号)別表	号		第一項第一号に規定する電気通信番号を使用す号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条
	限る。以下「IP電話」という。) に移行した			るものに限る。以下「IP電話」という。
	电			
	に供しているものとみなして計算した算定対象			提供の用に供しているものとみなして計算した
	原価			算定対象原価
[略]	[略]	[ 同十]	<b>니</b> ]	[ 恒4]
9.10 略]		[9・10 同上]		
	対象となる雷気通信番号		)種別	対象となる雷気通信番号
1 固定電話番号	ABCDEFGHJ	1 電気通信番号規則第	育1項に規	$00 \times_1 \times_2 \times 1 \pm 002 \times_1 \times_2$
2 付加的役務電話番号	A B O D E F G H J X は A B O D E F G H J K	定する電気通信番号		
3 音声伝送携帯電話番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90	2 電気通信番号規則第5条第2項に規		$0091 N_1 N_2$
	CDEFGHJK	定する電気通信番号		
4 無線呼出番号	204DEFGHJK	3 電気通信番号規則第	則第9条第1項第1	ABCDEFGHJ
5 特定IP電話番号	5 O C D E F G H J K	号に規定する電気通信番号	配	
6 FMC電話番号	600DEFGHJK	4 電気通信番号規則第	則第9条第1項第2	91 C D E から始まる13けたを超えない十進数字
7 特定接続電話番号	91CDEから始まる13桁を超えない十進法による数字	号に規定する電気通信番号	品	
8 事業者設備識別番号	00XYXI\$002YZ	5 電気通信番号規則第9条第1項第3		70 C D E F G H J K 、80 C D E F G H J
	0 0 9 1 X Y	山	中	90CDEFGHJK
		电気通信番号期行机分子	9 条第 1 項第 4	204DEFGHJK
		7 電気通信番号規則第9条	週信番号	881から始まる15けたを超えない十進数字
		号に規定する電気通信番号		
		8 電気通信番号規則第10条第1項第1	10条第1項第1	600DEFGHJK
		号に規定する電気通信番号	品	
		9 電気通信番号規則第	則第10条第1項第2	50 C D E F G H J K
		号に規定する電気通信番号	即	

	│10 電気通信番号規則第10条第1項第3│ABODEFGHJ又はABODEFGHJK│││
	号に規定する電気通信番号
注1 電気通信番号の種別は電気通信番号規則(平成 年総務省令第 号)別表に掲げ	[新設]
る電気通信番号の種別をいう。	
<u>2</u> 8 の頂及び の頂に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通	<u>注1 1の項及び2の項</u> に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信
信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識	事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別
別するための電気通信番号が続くものに限る。	するための電気通信番号が続くものに限る。
<u>3</u> 2の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供	<u>2</u> 10の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供
する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。	する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。
備考(表中の[)]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	注記である。

総 務 省 関 係 法 令に 係 る行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 する法 律 施 行 規 則 の 一 部 改

正

第 七 条 総 務 省 関 係 法 令に 係 る 行 政 手 続等に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 する法 律 施 行 規 則 平

成 + 五 年 総 務 省 令 第 四 + 八 号 の 部 を 次 の ように 改 正 する。

次 の 表 に ょ ı) 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 U た 部分をこれ に順 次 対 応する改 正 一後欄に . 掲 げ

る 規 定 の 傍 線 を 付 L た 部 分の ように 改 め る。

		改正後		改正前
別表	別表(第三条関係)		別表(第三条関係)	
	法令名	条項	[同上]	[ 同上]
]	略]	[略]	[同十]	[ 同十]
雷	電気通信事業法(昭和五十	第十条第一項及び第二項(第十二条の二第二項において準用	[ 同上]	第十条第一項及び第二項 (第十二条の二第二項において準用
<b>†</b> 1	九年法律第八十六号)	する場合を含む。)、第十三条第二項、第十六条第一項及び		する場合を含む。)、第十三条第二項、第十六条第一項及び
		第二項、第三十八条の二、第五十条の二第二項(第五十条の		第二項、第三十八条の二、第八十条第二項、第八十六条第二
		六第二項において準用する場合を含む。)、第五十条の六第		項及び第三項、第百十七条第二項及び第三項 (同項について
		三項、第八十条第二項、第八十六条第二項及び第三項、第百		は、第百二十二条第三項において準用する場合を含む。)、
		十七条第二項及び第三項(同項については、第百二十二条第		第百三十一条(第百三十八条第四項において準用する場合を
		三項において準用する場合を含む。)、第百三十一条(第百		含む。)、第百六十五条第一項並びに第百七十二条第一項
		三十八条第四項において準用する場合を含む。)、第百六十		
		五条第一項並びに第百七十二条第一項		
_	略]	[略]	[ 同上]	[ 同上]
雷	電気通信番号規則(平成	第十二条第二項 (第五項において準用する場合を含む。)及	電気通信番号規則(平成九	第十五条及び第十八条
1	年総務省令第 号)	び第三項並びに第十三条第一項	年郵政省令第八十二号)	
]	略]	[略]	[同十]	[ 同上]
備考	表中の[ ]	の記載は注記である。		

端 末 機 器 の 技 術 基 準 適 合認 定等に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正

八 条 端 末 機 器 の 技 紨 基 準 適 合認 定等 に 関 す る 規 則 平 成 + 六年総務省令第十五号) の 一 部を次 の

ように改正する。

第

次 の 表 に ょ ı) 改 正 前 欄 に . 掲 げる 規 定 の傍線 を付 した部分をこれ に順次対 応する改正 後欄 に . 掲 げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
る。 (対象とする端末機器) (対象とする端末機器)	第三条 [ 同上] (対象とする端末機器)
[一略]	
二 インターネットプロトコル電話用設備 (電話用設備 (電気通信番号規則 (平成 年総務	一(インターネットプロトコル電話用設備(電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省)
省令第 号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に	令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務
供するものに限る。) であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインター	の用に供するものに限る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてイ
ネットプロトコルを使用するものをいう。) に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電	ンターネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボ
話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置を	タン電話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する
いう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器	装置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器
三 インターネットプロトコル移動電話用設備 (移動電話用設備 (電気通信番号規則別表第四	三(インターネットプロトコル移動電話用設備 (移動電話用設備 (電気通信番号規則第九条第
号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限	項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限
る。) であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコ	る。) であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコ
ルを使用するものをいう。) に接続される端末機器	ルを使用するものをいう。)に接続される端末機器
[四~六 略]	[四~六 同上]
[2略]	[ 2 同上]
備考 表中の[ ] の記載は注記である。	

有線一 般 放 送 の 品 質 に関する技 術基 準を定める省令の一部 · 改正)

第 九 条 有 線 般 放 送 の 品 質 に 関 す る 技 術 基 準 · を 定 める省 **令** 平 成二十三年総務省令第九十五号)

の

一部を次のように改正する。

次 の 表 に ょ י) נו 改 正 前 欄 に 掲 げる 規定 の 傍線 を付 した部分をこれに対応する改正 後 欄 に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

う。 ・ 大介・までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。以下同じ。)により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。以下同じ。)により第二十三条のIPアドレス(受信使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信を調) (定義)	(定義) 第二条 [略] 第一~十三 中用してに 登備を識別 3。		
第 十 □ 二 △	第二十六条までに 離別するために用 を		
十 二 二 へ	規定する条件に適いる番号、記号そのは、有線テレビジョ		
十	合したネットワー・という。)を第二という。)を第二という。)のであって		
十 □ 第	クを用いて伝送する以下同じ。)によい十一条のIPアドレインター ネットプロ		
十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。映用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(中四 「IP放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であってインターネットプロトコニ条 [同上] 改 正 前	第		
たする条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。ために用いる電気通信番号をいう。以下同じ。)により第二十三条かられる放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(ハ式」とは、有線テレビジョン放送等であってインターネットプロトコル	( 定義) ( 定義) ( 定義) ( 定義)		
したネットワークを用いて伝送する方式をいう。連信番号をいう。以下同じ。)により第二十三条から1P放送」という。)を第二十一条のIPアドレス (テレビジョン放送等であってインターネットプロトコース 正 前	ために用いる電気! とは、有線! ひは、有線!		
を用いて伝送する方式をいう。以下同じ。) により第二十三条から() を第二十一条のIPアドレス() 等であってインターネットプロトコ	したネットワーク: 連信番号をいう。! エP放送」という。! テレビジョン放送!	正	
方式をいう。	を用いて伝送する) を第二十一条寺であってインタ		
	方式をいう。のIPアドレーネットプロ・		

( 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正 )

第十 条 第二種 指 定 電 気 通 信設 備 接 続 料 規 則 (平成二十八年総務省令第三十一号)の一

部

を次のよう

に改正する。

次 の 表により、 改正 一前欄 に . 掲 げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正 後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

[ 2 同上]	[2略]
われる文字の伝送交換を行う機能	行われる文字の伝送交換を行う機能
四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行	四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して
する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能	
気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信	交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
( 平成十二年郵政省令第六十四号) 第四条の表二の項に規定するものをいう。) により、電	電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継
三  番号ポータビリティ転送機能  番号ポータビリティ (第一種指定電気通信設備接続料規則	三(番号ポータビリティ転送機能)番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける
[一・二 同上]	[一•二 略]
	に応じ、当該各号に定めるものとする。
(第四条 [同上]	第四条 法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分 第四条
改正前	改正後

## 附則

第 律 条 平 ·成三十二 こ の 省 令は、 年 法 律 第二十四号。 電 気 通 信 事 業 法 以 及 び 下 \_ 玉 改 立 正 研究開 法」 ۲ 発法 ١J う。 人情 附 報 則 通 信 第 研究機 条第二号に 構 法 の 一 掲 げ 部 を る 規 改 正 定 する法 の 施 行

の日 (平成 年 月 日) から施行する。

第二条 こ の省令による改 正 後 の 電 気 通 信 事 業 報告規 則 第 八条 の 規 定 は 報 告期 限 が 平 成三十二年四

月 日以 後である報告から適 用 ŕ 同 日 前 の 報告に つ ١J て は、 な お 従 前 の 例 に よる。

総務省告示第

号

総務大臣が別に告示する番号を次のように定め、 電気通信事業法施行規則 (昭和六十年郵政省令第二十五号) 第二十九条の四第三号の規定に基づき 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研

部を改正する法律 (平成三十年法律第二十四号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行

の日 (平成 年 月 日) から施行する。

平 成

年

月

日

究機構法の一

総務大臣 石 田 真敏

よる数字 又はネットワークに対して割り当てた同表の右欄に掲げる数字から始まる15桁を超えない十進法に ITU-T勧告E.164に準拠した番号であって、ITU-Tが次の表の左欄に掲げるサービス

International Freephone Service	800
Inmarsat SNAC	870
Iridium Communications Inc.	8816又は8817
Globalstar	8818又は8819
Thuraya RMSS Network	88216

2 超えない十進法による数字 ITU-T勧告E.212に準拠した番号であって、 ITU-Tが割り当てた901から始まる15桁を